

PART 740
LICENSE EXCEPTIONS
許可例外

Sec.		Page
740. 1	序文	1
740. 2	すべての許可例外に対する制約	1
740. 3	限度価額の出荷 (LVS)	4
740. 4	カントリーグループBの国への出荷 (GBS)	6
740. 5	民間の最終需要者 (CIV)	6
740. 6	制限を受ける技術及びソフトウェア (TSR)	7
740. 7	コンピュータ (APP)	8
740. 8	[Reserved]	
740. 9	一時的な輸入、輸出、再輸出、及び移転 (国内における移転) (TMP)	10
740. 10	許可例外 部品及び装置のサービス及び交換 (RPL)	16
740. 11	政府、国際組織、化学兵器禁止条約に基づく国際査察機関及び国際宇宙ステーション (GOV)	19
740. 12	贈与品及び人道的寄贈品 (GFT)	27
740. 13	規制されない技術及びソフトウェア (TSU)	29
740. 14	手荷物 (BAG)	32
740. 15	航空機、船舶及び宇宙空間用の飛しょう体 (AVS)	35
740. 16	特別に許容される再輸出 (APR)	40
740. 17	暗号貨物、ソフトウェア及び技術 (ENC)	42
740. 18	農産物 (AGR)	51
740. 19	コンシューマ用通信機器 (CCD)	52
740. 20	許可例外 戦略的取引認可 (STA)	54
740. 21	キューバ人支援 (SCP)	60
740. 11付則 1	許可例外GOVの使用に対する追加制限事項	65
付則 1	カントリーグループ	
付則 2	人道的許可例外のもとに基本的ヒューマンニーズを満たすために寄贈することができる品目	
付則 3	許可例外ENC優遇国	

PART 740 (第740章) 一許可例外

§ 740.1 序文

本章において、EAR というときは、15 CFR chapter VII, subchapter C をいう。

(a) 適用範囲

“許可例外”は、本章に記載されている認可であって、所定の条件に基づいて以下の品目の輸出又は再輸出を可能にするものである：

- ・ EAR § 774 付則 1 の商務省規制品リスト (CCL) の中で 1 つ以上の輸出規制分類番号 (ECCN) で示される一般禁止事項 1、2、3 又は 8 に基づいて、許可例外が適用できなければ、輸出許可が必要な輸出管理規則 (EAR) 対象品目；及び
- ・ EAR § 746 で定める禁輸政策に基づいて輸出許可が必要な EAR 対象品目。

輸出又は再輸出が、禁輸仕向地に関する一般禁止事項 6 の対象である場合、許可例外が適用できるか否かを判定するために、EAR § 746 を参照しなさい。特別な貨物規制が、供給不足物資品目に適用される。供給不足物資理由で規制される CCL 掲載品目についての許可例外は、EAR § 754 で見出せる。輸出又は再輸出が一般禁止事項 5 の対象となる場合、EAR § 744 を調べなさい。輸出又は再輸出が一般禁止事項 4、7、9 又は 10 の対象となる場合、許可例外は適用されない。

再輸出を認可する許可例外は、その許可例外に基づく再輸出に対する条件が満たされる場合、国内における移転についても認可する。

(b) 保証

積荷の通関手続き及び許可例外使用の書類での証明については、EAR § 758 を参照しなさい。

(c) 許可例外記号

各許可例外は、輸出通関目的で使われる 3 文字の記号を持つ (本節の (d) 項参照)。

(d) 電子輸出情報 (EEI) の申告

許可例外に基づく品目のすべての輸出について、必要とされる EEI の申告に、該当する許可例外の記号 (例えば、LVS、GBS、CIV) に対応する正確な輸出許可コード及び正確な輸出規制分類番号 (ECCN) (例えば、4A003、5A002) を記入しなければならない。一時的に米国にある品目であって、§ 740.9 (b) (3) のもとに許可例外 TMP の条項に合致する品目は、この要求事項から除外される。EEI の要求事項については EAR § 758.1 及び FTR の 15 CFR Part 30 を参照のこと。

(e) Destination Control Statement [仕向地規制注意文]

EAR § 758.6 の仕向地規制注意文の要求事項に従って、貿易書類に、しかるべき仕向地規制注意文を記入することを要求される場合がある。

(f) 記録保管

いずれかの許可例外のもとでの輸出に関連する取引の記録は、EAR § 762 の記録保管要求事項に従って保管しなければならない。

§ 740.2 すべての許可例外に対する制約

(a) 以下のうち、1 つ以上に該当する場合、いずれの許可例外も使うことができない：

- (1) あなたの許可例外使用の正当化が停止又は無効にされたか、あなたが意図した輸出に許可例外が適用できない場合。
- (2) 輸出又は再輸出が、10 の一般禁止事項のうちの 1 つに対象となり、許可例外が不適格で、かつ、BIS によって認可されていなかった場合。
- (3) 品目が、電話、口頭若しくは電子通信の秘密傍受のために主として有用なもの、又は関連のソフトウェアであって、ECCN 5A0001. f. 1、5A980、5D001 (5A0001. f. 1 のためのもの、又は 5E001. a (5A0001. f. 1 に係る技術若しくは 5D001. a (5A0001. f. 1 のためのもの) に係る技術) のためのもの)、又は 5D980 で規制されるもの (ただし、その品目が米国政府機関の公的な使用に向けて及びその公的な使用のた

- めに引き渡される場合を除く) (本章の § 740. 11 (b) (2) (ii)、米国政府の職員又は機関による公務での使用 (GOV) 参照)。5E001. a (5A0001. f. 1 に係る技術、又は 5D001. a (5A0001. f. 1 のためのもの) に係る技術) 又は 5E980 には、いかなる許可例外も適用されない。
- (4) 輸出又は再輸出される品目が、EAR § 742. 7 [犯罪取締り理由] で定められる輸出許可要求事項の対象であって、輸出又は再輸出が以下に該当しない場合：
- (i) オーストラリア、インド、日本、ニュージーランド若しくは NATO (北大西洋条約機構) 加盟国 (EAR § 772. 1 にリストしている NATO 加盟国を参照のこと) に向けて行われるもの；
 - (ii) § 740. 11 (b) (2) (ii) により是認されるもの (米国政府の職員及び機関による公的使用)；
 - (iii) EAR § 740. 14 (e) により是認されるもの (個人用の特定のショットガン及びショットガン砲弾)；又は
 - (iv) EAR の § 740. 20 により是認されるもの (許可例外 STA)。
- (5) (i) 品目がミサイル技術 (MT) 理由により規制されている場合 (ただし、ECCN 6A008、7A001、7A002、7A004、7A101、7A102、7A103、7A104、7A105、7B001、7D001、7D002、7D003、7D101、7D102、7E003、7E101 若しくは 9A515 で定める品目は、宇宙空間用の飛しょう体、有人航空機、陸上車両若しくは海上船舶の部品として、或いは § 740. 9 (a) (4) (補充部品からなるキットについての許可例外 TMP)、§ 740. 10 (許可例外 RPL)、§ 740. 13 (許可例外 TSU)、又は § 740. 15 (b) (船舶、航空機又は宇宙船の恒久的な使用のための装置及びスペアパーツについての許可例外 AVS) に基づいて、これらの用途のための交換部品として適切な量において、輸出することができる)。
- (ii) ECCN 2A001 又は 2A101 で定められる MT 規制貨物は、§ 740. 9 (a) (2) (i) (許可例外 TMP) 又は § 740. 10 (許可例外 RPL) に基づいて、以前に合法的に輸出若しくは再輸出された装置のための 1 対 1 の交換で輸出又は再輸出することができる。
- (6) 制裁規定を設けられた仕向地 (キューバ、イラン、北朝鮮、シリア、及びウクライナのクリミア半島地域) に輸出又は再輸出される場合又は限定された制裁 (ロシア) に基づいて輸出許可が必要とされる場合 (ただし、許可例外又はその一部が、EAR § 746 の特定の被制裁国に関係する許可例外の欄に明確に掲載されている場合を除く)。
- (7) 許可例外 GOV (§ 740. 11 (b) (2)) を除いて、以下に該当する 6E001 又は 6E002 の技術に許可例外が適用できる：
- (i) ECCN 6A002 で規定される光子検出器、マイクロボロメータ [微細化された熱型センサ] 検出器、焦電気検出器、マルチスペクトル検出器、赤外線フォーカルプレーンアレー検出器 (IRFPAs) であって、900nm 超 5,000 nm 以下の波長範囲で最大感度を有するもの (1,000nm 超 30,000 nm 以下の波長範囲で最大感度を有する硫化鉛若しくはセレン化鉛の IRFPAs であって、検出素子の数が 16 以下のものを除く) の“開発”又は“製造”のために必要な技術；又は
 - (ii) ECCN 6A002 で規定される第 3 世代以降のイメージ増強管 (例えば、電子衝撃能動画素センサー (EBAPS)) の“開発”又は“製造”のために必要な技術。
- (8) 品目が ECCN 2A983、2A984、2D983、2A984、2E983 又は 2E984 で規制されているもの [爆発物自動探知関連品目]、ただし、下記の許可例外は適用できる：
- (i) RPL—§ 740. 10 の条項に基づく場合 (カントリーグループ E: 1 国 (§ 740 付則 1 参照) に向けて代替部品の輸出及び再輸出を禁止している § 740. 10 (a) (3) (v) を含む)；
 - (ii) GOV—§ 740. 11 (b) (2) (ii) の条項において適格なものに限定される場合；又は
 - (iii) TSU—§ 740. 13 (a) 及び (c) の条項に基づく場合。
- (9) [Reserved]
- (10) 輸出又は再輸出される貨物が、EAR § 742. 11 の輸出許可要求事項の対象であるもの。
- (11) 品目が ECCN 0A919 の対象となる“軍用貨物”である場合 (ただし、当該軍用貨物が § 740. 11 (b) (2) (ii) (米国政府の職員又は機関による公務での使用) に従って再輸出することができる場合を除く)。
- (12) 品目が 9x515 又は“600 シリーズ”の ECCN で記述されており、かつ、カントリーグループ D: 5 (EAR § 740 付則 1 参照) にリストされる国を仕向地とする場合、これらの国から出荷される場合、又はこれらの国で製造される場合 (ただし、以下に該当する場合を除く)：
- (i) カントリーグループ D: 5 を仕向地とする又はカントリーグループ D: 5 に所在する 9x515 又は“600

- シリーズ”の品目が、許可例外 GOV (EAR § 740.11(b)(2)) に対して適格である場合；及び
- (ii) カントリーグループ D:5 を仕向地とする又はカントリーグループ D:5 に所在する 1A613.c 又は.d の品目が、許可例外 TMP (EAR § 740.9(a)(11)) 又は許可例外 BAG (EAR § 740.14(h)(2)) に対して適格である場合。
- (13) ミサイル技術 (MT) 理由で規制される“600 シリーズ”の品目は、許可例外 STA (EAR § 740.20) に基づいて輸出、再輸出、又は移転 (国内における移転) を行ってはならない。ECCN 9D610.b、9D619.b、9E610.b、又は 9E619.b 若しくは.c で規制される品目は、許可例外 GOV (EAR § 740.11(b)(2)) を除いて、許可例外が適用できない。次の許可例外のみが、カントリーグループ D:5 (EAR § 740 付則 1 参照) で特定される仕向地以外の仕向地に“600 シリーズ”の品目を輸出するのに利用することができる：
- (i) 許可例外 LVS (EAR § 740.3)；
- (ii) 許可例外 TMP (EAR § 740.9)；
- (iii) 許可例外 RPL (EAR § 740.10)；
- (iv) 許可例外 TSU (EAR § 740.13(a)、(b)、(f) 及び(g))；
- (v) 許可例外 GOV (EAR § 740.11(b) 又は(c))；
- (vi) 許可例外 BAG (§ 740.14)；及び
- (vii) 許可例外 STA (EAR § 740.20(c)(1)) (ただし、適用されるすべての条件 (“600 シリーズ”に固有の条件を含む) が満たされている場合に限る)：
- (A) カントリーグループ A:5 にリストされる国々の一つ又は米国を仕向地とする場合；
- (B) カントリーグループ A:5 にリストされる国々のうちの一か国政府若しくは米国政府の軍隊、警察、準軍事的組織、法執行機関、税関、矯正機関、消防機関若しくは捜索救助機関による究極的な最終用途を目的とする場合、又はカントリーグループ A:5 にリストされる国々のうちの一つ又は米国において、当該政府機関、米国政府、若しくは米国に在住する者による究極的な最終用途のための、“開発”、“製造”、動作、据付、メンテナンス、修理、オーバーホール、若しくは分解修理を目的とする場合；
- (C) EAR § 740.20(b)(2) に記載される許可例外 STA の使用に対する条件に従って移転される場合；並びに
- (D) 関連する ECCN において許可例外 STA に基づいて輸出されることが排除されていない場合、又は審査及び通関手続きが終わるまで、ECCN 9A610.a の最終品目に対する EAR § 740.20(g) における要求事項が満たされた場合。
- (14) ECCN 0A521、0B521、0C521、0D521 及び 0E521 に番号分類される品目は、許可例外 GOV (§ 740.11(b)(2)(ii)) 又は個々の ECCN 0Y521 の品目に対して § 774 付則 5 で特定される品目固有の許可例外のみが適用される。
- (a) (14) 項に対する注：**品目固有の許可例外が適用できるのは、§ 774 付則 5 で指定される各 ECCN 0Y521 のエントリーに固有のものであって、この付則の他の ECCN 0Y521 のエントリーに対しては使用してはならない。米国政府は、当該品目が ECCN 0A521、0B521、0C521、0D521 及び 0E521 に番号分類される時点で、許可例外 GOV (§ 740.11(b)(2)(ii)) に加えて、何らかの許可例外が適用されるか否かについての決定を行う。
- (15) それらが 1,400 万ドル以上の“600 シリーズ主要防衛装備品” (§ 772.1 で定義されるもの) を含む契約のもとに売却される場合、カントリーグループ A:5 (EAR § 740 付則 1 参照) にリストされていない国への“600 シリーズ”の品目の輸出は、許可例外 GOV (EAR § 740.11(b)) に基づく米国政府の最終需要者へのものを除いて、いかなる許可例外も適用できない。
- (16) それらが 2,500 万ドル以上の“600 シリーズ主要防衛装備品” (§ 772.1 で定義されるもの) を含む契約のもとに売却される場合、カントリーグループ A:5 (EAR § 740 付則 1 参照) にリストされる国への“600 シリーズ”の品目の輸出は、許可例外 GOV (EAR § 740.11(b)) に基づく米国政府の最終需要者へのものを除いて、いかなる許可例外も適用できない。
- (17) § 748.5 で規定される取引当事者は、§ 744 付則 6 の未証明者リスト [Unverified List] でリストされる (EAR § 744.15 参照)。
- (18) ミサイル技術 (MT) 理由で規制される 9x515 の品目は、許可例外 STA (EAR § 740.20) のもとで、

輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）されてはならない。

(19) CCL で NS、MT、NP1、又は CB 理由で規制される EAR 対象品目を香港に輸出又は再輸出する者が、その品目に関して以下の書類の一つを受け取っていない場合：

(i) 香港の輸出入（戦略物資）規則（許可例外に基づいて輸出若しくは再輸出される品目であって、香港の輸入許可が必要とされるものを対象とし、かつ、EAR の対象となる輸出若しくは再輸出の日時点で効力を有するもの）に基づいて、香港特別行政区政府により香港の輸入者に発行される輸入許可証のコピー；又は

(ii) 輸出若しくは再輸出される一以上の品目を香港に輸入するのに輸入許可証が不要である旨の香港特別行政区政府による書面でのステートメントのコピー。

このステートメントは香港の輸入者に直接発行される場合があり、また、一般市民が入手できる書面でのステートメントとなる場合がある。このステートメントは、香港の法律の正確なステートメントである限り、香港への複数の輸出又は再輸出に使用できる。

(20) CCL で NS、MT、NP1、又は CB 理由で規制される EAR 対象品目を香港から再輸出する者が、その品目に関して以下の書類の一つを受け取っていない場合：

(i) 香港の輸出入（戦略物資）規則（許可例外に基づいて再輸出されるすべての品目であって、香港の輸出許可が必要とされるものを対象とし、かつ、EAR の対象となる再輸出の日時点で効力を有するもの）に基づいて、香港特別行政区政府により発行される輸出許可証のコピー；又は

(ii) 再輸出される一以上の品目に対して香港の輸出許可証が不要である旨の香港特別行政区政府による書面でのステートメントのコピー。

このステートメントは香港の再輸出者に直接発行される場合があり、また、一般市民が入手できる書面でのステートメントとなる場合がある。このステートメントは、香港の法律の正確なステートメントである限り、香港への複数の輸出又は再輸出に使用できる。

(a) 項の注： 米国政府の他の機関の単独の輸出規制管轄下にある品目は、EAR に基づく許可例外又は他の認可によって、認可することはできない。あなたの品目が米国政府の他の機関の単独の管轄下にある場合、当該他機関の規則に基づいて、あなたの輸出許可要求事項を判定しなければならない。輸出規制の統制責任を持っている米国政府の他の省庁及び機関については、EAR § 734.3(b) 及び § 730 付則 3 を参照のこと。

(b) すべての許可例外は、全体又は一部について、予告なく改訂、停止又は取消しされることがある。例えば不正な輸出又は再輸出を防ぐために、積荷又は輸出取引について、その経過のどんな段階においても止めることが、BIS として必要な場合がある。さらに、積荷がすでに輸送途上にある場合、いかなる寄港地においても積荷の返還又は荷降ろしを命じることが必要になる場合がある。

(c) BIS は、米国のワッセナーの義務に従うため、輸出者に通知することにより、許可例外を停止又は無効にすることができる。加えて、BIS は、輸出者に対し許可例外を使用する前に、計画された輸出に関し BIS に届出書を提出することを通知することができる。

(d) 許可例外に基づいてイラクに輸出又は再輸出された品目のイラク国内における特定の移転に対する制限については、§ 746.3 を参照しなさい。

§ 740.3 限度価額の出荷 (LVS)

(a) 適用範囲

許可例外 LVS は、CCL 上で、“LVS-\$ (限度価額)”により識別される適用可能な貨物の単一の出荷での輸出及び再輸出を是認する。

(b) 適用可能な仕向地

同一の注文に含まれ、かつ、CCL 上で同じ ECCN のエントリーで規制される貨物の正味価額が、そのエントリーの LVS 欄において明記される総額を超えない場合、この許可例外は、カントリーグループ B (§

740 付則 1 参照) のすべての仕向地に適用できる。

(c) 定義

(1) 注文

この § 740.3 で用いられる用語“注文”は、米国外に所在する者又はその者の代理人が、輸出者から貨物を輸入する意図を表明する連絡を意味する。注文のすべての細目が輸出時点で最終的に決定される必要はないが、商品が許可例外 LVS のもとに輸出できる前に、これらの貨物の販売価格に加えて、輸出される貨物の種類と量に関する条件が、最終的に決定されていなければならない。

(2) 正味価額：LVS による積荷に関して

同一の注文に含まれ、かつ、CCL 上で同じエントリーで規制される貨物の実際の販売価額（輸送費を除く）、又は、米国内で同じタイプの購入者に対する当該貨物の現在の市場価額のどちらか高額の金額とする。貨物の実際の販売価額又は現在の市場価額を確定する際に、輸出されている貨物の容器の価額は除外することができる。LVS でいうところの価額は、輸出されている規制貨物の価額であって、分離して出荷される場合、許可の対象とならない成分の価額を差し引くことによって減額することはできない。容器とこれらの成分の合計価額を、輸出申告書上で 1 つの輸出統計番号 B で示されなければならない場合、輸出者は、この許可例外のもとに出荷を遂行する際に、貨物の説明のすぐ下に、入れている貨物の“正味価額”を示さなければならない。

(3) 単一出荷

たとえこれらの貨物が 1 人以上の最終荷受人に発送される場合であっても、同じ輸出運送業者で、1 人の輸出者から 1 人の荷受人に向けて或いは中間荷受人に向けて同時に行われるすべての貨物の移送とする。この方法で輸送される貨物は、たとえ貨物が複数の注文で提示されるか、別々の容器の中にあるとしても、単一出荷として取り扱われる。

(d) 更なる適格性要件及び制限

(1) 適用できる注文

この許可例外が適用できるために、注文は次の基準に合致していなければならない：

(i) 注文は、適用される“LVS”ドル価額の限度を超えてはならない。CCL 上で同じエントリーで規制される貨物の“正味価額”が、そのエントリーの“LVS”欄で明記される総額を超えない場合、その注文は LVS に基づいて出荷が適格である。LVS による出荷には、複数の適格な注文を含むことができる。

(ii) 注文は、該当する LVS ドル限度に合致するために分割することができない。適用される LVS ドル価額限度に見かけ上の合致を与えるために、適用される LVS ドル価額限度を超える 1 つの注文を、2 つ以上の注文としてゆがめて提示したり、2 つ以上の出荷に分割することができない。しかし、すべての LVS 適格性要件（適用される LVS ドル価額限度を含む）に合致する 1 つの注文は、2 つ以上の出荷に分けることができる。

(iii) 注文は、正当なものでなければならない。輸出者と荷受人は、連帯して又は個々に、適用される LVS ドル価額限度に合致させるために注文を構築したり、調整することができない。

(2) LVS 注文の年間の価額に対する制約

単一の ECCN に分類される貨物の同じ最終荷受人又は中間荷受人への暦年ごとの輸出合計価額は、その ECCN の LVS 価額限度の 12 倍を超えてはならない；しかし、価額が超えなければ、出荷の数に制限はない。この年間の価額限度は、たとえ出荷が複数の中間荷受人を通してなされるとしても、同一の最終荷受人への出荷に適用される。1 回の出荷に含むことができる注文数に対する制約はない（ただし、ECCN ごとの年間の価額限度を超えてはならない）。

(3) 複数の LVS ドル価額限度が適用される注文

1 つの注文に、CCL の複数のエントリーで規制される貨物を含むことができる。この場合、注文全体の正味価額は、CCL の単一のエントリーの LVS ドル価額を超えることができる。しかし、各 ECCN のエントリーで規制される貨物の正味価額は、そのエントリーで指定される LVS ドル価額限度を超えてはならない。

(3) 項の例：1 つの注文に価額が 8,000 ドルの貨物を含んでいる。この注文は、2 つの ECCN のエン

トリーで規制される貨物からなり、それぞれの LVS 価額限度は 5000 ドルである。1 つの ECCN で規制される注文の貨物の価額は 3,500 ドルで、他の ECCN で規制されるものの価額は 4,500 ドルである。各エントリーで規制される貨物の正味価額は、そのエントリーに適用される LVS ドル価額限度の範囲内に納まるので、この注文はこの許可例外に基づいて輸出することができる。

(4) 輸出許可要求事項の回避の禁止

輸出許可要求事項を回避するために、この許可例外を使用することに関わるいずれの行為も禁止される。このような方策には、これに限らないが、本節の (d) (1) (ii) 及び (iii) 項によって禁止される、適用される LVS ドル価額限度に合致させるために注文を分割したり、構築することを含む。

(5) 暗号部分品又はスペアパーツの輸出及び再輸出

ECCN 5A002 のもとに“EI”理由で規制される部分品又はスペアパーツに関して、この許可例外のもとでの輸出及び再輸出は、以前に輸出又は再輸出が認可された貨物を支援することを予定するものでなければならない。

(e) 再輸出

貨物が LVS のもとに米国から新たな仕向国に輸出できた場合、その貨物はこの許可例外のもとに再輸出することができる。

(f) 報告要求事項

許可例外 LVS のもとでの特定の貨物の輸出に関する報告要求事項については、EAR § 743.1 を参照しなさい。

§ 740.4 カントリーグループ B の国への出荷 (GBS)

許可例外 GBS は、商務省カントリーチャート (EAR § 738 付則 1) が、最終仕向地に対し国家安全保障理由でのみ輸出許可要件を指示している貨物であって、CCL で“GBS - Yes”により識別されるもののカントリーグループ B (§ 740 付則 1 参照) への輸出及び再輸出を是認するものである。許可例外 GBS のもとでの特定の貨物の輸出に関する報告要求事項については EAR § 743.1 を参照しなさい。

§ 740.5 民間の最終需要者 (CIV)

(a) 適用範囲

許可例外 CIV は、商務省規制品リスト (CCL) (EAR § 774 付則 1) に掲げる品目であって、NS 理由でのみ商務省カントリーチャート (EAR § 738 付則 1) に従って最終仕向地に対して輸出許可要件を有するもののうち、輸出規制分類番号 (ECCN) の許可例外欄の中で“CIV=yes”により特定されるものの輸出及び再輸出について、当該品目がカントリーグループ D:1 (北朝鮮を除く) (本章の § 740 付則 1) における民間の最終用途のため、当該国に所在する民間の最終需要者を仕向地とする場合には是認するものである。

(b) 制限事項

(1) 制限される最終需要者及び最終用途

品目が、軍사용途又は軍関連の最終需要者に輸出、再輸出又は (国内において) 移転されること或いはこれらの意図があることを、あなたが“知って”いる場合、CIV を用いることができない。

そのような輸出、再輸出及び (国内における) 移転は、引き続き輸出許可を必要とする。軍사용途には、通常の軍関連の活動に加えて、EAR § 744 で定められ、かつ、禁止される拡散活動を含む。

(2) 在留資格

許可例外 CIV のもとでのみなし輸出 [Deemed exports] は、在留資格が期限切れの外国人に対しては是認されない。みなし輸出の事案において、米国からのビザを所持することを必要とされる場合、外国籍の者が正当な米国ビザを保持していることを確かなものとするは輸出者の責任である。

(c) 報告要求事項

この許可例外のもとでの特定の品目の輸出に関する報告要求事項については、EAR § 743.1 を参照しなさい。

§ 740.6 制限を受ける技術及びソフトウェア (TSR)

(a) 適用範囲

許可例外 TSR は、商務省カントリーチャート (EAR § 738 付則 1) が、最終仕向地に対し国家安全保障理由でのみ輸出許可要件を指示しており、かつ、CCL のエントリーで“TSR – Yes”により識別される技術及びソフトウェアについて、当該ソフトウェア又は技術がカントリーグループ B (§ 740 付則 1 参照) を仕向地とする場合、その輸出及び再輸出を可能にする。この許可例外のもとに輸出又は再輸出をする前に、荷受人から書面による誓約書が必要である。

(1) 技術の輸出に必要な誓約書

この許可例外のもとでの技術の輸出又は再輸出について、輸入者が BIS の輸出許可又は許可例外なしに以下のことを行わないという書面による誓約書を、あなたが輸入者から受け取るまで、行うことができない：

- (i) カントリーグループ D:1、E:1、若しくは E:2 に掲げる国の国民に技術を再輸出若しくは提供すること；又は
- (ii) 当該技術を用いて外国で製造された直接製品が CCL で識別されるところにより国家安全保障規制の対象である場合において（一般禁止事項 3 (EAR § 736.2(b)(3) を参照しなさい)、当該外国製直接製品をカントリーグループ D:1、E:1、又は E:2 に輸出すること；又は
- (iii) 当該技術を用いて製造された直接製品がプラント全体又はプラントの主要構成装置である場合であって、かつ、そのプラント又はそのプラントの主要構成装置を用いて外国で製造された直接製品が CCL で識別されるところにより国家安全保障規制の対象であるか、“ITAR の対象” (22 CFR § 120 から § 130 参照) である場合において、上記の直接製品をカントリーグループ D:1、E:1、又は E:2 に輸出すること。

(2) ソフトウェアの輸出に必要な誓約書

この許可例外のもとでのソフトウェアの輸出又は再輸出について、輸入者が BIS の輸出許可若しくは許可例外なしに以下のいずれも行わないという書面による誓約書を、あなたが輸入者から受け取るまで、行うことができない：

- (i) カントリーグループ D:1、E:1、若しくは E:2 に掲げる国の国民にソフトウェア若しくはソフトウェアのソースコードを再輸出若しくは提供すること；又は
- (ii) 当該ソフトウェアを用いて外国で製造された直接製品が CCL で識別されるところにより国家安全保障規制の対象である場合において、当該外国製直接製品をカントリーグループ D:1、E:1、又は E:2 に輸出すること。（一般禁止事項 3、EAR § 736.2(b)(3) を参照しなさい）。

(3) 書面による誓約書の形式

必要な誓約書は、輸入者からの書状又はその他の書面による文書（ファクシミリによる通信文を含む）の形式で作成するか、或いは、誓約書は、誓約内容を明確に収載したライセンス契約書に組み込むことができる。ライセンス契約書に収載される誓約文は、ライセンス契約書の期限満了日以降も、誓約内容が履行されることを契約書に明記される場合にのみ、受け入れられる。上記の書面による誓約書を受け取れない場合、許可例外 TSR は適用できず、輸出許可が必要となる。輸出許可申請書には、誓約書を得ることができなかった理由を説明する申告を含まなければならない。

(4) その他の許可例外

この許可例外の要求事項は、他の許可例外のもとでの技術又はソフトウェアの輸出には適用されない、或いは外国特許出願書に含まれる技術若しくはソフトウェアの輸出に対しては、その出願が米国特許局の規則に従う場合、適用されない。

(b) 報告要求事項

許可例外 TSR のもとでの特定の品目の輸出に関する報告要求事項については、EAR § 743.1 を参照しなさい。許可例外 TSR の条項のもとでの、米国内の外国籍の者への EAR 対象の技術又はソースコードの提供に関しては、報告が必要としない点に注意しなさい。

§ 740.7 コンピュータ (APP)

(a) 適用範囲

(1) 貨物

許可例外 APP は、コンピュータ (ECCN 4A003 で規制される“電子組立品”及びこれらのために特別に設計した部分品を含むであって、本節で規定するコンピュータ Tier の国での消費のために単体又はシステムの一部として輸出又は再輸出されるものの輸出、再輸出及び移転 (国内における移転) を是認する。許可例外 APP が適用できるか否かを判定するためにコンピュータを評価する場合、ECCN 4A003 に掲げるその他の技術的パラメータは除外して、APP 値を用いなさい。

(2) 技術及びソフトウェア

許可例外 APP は、コンピュータ (ECCN 4A003 に分類される“電子組立品”及びこれらのために特別に設計した部分品を含むの“開発”、“製造”又は“使用”のために特別に設計又は改造された ECCN 4D001 及び 4E001 で規制される技術及びソフトウェアのうち、本節で規定するコンピュータ Tier の国への輸出を是認する。

(b) 制限事項

(1) 4A003. g で規制される関連装置は、この許可例外のもとに是認される適格なコンピュータと別々に輸出又は再輸出される場合は、この許可例外のもとに輸出又は再輸出することはできない。

(2) アクセス及び提供の制限

(i) [Reserved]

(ii) 技術及びソースコード

許可例外 APP が適用できる技術及びコンピュータは、キューバ、イラン、北朝鮮、スーダン又はシリアの国民に提供することはできない。

(3) 許可例外 APP が適用できるコンピュータ及びソフトウェアは、BIS から事前の認可 (即ち、輸出許可証、許可される再輸出、他の許可例外、又は“*No License Required*” [許可不要]) なしに、再輸出又は (国内における) 移転を行うことができない。この制限については、*Destination Control Statement* (仕向地規制注意文—EAR § 758.6 を参照しなさい) により荷受人に通知しなければならない。さらに、コンピュータ Tier 3 の荷受人には、本節の (b) (5) 項の最終用途及び最終需要者に関する制限について、通知しなければならない。

(4) この許可例外は、あなたの仕向国に対して許された適格限度を超えるように APP 値を強化するために使用されることをあなたが知っている品目を輸出又は再輸出するために使うことはできない。

(5) 許可例外 APP は、EAR § 744.2、§ 744.3、§ 744.4 及び § 744.5 のもとでの輸出許可要求事項の対象となる核、生物化学兵器又はミサイル関連の最終需要者及び最終用途のための輸出、再輸出及び (国内における) 移転については、是認しない。そのような輸出、再輸出及び (国内における) 移転は、引き続き輸出許可を必要とし、個別に審査される。適格な国におけるこれらの最終需要者及び最終用途への再輸出及び (国内における) 移転については、事前の許可がなければ厳しく禁止されている。

(6) 在留資格が期限切れの外国籍の者は、この許可例外のもとでの技術又はソースコードのみなし輸出を受けることができない。みなし輸出の事案において、米国からのビザを所持することを必要とされる場合、外国籍の者が正当な米国ビザを保持していることを確かなものとするのは輸出者の責任である。

(c) コンピュータ Tier 1 仕向国

(1) 適用できる仕向国

本節の (c) 項のもとに輸出及び再輸出を受けられる仕向国 :

アルバニア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルーバ、オーストラリア、オーストリア、パハマ、バングラデシュ、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ポリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、**ミャンマー**、ブルンジ、カメルーン、カーボヴェルデ、中央アフリカ共和国、チャド、チリ、コロンビア、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キュラソー、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリ

トリア、エストニア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア共和国、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、香港、ハンガリー、アイスランド、インドネシア、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、日本、ケニヤ、キリバス、韓国、ラトビア、レソト、リベリア、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア連邦、モナコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセント-グレナディーン諸島、サントメ・プリンシペ、サモア、サンマリノ、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、セント・マーチン（オランダ自治領、セント・マーチン島の5分の2の地域）、スロバキア、スロベニア、ソロモン諸島、ソマリア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、台湾、タンザニア、トーゴ、トンガ、ティモール・レステ、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ、ツバル、ウガンダ、英国、ウルグアイ、バチカン市国、ベネズエラ、西サハラ、ザンビア、及びジンバブエ

(2) 適用できる貨物

すべてのコンピュータ（電子組立品を含む）及びこれらのために特別に設計した部分品は、本節の(b)項の制限事項を条件として、Tier 1の仕向地に対して許可例外 APPのもとに輸出又は再輸出することができる。

(3) 適用できる技術及びソフトウェア

(i) APP 値が無制限のコンピュータのための本節の(a)(2)項で定められている技術及びソフトウェアについては、許可例外 APPのもとにカントリーグループ A:5 にリストされる国に輸出、再輸出、移転（国内における移転）をすることができる；並びに

(ii) APP 値が 40 加重テラ FLOPS (WT) 以下のコンピュータのための本節の(a)(2)項で定められている“開発”及び“製造”技術並びにソースコードについては、本節の(b)項の制限事項を条件として、Tier 1の仕向国（本節の(c)(3)(i)項に掲載されている仕向地を除く）の外国籍の者に対して、許可例外 APPのもとに、みなし輸出を行うことができる。

(iii) APP 値が 200WT 以下のコンピュータのための本節の(a)(2)項で定められている“使用”技術及びソースコードについては、本節の(b)項の制限事項を条件として、Tier 1の仕向国（本節の(c)(3)(i)項に掲載されている仕向地を除く）の外国籍の者に対して、許可例外 APPのもとに、みなし輸出を行うことができる。

(d) コンピュータ Tier 3 仕向国

(1) 適用できる仕向国

本節の(d)項のもとでの適格な仕向地：

アフガニスタン、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、~~ミャンマー~~カンボジア、中国、コモロ、ジブチ、エジプト、グルジア、インド、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、コソボ、クウェート、キルギスタン、ラオス、レバノン、リビア、マカオ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、オマーン、パキスタン、カタール、ロシア、サウジアラビア、セルビア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、バヌアツ、ベトナム、及びイエメン

(2) 適用できる貨物

ナシ

(3) 適用できる技術及びソースコード

(i) APP 値が 16 加重テラ FLOPS (WT) 以下のコンピュータのための本節の(a)(2)項で定められている“開発”及び“製造”技術並びにソースコードについては、本節の(b)項の制限事項を条件として、本節の(d)(1)項で定められている Tier 3の仕向国の外国籍の者に対して、許可例外 APPのもとに、みなし輸出を行うことができる。

(ii) APP 値が 32WT 以下のコンピュータのための本節の (a) (2) 項で定められている“使用”技術及びソースコードについては、本節の (b) 項の制限事項を条件として、本節の (d) (1) 項で定められている Tier 3 の仕向国の外国籍の者に対して、許可例外 APP のもとに、みなし輸出を行うことができる。

(e) 報告要求事項

許可例外 APP のもとでの特定の品目の報告要求事項について、EAR § 743.1 を参照しなさい。

§ 740.8 [Reserved]

§ 740.9 一時的な輸入、輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）(TMP)

この許可例外は、種々の一時的な輸出及び再輸出、一時的に米国にある品目の輸出及び再輸出、並びにベータテストソフトウェアの輸出及び再輸出を是認するものである。

(a) 一時的な輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）

許可例外 TMP は、本 (a) 項で指定される規定に従うことを条件として、米国外での一時的な使用（公海における使用又は公海上の使用を含む）のための品目の輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）を是認するものである。以下のいずれかに該当する場合、いかなる品目も、本 (a) 項のもとに輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）をすることができない：

品目を取得するための注文書（例えば、発注書）が、出荷前に受け取られた場合；

品目が本許可例外の条件を逸脱して米国外にとどまることを、事前に認識していた場合；又は

品目が、その後の米国外でのリース若しくはレンタルのためのものである場合。

これらの TMP 特有の条項におけるさまざまな国及びカントリーグループの言及（例えば、9x515 又は“600 シリーズ”の品目のカントリーグループ D:5 の仕向地への輸出に関する言及）は、許可例外全般での使用に関する EAR § 740.2 の禁止事項を限定したり、変更するものではない。

(1) 職業用具

輸出者又は輸出者の被雇用者が使用するための職業用具としての貨物及びソフトウェアの輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）は、カントリーグループ E:1 以外の仕向地に限り行うことができる。職業用具は、輸出者又は輸出者の被雇用者の“有効な管理”のもとに置かなければならない。適用できる品目は、輸出者の合法的な事業又は仕事で使用するための通常で相応な種類と数量の職業用具である。職業用具には、限定されるものではないが、品目の製作を依頼したり品目の役務を提供するために必要な貨物及びソフトウェアが含まれる（但し、これらの貨物又はソフトウェアがこの目的のために適切であり、かつ、製作依頼されたり役務を提供されるすべての品目が、外国製のものであるか、EAR の対象となる場合には、合法的に輸出、再輸出、又は移転された場合に限る）。職業用具は、米国から出国する個人が携行するか、米国から出国する日から 1 か月前までの期間或いは出国後はいつでも、携行せずに発送することができる。職業用具として使用されるソフトウェアは、不正なアクセスに対して保護されていなければならない。不正なアクセスを防ぐ助けとなるセキュリティ上の予防措置の例には、以下の措置を含む：

(i) この許可例外のもとに是認されるソフトウェアの伝送及び使用を含む行為のための IT ネットワークにアクセスする場合に、安全な接続（例えば、仮想専用網接続網）を用いること；

(ii) この許可例外のもとに是認されるソフトウェアを格納する電子デバイスに対するパスワードシステムの使用；並びに

(iii) この許可例外のもとに是認されるソフトウェアを格納する電子デバイスに対する個人用ファイアウォールの使用。

(2) スーダン

本節の (a) (1) 及び (a) (3) 項のカントリーグループ E:1 の仕向地の除外にかかわらず、EAR § 740.19 (b) にリストされている品目は、スーダンへの職業用具として輸出又は再輸出することができる。この (a) 項のその他のすべての要求事項及び制限事項が、上記の輸出及び再輸出に適用される。

(3) 以下の制限事項を条件として、“技術”は媒体又は形態の如何にかかわらず、米国人により若しくは米国人に向けて、或いは国外に渡航する米国人若しくは国外に一時的に出向する米国人の外国人の被雇用者により又はこれらの者に向けて、輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）を行うことが

できる：

(i) 外国人は、彼らが輸出許可、許可例外（TMP を除く）又は輸出許可不要により受取ることが是認される“技術”のみを輸出、再輸出、移転（国内における移転）又は受領することができる。

(ii) この認可のもとに輸出、再輸出、又は移転された“技術”のみが、米国人又は認可された外国人によって所有又は使用することができる。

その“技術”の不正な提供を防止するため十分なセキュリティ予防措置が講じられなければならない。そのようなセキュリティ予防措置には、“技術”の暗号化、セキュアネットワーク接続（例えば、仮想プライベートネットワーク）の使用、“技術”が蓄積されている電子デバイス若しくはメディアにおけるパスワード若しくはその他のアクセス制限の使用、並びに不正なアクセスを防止するためのファイアウォール及びその他のネットワークセキュリティ手段の使用が含まれる。

(iii) 個人は米国政府の被雇用者であるか、例えば外国の子会社によってではなく、米国人により直接的に雇用された者である。

(iv) この適用除外のもとに是認される“技術”は、輸出許可又は許可例外（TMP を除く）により是認されない限り、外国での生産のため又は技術援助のために使用されてはならない。

(4) 交換部品又は交換部分品から構成されるキット

交換部品又は交換部分品から構成されるキットは、以下に該当する場合、すべての仕向地（カントリーグループ E:1（§ 740 付則 1 参照）を除く）に輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）することができる：

(i) 部品及び部分品は、1 対 1 の交換として輸出される場合、本節の(a) (4) (iii) 項に基づく積荷として適格であること；

(ii) そのキットが、輸出者又は輸出者の従業員の有効な管理のもとにとどめられていること；並びに

(iii) キットの中のすべての部品及び部分品が返送されること（ただし、許可例外 RPL の要求事項に従って、1 対 1 の交換を行うことができ、かつ、欠陥部品及び欠陥部分品が返送される場合を除く）（本章の § 740.10(a) 項の部品、部分品、附属品及びアタッチメントを参照のこと）。

(5) 展示会及びデモンストレーション

本(a) (5) 項は、すべての仕向地（カントリーグループ E:1（本章の付則 1 参照）を除く）での展示会又はデモンストレーションのための貨物及びソフトウェアの輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）について、それらが米国外にある間、輸出者が当該貨物及びソフトウェアの所有権を保持する場合であって、かつ、それらが米国外にある間、輸出者、輸出者の従業員又は輸出者が指定した営業担当者が、当該貨物及びソフトウェアの“有効な管理”を保持する場合、是認するものである。貨物及びソフトウェアは、米国外にある間、有効なデモンストレーションのための必要最小限の範囲を超えて使用されてはならない。貨物及びソフトウェアは、BIS の許可がなければ、1 つのサイトで設置及びデバッグした後 120 日を超えて、展示又はデモンストレーションすることができない。しかし、展示会又はデモンストレーション、別のサイトへの移動中、米国若しくは外国の再輸出者への返送、又はその他の処分についての BIS の承認の前後において、輸出者がこれらの処分について“有効な管理”を保持するならば、当該貨物及びソフトウェアを保税倉庫又は貯蔵施設に置くことができる。この種類の取引の輸出書類には、米国外における貨物及びソフトウェアの管理者気付で、最終荷受人として輸出者を示さなければならない。

(6) 点検、試験、較正、及び修理

米国外で点検、試験、較正又は修理される貨物は、本(a) (6) 項のもとに、すべての仕向地（カントリーグループ E:1 を除く）に、輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）することができる。

(7) コンテナ

コンテナであって、他の許可例外が適用できず、かつ、貨物の輸出に必要なものは、本(a) (7) 項に基づいて、輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）することができる。しかし、本項は、コンテナの内容物が、輸出許可を免除されていない場合において、許可例外又は輸出許可のいずれかに基づいて輸出が単独で認可されなければならないものの輸出については、是認しない。

(8) メキシコでの組立て

本(a) (8) 項に基づいて、メキシコの保税工業化計画（マキラドーラ）に参加する企業、工場又は施設

によって最終製品に加工、組立て又は組み込まれた後、米国への返送を必要とする貨物は、それから生じるすべての最終製品（又は、貨物自身）が米国に返送される場合、通関をうけてメキシコに輸出することができる。

(9) 報道機関

(i) ニュース取材の目的に必要な貨物（及びその貨物の使用に必要なソフトウェア）について、その貨物が次に該当する場合、“派遣”記者（すなわち、ニュース取材報道企業から信任された者）は、キューバ、北朝鮮、スーダン、又はシリア（§ 740 付則 1 参照）に、一時的に輸出又は再輸出することができる：

(A) 貨物が、仕向国において、輸出を行うニュース取材企業の“有効な管理”のもとで保持されること；

(B) 貨物が、仕向国において、当該報道機関のスタッフの物理的な所有下に置かれること。この (a) (9) 項でいうところの用語物理的な所有とは、不正なアクセスを防ぐための有効な手段を維持すること（例えば、施錠された設備の中で装置の安全を確保すること、又は、装置を保護する警備員を雇用すること）をいう；かつ

(C) 旅行終了後、当該報道機関のスタッフから貨物が返却されること。

(ii) 米国から本 (a) (9) 項のもとに輸出する場合、輸出者は、目的地と出発及び帰国予定日を明記した、輸出貨物のパッキングリスト又は同様の特定情報のコピーを、bis.compliance@bis.doc.gov に電子メールしなければならぬ。輸出執行部 (OEE) は、本 (a) (9) 項の条項が正しく用いられていることを確認するために、返送について検査することができる。

(iii) 報道機関のスタッフが、他のすべての目的地に携行するニュース取材目的のために必要な貨物又はソフトウェアは、ニュース取材企業によって所有される場合、又は個々の報道機関のスタッフ個人の所有物である場合、本節の (a) (1) 項（職業用具）のもとに輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）されなければならない。ニュース取材企業が契約企業の従業員に当該装置の責任を負うべきことを指示した場合、本節の (a) (1) 項（職業用具）及び (a) (9) 項（報道機関）は、任務中の期間においてニュース取材企業の管理下にある独立した“派遣”契約スタッフを、これらの条項を使用することから除外しないことに注意すること。

(10) 米国人の外国の子会社、系列会社又は施設への一時的な輸出

米国人により所有又は管理されている子会社、系列会社又は施設に向けて米国人により輸出される部分品、部品、工具、附属品、又は試験装置（その部分品、部品、工具、附属品、又は試験装置が、品目を製造、組立て、試験、生産又は改造するために使用されるべきものである場合であって、上記の部分品、部品、工具、附属品、又は試験装置が、BIS による事前の認可なしには、単独又は他の品目に組み込まれた形で、上記の子会社、系列会社又は施設に移転（国内における移転）又は再輸出されないことを条件とする）。

(11) ECCN 1A613. c 又は. d に番号分類される個人防護装具

(i) カントリーグループ D:5 で特定されない国への一時的な輸出、再輸出、又は国内における移転
米国人は、以下に該当する場合、カントリーグループ D:5 で特定されない国に向けて、ECCN 1A613. d に番号分類される防護装具一式（ECCN 1A613. c に番号分類される 1 個のヘルメットを含むことができる）又は ECCN 1A607. f に番号分類される 1 セットの化学剤若しくは生物剤の防護服（これには ECCN 1A607. x に番号分類される 1 個の追加のフィルター付吸入缶を含めることができる）を一時的に輸出又は再輸出することができる：

(A) その品目が、米国人の手荷物又は持ち物に入れられること（携行されるか携行されないかを問わない、但し郵送は不可）；かつ

(B) その品目が、米国人の専用のものであって、所有権の移転のためのものではないこと（他の米国人に再輸出されたり、移転（国内における移転）される場合を除く）。

(ii) カントリーグループ D:5 で特定される国への一時的な輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）

(A) イラク

米国人は、本節の (a) (11) (i) 項の要求事項が満たされる場合、イラクに向けて、ECCN 1A613. d に番号分類される個人用の防護装具一式（1A613. c に番号分類される 1 個のヘルメットを含む

ことができる) 又は ECCN 1A607. f に番号分類される 1 セットの化学剤若しくは生物剤の防護服 (これには ECCN 1A607. x に番号分類される 1 個の追加のフィルター付吸収缶を含めることができる) を一時的に輸出又は再輸出することができる。それに加えて、その米国人は、米国政府機関に所属しており、かつ、公式の職務で旅行しているか、米国政府の契約を支援するために旅行していなければならない、或いはその米国人は、イラク政府の直接の認可に基づいてイラクに旅行しており、かつ、イラク政府のための活動、イラク政府に代わっての活動、又はイラク政府の要請を受けた活動に従事していなければならない。イラク政府からの直接の認可に関する文書には、英訳を添付しなければならない。

(B) カントリーグループ D:5 のその他の国

米国人は、本節の (a) (11) (i) 項の要求事項が満たされる場合であって、かつ、その米国人が公式の職務で旅行する米国政府機関に所属しているか、米国政府の契約を支援するために旅行している場合、ECCN 1A613. d に番号分類される防護装具一式 (1A613. c に番号分類される 1 個のヘルメットを含むことができる) 又は ECCN 1A607. f に番号分類される 1 セットの化学剤若しくは生物剤の防護服 (これには ECCN 1A607. x に番号分類される 1 個の追加のフィルター付吸収缶を含めることができる) を個人用としてカントリーグループ D:5 国 (イラクを除く) に向けて、一時的に輸出又は再輸出することができる。

(iii) この (a) (11) 項に基づいて輸出、再輸出、又は移転 (国内における移転) される品目は、米国外で是認された一時的な使用の通常の過程で消費又は破壊されない場合、できる限り速やかに (ただし、遅くとも輸出、再輸出、又は移転 (国内における移転) された日から 4 年以内に)、米国又は他の国 (その品目がそのようにして移転された移転元の国) に返送されなければならない。

(12) 米国人

この § 740.9 でいうところにおいて、米国人は次のように定義される：

米国市民である個人、8 U. S. C. 1101 (a) (2) で定義される正当な定住者である個人、又は 8 U. S. C. 1324b (a) (3) で定義される保護された個人である個人。

米国人は、また、米国の法律又は米国内での司法権のもとに組織される法人 (例えば、会社、事業連合体、合名会社、協会団体、企業合同体、又は米国内でビジネスを行なうことを認可されたその他の事業者、組織若しくはグループ) を意味する。

(13) 仕向地

仕向地制限は、本節のいずれかの是認項で指定される国又はこれらの国民による所有、管理、リース又はチャーターのもとにある船舶、航空機又は領土に向けての、及びこれらでの使用のための一時的な輸出、再輸出、又は移転 (国内における移転) に適用される。

(14) 品目の返送又は処分

本節の (a) (11) 項で規定される品目を除いて、本節のもとに輸出、再輸出、又は移転 (国内における移転) されたすべての品目は、米国外で是認された一時的な使用の通常の過程で消費又は破壊されない場合、できる限り速やかに (ただし、遅くとも輸出、再輸出、又は移転 (国内における移転) された日から 1 年以内に)、米国又は他の国 (その品目がそのようにして移転された移転元の国) に返送されなければならない。返送されない品目については、次の方法のうちの一つにより、処分するか、保有しなければならない：

(i) 永続する輸出、再輸出、又は移転 (国内における移転)

米国外で当該品目の売却又はその他の処分を望む輸出者又は再輸出者は、この EAR の条項又はその他の適用される EAR の条項により許容される場合を除いて、EAR § 748.1、EAR § 748.4 及び § 748.6 に従って、輸出許可申請書を提出しなければならない。(EAR § 748 には、輸出許可申請書についての詳細な情報を収載している。) この申請書には、直接米国から目的とする仕向地に同じ品目を出荷するための輸出許可申請書に添付することが必要な書類を添付しなければならない。

(ii) 輸出許可証の使用

発行済の輸出許可証は、この発行済の輸出許可証が同じ品目の同じ新しい最終荷受人又は最終需要者への直接の出荷を認可していることを条件として、この (a) 項の条項で対象とする品目の処分に対しても使用することができる。

(iii) 1 年を越えて米国外で品目を保有するための認可

12 か月を超えて品目を一時的なロケーションで保有することを望む輸出者、再輸出者又は譲渡人は、1 年間の期間満了の 90 日前迄に、EAR § 748.1、EAR § 748.4 及び § 748.6 に従って、輸出許可申請書を BIS に提出しなければならない。この申請書には、輸出者の名前と住所、品目が輸出された日付、簡潔な製品の説明、及び延長の根拠を記載しなければならない。BIS が延長を承認した場合、申請者は、最初の輸出、再輸出、又は移転の日から 4 年を超えない延長の認可を受け取る。4 年を超える期間にわたり米国外で品目を保有するための請求は、本節の (a) (14) (i) 項の要求事項に従って行なわなければならない。

(b) 一時的に米国にある品目の輸出

(1) 米国を通過して輸送中の品目

以下の条件に従うなら、本 (b) (1) 項の条項は、米国税関・国境警備局で行われる移送輸出 (Transportation and Exportation [T. & E.]) 通関手続き [米国に商品が到着し、海外に再輸出するため別の米国港保税倉庫に移動する時に使用される通関方法] 又は直接輸出 (Immediate Exportation [I. E.]) 通関手続き [米国に商品が到着し、海外に再輸出するため、同じ港の保税倉庫に移動する時に使用される通関方法] のもとで米国を通過して輸送中の品目について、その輸出を認可する。

(i) 国家安全保障 (NS) 理由、核不拡散 (NP) 理由、又は化学生物兵器 (CB) 理由により規制される品目は、本 (b) (1) 項のもとで、それぞれ、カントリーグループ D:1、D:2、又は D:3 (§ 740 付則 1 参照) に輸出してはならない。

(ii) 品目は、本節のもとで、カントリーグループ E:1 に輸出してはならない。

(iii) 次に該当するものは、本 (b) (1) 項のもとで、米国から輸出してはならない：

- (A) 国際輸入証明書 (様式 BIS -645P) のもとで米国に出荷される貨物；
- (B) ECCN 1C350 で規制される化学製剤；又は
- (C) 海路で輸出するための馬 (EAR § 754 の供給不足物資規制参照)。

(iv) 本 (b) (1) の条項における輸出の認可は、本 (b) (1) 項の他の条項にもかかわらず、貨物若しくはソフトウェアの種類又はこれらの原産地に関係なく、カナダから米国を通過して他の外国の仕向地に輸送中のすべての積荷に適用されるものとする。

(2) 米国の展示会又は見本市でのマーケティング又は展示のために輸入される品目

以下の条件に従うなら、本 (b) (2) 項の条項は、マーケティング又は展示会若しくは見本市での展示のために米国に輸入され、保税倉庫に搬入されるか、これらの輸出のために用意された保税倉庫で一時的免税輸入を許可され、かつ、その保税倉庫の条件に従って輸出しようとしている品目の輸出を認可する。

(i) 品目は、米国に輸入された国に輸出できる。しかし、もともとキューバから輸入された品目については、米国政府がその国からの輸入を許可した場合を除き、輸出してはならない。

(ii) 以下の場合を除いて、品目は、輸入された国以外の仕向地に輸出できる：

- (A) 国際輸入証明書のもとで米国に輸入された品目；
- (B) カントリーグループ E:1 への輸出 (§ 740 付則 1 参照)；又は
- (C) 国家安全保障 (NS) 理由、核不拡散 (NP) 理由、又は化学生物兵器 (CB) 理由により、それぞれ規制される品目のカントリーグループ D:1、D:2、又は D:3 (§ 740 付則 1 参照) への輸出。

(3) 外国原産品目の返送

外国原産品目は、米国内にある間に、その特性と性能が改良されなかった場合、輸入された国から当該国に、この許可例外のもとに返送することができる (ただし、いかなる外国原産品目もキューバに返送してはならない)。

(4) 入国を拒否された積荷の返送

以下の場合を除いて、米国税関・国境警備局、食品医薬品局又はその他の米国政府機関により入国を拒否された品目の積荷は、元の国に返送することができる：

- (i) 仕向地が、キューバであること；又は
- (ii) 仕向地が、当該積荷について財務省の対外資産管理規則により通関を拒否されていること (ただし、そのような返送が財務省対外資産管理局により許可されているか、別な方法で認可されて

いる場合を除く) (31CFR § 500 から § 599)。

(b)項の注 1: '輸出取消し'の通関手続きにより米国の保税倉庫から引き出された貨物は、'通過中の移動'とみなされる。その他の種類の通関手続きにより保税倉庫から引き出された場合、又は通関手続きの種類に関係なく、その通過が訴訟手続きの実施のために遮断されている場合、“通過中の移動”とはみなされない。

(b)項の注 2: 船内又は機内に船積みされ、ある外国から他の外国へ米国を通過する品目は、以下に該当する場合、輸出許可なしで輸出できる:

(a) 輸送中に米国を通過する間、米国に入国した船舶又は航空機から荷下ろしされなかった場合、及び

(b) 当該品目が、元々、米国に向けての積荷目録に記載されていない場合。

(b)項の注 3: カナダ又はメキシコを始発地とする積荷であって、同じ国の国内の荷渡地への途中で、付随的に米国を通過するものについては、輸出許可を必要としない。

(c) ベータテストソフトウェアの輸出

(1) 適用範囲

この(c)項の条項は、一般公共への流通を目的とするベータテストソフトウェアが適用できる国への輸出及び再輸出を是認するものである。

(2) 適用できる国

ECCN 5D002 で規制される暗号ソフトウェアは、本(c)項の条項のもとに、カンントリーグループ E:1 に掲げる国への輸出又は再輸出については適用できない。その他のすべてのベータテストソフトウェアは、本(c)項の条項のもとに、キューバ、イラン、及びスーダンを除くすべての仕向地への輸出又は再輸出に適用できる。

(3) 適用できるソフトウェア

商務省規制品目リスト (EAR § 774 付則 1) で規制され、かつ、商務省が輸出許可を管轄するすべてのソフトウェアは、本(c)項の制限事項に従う場合、輸出及び再輸出が適格である。ECCN 5D002 で、“EI”理由により規制される暗号ソフトウェアは、輸出者が輸出時まで本節の(c) (8)項で定める情報を提出した場合、本(c)項のもとに輸出及び再輸出を行うことができる。テストを行なう荷受人により製作された最終暗号製品は、EAR § 742. 15(b) (対称鍵の鍵長が 64 ビットを超えるマスマーケット暗号貨物及びソフトウェアに関するもの)、又は EAR § 740. 17(許可例外 ENC)において適用される条項の対象となる (審査及び報告要求事項を含む)。

(4) 使用のための条件

この(c)項の条項のもとでのベータテストソフトウェアプログラムの輸出又は再輸出は、次の条件のすべてを満たさなければならない:

(i) ソフトウェア製作者は、General Software Note (EAR § 774 付則 2 参照)、又は商務省規制品目リスト (EAR § 774 付則 1 参照)の Category 5-Part 2 (“情報セキュリティ”)の暗号注釈で定めるところにより、ベータテストの完了後、当該ソフトウェアを一般公共向けに発売することを目的とすること;

(ii) ソフトウェア製作者は、テストを行う荷受人に無料又は複製と流通の原価を上回らない価額でソフトウェアを提供すること; かつ

(iii) ソフトウェアが、供給者の更なる実質的なサポートなしに最終需要者がインストールできるように設計されていること。

(5) 輸入者申告書 (Importer Statement)

この(c)項のもとに適格なソフトウェアを輸出又は再輸出する前に、輸出者又は再輸出者は、テストを行う荷受人から、以下の申告書 (この申告書は、輸入者、輸出されるソフトウェア、仕向国及びテストを行う荷受人を明記した契約書、NDA (秘密保持同意書) 又はその他の書類に含めることができる) を入手しなければならない。

「我々は、このベータテストソフトウェアがベータテストの目的のためだけに使用され、レンタル、リース、販売、サブライセンス供与、譲渡又はその他の方法で移転されないことを保証する。

さらに、我々は、このベータテストソフトウェアを用いて製造された直接製品である製品、プロ

セス又はサービスを、我々が移転又は輸出しないことを保証する。」

(6) 使用制限

テストを行う荷受人のうち、本節の(c) (5)項で要求される輸入者申告書を提出した者だけが、この(c)項の条項のもとに、当該荷受人に輸出又は再輸出されたベータテストソフトウェアを実行することができる。

(7) ソフトウェアの返却又は廃棄

輸出されたすべてのベータソフトウェアは、米国外で廃棄するか、ソフトウェア製作者によって定められたベータテスト期間終了日の30日以内（或いは、ソフトウェア製作者がテスト期間を定めていない場合は、このテストにおける荷受人の役割完了後30日以内）に輸出者に返却されなければならない。その他の方法として、この要求事項は、ベータテスト期間終了時まで、ソフトウェア及びそのすべてのコピーを破壊するソフトウェアモジュールにより満たすことができる。

(8) ベータテスト暗号ソフトウェアの届出

この許可例外のもとに適格なベータテスト暗号ソフトウェアについては、輸出又は再輸出時まで、EAR § 742 付則 6 の(a)から(d)項で定める情報を、E-mail で BIS(crypt@bis. doc. gov) 及び ENC 暗号請求コーディネータ(enc@nsa. gov)に提出しなければならない。

§ 740. 10 許可例外 部品及び装置のサービス及び交換 (RPL)

許可例外 RPL は、1 対 1 の部品、部分品、附属品、及びアタッチメントの交換に関連する輸出及び再輸出を是認するものである。また、許可例外 RPL は、現在“EAR 対象”の特定の品目であって、武器輸出管理法の権限のもとに発行された輸出又は再輸出の認可で記述された防衛物品に向けられるもの又はその防衛物品のためのもの、又はその防衛物品を交換するためのものの輸出及び再輸出を是認する。しかし、許可例外 RPL は、ITAR の対象となる防衛物品（すなわち、米国軍需品リスト(22 CFR 121. 1)で記述されているもの）の輸出又は再輸出については是認しない。

(a) 部品、部分品、付属品、及びアタッチメント

(1) 適用範囲

この(a)項の条項は、以前に輸出された装置又はその他の最終品目のための1対1の交換部品、部分品、付属品、及びアタッチメントの輸出及び再輸出を是認するものである。

(2) 部品、部分品、付属品、及びアタッチメントの1対1の交換

(i) 本節で用いられる用語交換部品、部分品、付属品、及びアタッチメントは、装置又はその他の最終品目の即時の修理のために必要な部品、部分品、付属品、及びアタッチメントを意味し、欠陥がある又は破損した部品又は部分品の交換を含む。(これらの用語には‘サブアセンブリ’を含むが、検査用計器又は稼働用の消耗品を含まない。用語‘ブアセンブリー’は、貨物の有する1つ以上の特定の機能を果たすために組立てられた多数の部品又は部分品を意味する。1例として、部分品がマウントされたプリント回路基板がある。この定義には、多数の‘サブアセンブリー’から構成されるような大きなサブシステムを含まない。)それらが取り付けられた装置又はその他の最終品目の基本設計特性（例えば、精度、能力、性能又は生産性）を改良又は変更する品目は、交換部品、部分品、付属品、及びアタッチメントであるとはみなされない。交換部品又は部分品から構成されるキットについては、本章の§ 740. 9(a) (4)を調べなさい。

(ii) 部品、部分品、附属品、又はアタッチメントは、次に該当する貨物に含まれる部品、部分品、附属品、又はアタッチメントと、それぞれ1対1で交換するためだけに輸出できる：

合法的に米国から輸出されたもの；

合法的に再輸出されたもの；又は

“EARの対象”(EAR § 734. 2(a)参照)となる許可された部品、部分品、附属品、又はアタッチメントを組込んで外国で作られたもの。

“600 シリーズ”の部品、部分品、附属品、又はアタッチメントは、次に該当する部品、部分品、附属品、又はアタッチメントと、1対1で交換するためだけに輸出できる：

合法的に米国から輸出されたもの；又は

合法的に再輸出されたもの。

(リビアに所在するインストールベースに対する輸出又は再輸出については、EAR § 764. 7 を参照

しなさい)。当初の米国の認可条件に違反してはならない。従って、交換部品、部分品、附属品、又はアタッチメントの輸出は、修理されるべき貨物を最初に輸出若しくは再輸出した当事者、又は最初の取引で適切な認可の存在を確認している当事者によってのみ行うことができる。

(iii) 交換された部品、部分品、附属品、又はアタッチメントは、米国外で破壊するか、交換品の供給者又はその供給者の実際の管理下にある外国企業に直ちに返送しなければならない。

(3) 許可例外 RPL の適用除外

(i) 輸出許可又はその他の認可のもとに輸出された貨物であって、その輸出許可又はその他の認可が以降の交換品は輸出許可によってのみ輸出することができるの条件を含んでいる場合、いかなる交換部品、部分品、附属品、又はアタッチメントも、上記の貨物を修理するために輸出してはならない。

(ii) いかなる部品、部分品、附属品、又はアタッチメントも、将来の使用のためのスペアパーツとして輸出されたり、米国外で保有することができない。交換品は、装置又はその他の最終品目の修理で利用されるそれらのスペアとして装置又はその他の最終品目の輸出に付随して許可されたスペアを交換するために輸出することができる。これは、部品、部分品、附属品、又はアタッチメントが使用されるレベルと矛盾のない範囲でスペアのストックを維持することを認める。

(iii) 品目が、核兵器、核爆発装置、EAR § 744.2(a) で定める行為に関連する核実験、放射線の照射を受けた特別な核物質若しくは放射線源物質の化学処理、重水の製造、放射線源の同位元素と特別な核物質の分離、又はプルトニウムを含む原子炉燃料の製造に組込まれるか使用される場合、EAR § 744.2(a) で定めるところにより、いかなる部品、部分品、附属品、又はアタッチメントも、EAR § 744 付則 3 掲載国 (§ 744.2(a) の特定の核最終用途規制の非対象国) を除くいかなる仕向先にも輸出することができない。

(iv) 交換される貨物が“航空機”(EAR § 772.1 で定義される) 又は国家安全保障 (NS) 理由で規制される場合、いかなる交換部品、部分品、附属品、又はアタッチメントも、カンントリーグループ E:1 国 (本章の付則 1 参照) (国際テロ行為を支援しているとして国務長官に指定された国) に輸出することができない。

(v) 修理されるべき貨物が ECCN 2A983 に番号分類される爆発物探知装置又は 2D983 に番号分類される関連ソフトウェアである場合、いかなる交換部品、部分品、附属品、又はアタッチメントもカンントリーグループ E:1 国 (本章の付則 1 参照) に向けて輸出することができない。

(vi) 修理される貨物が ECCN 2A984 に番号分類される遮蔽物体検出装置又は ECCN 2D984 に番号分類される関連するソフトウェアである場合、いかなる交換部品、部分品、附属品、又はアタッチメントもカンントリーグループ E:1 国 (本章の付則 1 参照) に輸出してはならない。

(vii) 外国原産製品の交換品としての部品、部分品、附属品、又はアタッチメントの外国への再輸出については、その交換品が提供される時点で、外国原産製品が本章のいずれかの許可例外又は EAR § 734.4 (De minimis 米国有率) の除外条項のもとで当該国に輸出できる場合、この(a)(3)項で定める部品、部分品、附属品、又はアタッチメントの交換に関する条件は適用されない。

(viii) 9x515 又は“600 シリーズ”の ECCN に番号分類される“部品”、“部分品”、“附属品”、又は“アタッチメント”は、カンントリーグループ D:5 (本章の付則 1 参照) にリストされる仕向地に輸出又は再輸出してはならない。

(4) 再輸出

(i) 米国から輸出された部品、部分品、附属品、又はアタッチメントは、本節の(a)(2)及び(a)(3)項で制定された条件を満たす場合、新たな仕向国に再輸出することができる。“EARの対象となる”1対1の交換部品、部分品、附属品、又はアタッチメントを再輸出する当事者は、修理される貨物が米国法に従って彼らの現在の所在地に出荷されたこと、及び引き続き合法的に使用されること、並びに交換部品、部分品、附属品、又はアタッチメントが再輸出される前か直後に貨物及びソフトウェア品が破壊されるか、米国に返送されるか、或いは交換部品を出荷したカンントリーグループ B 国 (本章の付則 1 参照) の外国企業に返送されることを確実なものとしなければならない。

(ii) “部品”、“部分品”、“附属品”、又は“アタッチメント”(9x515 及び“600 シリーズ”の ECCN を除く) の交換品に関連する(a)(3)項で記述される条件は、外国原産製品における交換品としての“

部品”、“部分品”、“附属品”、又は“アタッチメント”の外国への再輸出について、その交換品が提供される時点で、外国原産製品が本章のいずれかの許可例外で当該国に輸出できる場合又は外国原産製品が EAR § 734.4 に基づいて EAR の対象でない場合、適用されない。

(b) サービス及び交換

(1) この(b)項の条項は、“EAR の対象” (EAR § 734.2(a)参照) となる貨物及びソフトウェアであって、欠陥があるか最終需要者又は最終荷受人が受納しがたいことに気づいたもののサービス及び交換のために米国又は外国の当事者に発送された貨物及びソフトウェアのあらゆる仕向地への輸出及び再輸出 (9x515 又は“600 シリーズ”の品目については、カントリーグループ D:5 (本章の付則 1 参照) で特定される仕向地に向けてのもの、又は EAR で別途禁止されている場合を除く) を是認するものである。

(2) サービスのために米国又は外国の当事者に送付された貨物及びソフトウェア

(i) 定義

本節で用いられる“サービス”は、検査、試験、較正又は修理 (オーバーホール及び調整を含む) を意味する。サービスは、最初に輸出又は再輸出を認可された貨物又はソフトウェアの基本機能 (例えば、精度、能力、性能又は生産性) を改良又は変更するものであってはならない。

(ii) サービスされた貨物及びソフトウェアの返送

サービスされた貨物又はソフトウェアが返送される場合、その修理に必要な交換又は復元用の部品、部分品、附属品、又はアタッチメントを含むことができ、また、サービスのために一緒に送付されたスペアパーツ、部分品、工具、附属品、アタッチメント又はその他の品目を同時に送付することができる。

(iii) カントリーグループ D:1 (中華人民共和国 (PRC) を除く) から輸入された貨物及びソフトウェア

カントリーグループ D:1 (§ 740 付則 1 参照) (中華人民共和国 (PRC) を除く) の荷受人に合法的に輸出又は再輸出された貨物及びソフトウェアであって、サービスのため米国又は外国の当事者に送品されたものは、次の条件の両方とも満たす場合、それが送品された国に向けて返送することができる:

(A) 出荷を行う輸出者が、最初の輸出許可証が発行されたのと同じの者又は企業であること; かつ

(B) 輸出許可証発行の根拠を構成する輸出許可申請書及び添付書類に示されたサービスされる貨物又はソフトウェアの最終用途及び最終需要者、並びにその他の取引事項が、変更されていないこと。

(iv) テロリスト支援国

交換されたいかなる貨物又はソフトウェアも、カントリーグループ E:1 国 (本章の付則 1 参照) に輸出又は再輸出することができない。

(3) 欠陥があるか受け取ることができない“EAR の対象”となる装置の交換

(i) 以下の条件に従うなら、欠陥があるか、その他の理由で使用できない品目 (例えば、間違っ供給されたもの) を交換するために、貨物又はソフトウェアを輸出又は再輸出することができる。

(A) 貨物又はソフトウェアが“EAR 対象”であること (EAR § 734.2(a)参照)。

(B) 交換される貨物又はソフトウェアは、その現在の形態で BIS より与えられた輸出許可証若しくは認可又は武器輸出管理法の権限のもとに発行された認可 (例えば、輸出許可又は除外条項)のもとに以前に輸出又は再輸出されたものでなければならない。

(C) いかなる貨物又はソフトウェアも、通常の使用で摩滅した装置を交換するために輸出又は再輸出することができないし、いかなる貨物又はソフトウェアも、将来の使用のためのスペアの装置として米国外で在庫して保有するために輸出してはならない。

(D) 交換用の品目は、輸出又は再輸出が最初に承認された (例えば、輸出許可、許可例外、又は除外条項に基づいて) 装置の基本機能 (例えば、精度、能力、性能又は生産性) を改良するものであってはならない。

(E) カントリーグループ E:1 国 (本章の付則 1 参照) に向けて、或いは、これらのいずれかの国

民が所有、管理、チャーターしている装置であって、欠陥があるか別な理由で使えないものを、交換するために他の仕向地に向けて、いかなる出荷も行ってはならない。

(F) “EAR 対象”の貨物又は“ソフトウェア”及び 9x515 又は“600 シリーズ”の ECCN に番号分類される貨物又はソフトウェアは、カントリーグループ D:5 で特定される仕向地（本章の付則 1 参照）に輸出又は再輸出してはならない。

(ii) カントリーグループ B 及びカントリーグループ D:1 への輸出に適用される特別な条件

カントリーグループ B 又はカントリーグループ D:1（§ 740 付則 1 参照）の仕向地に向けての欠陥があるか受け取ることができない“EAR の対象”（EAR § 734.2(a)参照）となる貨物又はソフトウェアの交換品の輸出又は再輸出に関しては、本節の (b) (3) (i) 項の一般的な条件に加えて、以下の条件が適用される：

(A) このような輸出又は再輸出を行うことにより、輸出者は、この (b) 項のすべての要求事項が満たされたことを表明し、さらに本節の (b) (3) (ii) (C) 項で規定される交換部品の破壊又は返送の義務を負う。

(B) 欠陥又はその他の理由で使用できない装置は、無料（輸送費及び労賃を除く）で交換されなければならない。カントリーグループ D:1（中華人民共和国を除く）に掲載されている国に輸出する場合、輸出者は、保証期間内又は仕向国に所在する最終荷受人に出荷後 12 か月以内のいずれか短い期間内に貨物又はソフトウェアを交換しなければならない。

(C) 交換される貨物又はソフトウェアは、米国外で破壊されるか、米国に返送されるか、若しくは輸出者の有効な管理下にあるカントリーグループ B にある外国企業に返送されるか、又は交換部品若しくは装置を提供する外国企業に返送しなければならない。交換品目が米国から輸出される前か直後に、破壊又は返送を実施しなければならない。

(D) 欠陥があるか受け取ることができない米国原産の装置の交換品を再輸出する当事者は、交換しようとしている貨物又はソフトウェアが、米国法に従ってこれらの現在の設置場所に出荷されたこと、及び引き続き合法的に使用されることを確実なものとしなければならない。リビアに所在するインストールベースに対する輸出又は再輸出については、EAR § 764.7 を参照しなさい。

(c) 特別記録保管要求事項：ECCN 2A983、2A984、2D983 及び 2D984、並びに“600 シリーズ”の ECCN

(1) 別途 EAR で示される他の記録保管要求事項に加えて、輸出者は、本節で指定されるところにより、以前に合法的に輸出又は再輸出された ECCN 2A983、2A984、2D983 及び 2D984 又は“600 シリーズ”の ECCN に番号分類される品目を修理、交換、又はサービスするために許可例外 RPL に基づいて輸出又は再輸出された品目に関する記録を保持することが要求される。このような輸出又は再輸出取引のそれぞれについて、次の情報を保持しなければならない：

(i) 交換、修理又はサービスされる品目の説明；

(ii) 修理又はサービスの種類；

(iii) 交換された品目の破壊又は返送の立証；

(iv) 交換、修理又はサービスされた品目の所在場所；

(v) 交換、修理又はサービスのための品目の受取人の名前及び住所；

(vi) 出荷される品目の数量；並びに

(vii) 最終仕向国。

(2) 本節に基づいて保持される記録は、いつであるかを問わず EAR § 762.7 で示される BIS のしるべき担当官により要求される場合がある。許可例外 RPL の根拠に基づく“600 シリーズ”の品目の輸出及び再輸出の 1 年毎又は半年ごとの報告に含めなければならない記録は、§ 743.4 並びに § 762.2 (b) (4)、(b) (47) 及び (b) (48) に記述されている。

§ 740.11 政府、国際組織、化学兵器禁止条約に基づく国際査察機関、及び国際宇宙ステーション (GOV)

この許可例外は、国際核安全保障措置（セーフガード）；米国政府機関又は職員及び協力国の政府機関；化学兵器禁止条約に基づく国際査察機関；並びに国際宇宙ステーションのための輸出及び再輸出を是認するものである。

[訳者注：協力国とは、カントリーグループ A:1 にリストされる国 (§ 740 付則 1 参照) の国家政府、並びにアルゼンチン、オーストリア、フィンランド、香港、アイルランド、韓国、ニュージーランド、シンガポール、スウェーデン、スイス及び台湾の国家政府である。協力国の政府機関には、協力国政府のすべての文民部門、軍事部門、支局、派遣団、及びその他の政府機関を含む。]

(a) 国際安全保障措置（セーフガード）

(1) 適用範囲

国際原子力機関（IAEA）は、特別な核物質並びに関連核施設、装置、及び材料が平和目的から非平和目的に転用されないことを確実なものとするために設計されたセーフガード[国際安全保障措置]（追加議定書を含む）を制定し、管理する国際組織である。

欧州原子力共同体（Euratom）は、ルクセンブルグに本部があるヨーロッパ諸国の国際機関である。

Euratom は、特別な核物質並びに関連核施設、装置、及び材料が平和目的から非平和目的に転用されないことを確実なものとするために設計されたセーフガード[安全保障措置]を制定し、管理している。

本(a)項は、IAEA 及び Euratom への貨物及びソフトウェアの輸出及び再輸出、並びに公式の国際セーフガードの使用のための IAEA 及び Euratom による再輸出であって、次のいずれかに該当するものを是認する：

- (i) 国際安全保障措置（セーフガード）の公的な使用のため、IAEA に対してウィーン（オーストリア）にある本部又はトロント、オンタリオ（カナダ）又は東京（日本）にある IAEA の出先局に引渡される貨物又はソフトウェア。
- (ii) 国際安全保障措置（セーフガード）の公的な使用のために、ルクセンブルク大公国の首都ルクセンブルクにある Euratom セーフガード理事会に対して引渡される貨物又はソフトウェア。
- (iii) IAEA 又は Euratom に引渡された貨物又はソフトウェアは、IAEA 又は Euratom が当該貨物又はソフトウェアの管理を維持するか或いは他の方法で当該貨物又はソフトウェアを保護し、かつ、それらが使用されなくなるか、不要となるか、置きかえられる時に、本節の (a) (1) (i) 項及び (a) (1) (ii) 項で定める場所へ当該貨物又はソフトウェアを返送する場合、IAEA 又は Euratom の国際安全保障措置（セーフガード）の使用のためにいかなる国にも再輸出することができる。
- (iv) 貨物又はソフトウェアの出荷は、IAEA 又は Euratom との直接契約した人々により、或いは国務省又はエネルギー省により監督されるエネルギー国立研究所により、行うことができる。
- (v) IAEA 及び Euratom の監視機能は、EAR § 744.2(a)(3) で定めるセーフガードで禁止されている核関連行為に対する制限の対象とはならない。
- (vi) 最初に IAEA 又は Euratom に引渡された貨物又はソフトウェアが、IAEA 又は Euratom の公式の安全保障措置（セーフガード）にもはや用いられなくなった場合、これらの貨物は破壊により処分されるか、EAR に従って再輸出若しくは移転することができる。

(2) 制限事項

- (i) 機微な品目リスト (§ 774 付則 6 参照) に掲げる品目は、本(a)項に基づいて輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）してはならない（ただし、カントリーグループ A:5 (EAR § 740 付則 1 参照) にリストされる国々を仕向地とするものを除く）。
- (ii) 極めて機微な品目リスト (§ 774 付則 7 参照) に掲げる品目は、本(a)項に基づいて輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）してはならない。
- (iii) ECCN 5A002、5A004、5D002、又は 5E002 において EI 理由で規制される暗号品目は、本(a)項のもとに輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）してはならない。可能性がある選択肢としての許可例外の認可について、EAR § 740.17（許可例外 ENC）を参照のこと。
- (iv) 産業安全保障局の事前の認可がなければ、カントリーグループ E:1 国の国民は、“電子組立品”により機能強化されている電子計算機（その“電子組立品”が許可例外 GOV のもとに輸出又は再輸出されたものであって、プロセッサを集合させることにより集合 APP 値が EAR § 774 付則 1 の商務省規制品リストの ECCN 4A003.b. で示される APP 値を超えるように上記の電子計算機の機能を向上させるために用いられたもの）について、産業安全保障局からの事前の認可なしに、物理的又はコンピュータ使用面においてアクセスしてはならない。
- (v) “600 シリーズ”の品目は、本(a)項のもとに輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）してはならない（ただし、カントリーグループ A:5（本章の付則 1 参照）にリストされる国々を仕向

地とするものを除く)。

(b) 米国政府

(1) 適用範囲

本(b)項の条項は、米国政府の職員及び機関への輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）並びに国防総省による特定の輸出を是認するものである。“米国政府の機関”には、米国政府のすべての文民部門、軍事部門、支局、派遣団、政府所有の法人及びその他の機関を含むが、米州機構等の米国が参加する米国赤十字社又は国際組織のような国の機関については含まない。従って、これらの非政府系国民又は国際機関に対しては、本節の(b)(2)(i)項で規定されるこれらの組織への米国の代表者の場合を除いて、出荷してはならない。

(2) 適用できるもの

(i) 米国政府の職員及び機関により私的な使用のための品目

本条項は、米国軍の兵士又は米国政府の文民職員（公的国際機関の米国代表を含む）並びに彼らの肉親及び家事使用人の私的な使用でのみ十分な量の品目に適用できる。私的な使用のための品目には、家財、食料、飲料及びその他の生活必需品を含む。

(ii) 米国政府の省庁又は機関によって行われる又は米国政府の省庁又は機関に引き渡される輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）

本項は、品目の輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）について、米国政府の省庁又は機関によって行われる場合又は米国政府の省庁又は機関に引き渡される場合であって、単にその公務で使用するため又は外国政府若しくは国際組織との米国政府のプログラム（法律により認可されたプログラム及びその他の手段により大統領による管理の対象となるプログラム）を実行するためのものである場合、是認する。本項は、米国政府の省庁又は機関が、他の管理規定又は制定法で別途禁止されている輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）を行うことについては、認可しない。米国政府の省庁又は機関の請負人のサポート要員又は代理人は、該当する契約又はその他の公務に基づく彼らの職務を履行するに当たって、この認可を適用できる。この条項でいうところの‘請負人のサポート要員’とは、米国政府の省庁又は機関との契約のもとに行政上、管理上、科学的又は技術的な支援を提供する者をいう（例えば、連邦政府資金による研究施設又はシステムエンジニアリング及び技術援助請負人）。この(b)(2)(ii)項でいうところの用語‘請負人のサポート要員’は、米国政府が所有する若しくは運営する施設又は米国政府の職員（すなわち、米国政府により直接的に雇用されている個人）の直接の指揮のもとにある施設の中で当該サポートを提供している個人に限られる。民間の警備会社は、米国政府が所有する若しくは運営する施設の中で働くことができるが、これらの請負人は米国政府と契約を結んで行政上、管理上、科学的又は技術的なサポートをしないので、この(b)(2)(ii)項でいうところの‘請負人のサポート要員’には当たらない。この認可は、米国政府の省庁又は機関が、便宜上又はセキュリティ要件の履行のいずれかのために、米国以外の者に代わって伝達代理人として行動する場合、利用することができない。

(iii) 米国政府の省庁又は機関のため又はこれらに代わって行われる輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）

(A) 本項は、もっぱら米国政府の省庁又は機関による使用のための品目について、以下に該当する場合、輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）を是認するものである：

- (1) その品目が米国人を仕向先とすること；及び
- (2) その品目が輸出者と米国政府の省庁又は機関との契約に基づいて輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）されること；

(B) 本項は、外国政府又は国際組織若しくは国際機関との米国政府の協力プログラム、プロジェクト、合意又は協定（法律により認可されたもの及びその他の手段により大統領による管理の対象となるもの）を実行又は支援するための品目について、以下に該当する場合、輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）を是認するものである：

- (1) 上記の合意が実施中で効力を有している、或いは協定が施行中であること；
- (2) 輸出者、再輸出者、又は譲渡人は、上記のプログラム、合意又は協定に対して責任を負っ

ている米国政府の省庁若しくは機関の長官若しくは局長又は彼らに指名された者から、輸出者、再輸出者、又は譲渡人が本許可例外を使用することを許可する書面での認可を取得していること。書面での認可には、この許可例外のもとに出荷される品目の範囲；その品目の最終需要者及び荷受人；並びにその輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）に対する制限事項（技術の外国での提供に対する制限事項を含む）；を記載していなければならない

- (3) 輸出者、再輸出者、又は譲渡人は、合意又は協定を推進するために当該品目の供給に関して、米国政府の省庁又は機関と契約を結んでいること；並びに
- (4) 輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）される品目は、化学兵器禁止条約（CW）理由又は化学生物兵器の拡散（CB）理由で規制されていないこと；
- (C) 本項は、対外援助又は販売計画（法律により認可されたもの及びその他の手段により大統領による管理の対象となるもの）を支援する品目について、以下に該当する場合、**一時的な**輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）を是認するものである：
- (1) その品目が、輸出者、再輸出者、又は譲渡人と米国政府の省庁又は機関との契約に基づいて提供されること；並びに
- (2) 輸出者、再輸出者、又は譲渡人は、上記のプログラムに対して責任を負っている米国政府の省庁若しくは機関の長官若しくは局長又は彼らに指名された者から、輸出者、再輸出者、又は譲渡人が本許可例外を使用することを許可する書面での認可を取得していること。書面での認可には、この許可例外のもとに出荷される品目の範囲；その品目の最終需要者及び荷受人；並びにその輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）に対する制限事項（技術の外国での提供に対する制限事項を含む）；を記載していなければならない；
- (b) (2) (iii) (C) 項の注 1：本節の (b) (2) (iii) (C) 項でいうところの '一時的' とは、品目の最初の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）の日から 4 年を意味し、輸出者、再輸出者、若しくは移転者に返却されるか、或いはその処分が EAR の規定により（例えば、輸出許可又はその他の許可例外に基づいて）別途認可されなければならない。**
- (D) 本項は、物品役務相互提供協定（Acquisition and Cross Servicing Agreement [ACSA]）を支援する最終用途について、以下に該当する場合、国防総省の指示で行う貨物及びソフトウェアの輸出、再輸出、又は移転を是認するものである：
- (1) その ACSA は、米国政府と外国政府又は国際租域との間のものであり、実施中で効力を有していること；
- (2) 輸出者、再輸出者、又は譲渡人は、ACSA を推進するために、米国政府の省庁若しくは機関と契約を結んでいること；並びに
- (3) 輸出者、再輸出者、又は譲渡人は、ACSA に対して責任を負っている米国政府の省庁若しくは機関の長官若しくは局長又は彼らに指名された者から、輸出者、再輸出者、又は譲渡人が本許可例外を使用することを許可する書面での認可を取得していること。書面での認可には、この許可例外のもとに出荷される品目の範囲；その品目の最終需要者及び荷受人；並びにその輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）に対する制限事項を記載していなければならない；
- (E) 本項は、米国政府の請負業者によって行われる政府供与装置（Government Furnished Equipment [GFE]）について、以下に該当する場合、輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）を是認するものである：
- (1) GFE は、外国人に提供されないこと；
- (2) 輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）は、米国政府の省庁若しくは機関との契約に従うこと；並びに
- (3) 船積書類には、以下の記述を含めなければならない：
 “[米国政府の省庁、機関、又は部門を記入しなさい]の資産。
 資産は、出荷される国の取引に投入してはならない。
 許可例外 GOV のもとに認可されたものである。
 米国政府の連絡先：

「氏名及び電話番号を記入しなさい」

(F) 電子的な輸出情報

本節の (b) (iii) 項に基づいて行われる輸出については、自動輸出システム (AES) で、電子的な輸出情報 (EEI) が提出されなければならない。EEI は、当該輸出の根拠として、許可例外 GOV を指定し、さらに、申請者が契約を行っている米国政府の省庁、機関、又は部門から関連書類を受け取っていることを示さなければならない。AES によって指定された内部取引番号が、船積書類 (船荷証券、航空貨物運送状、他の輸送書類、又はコマーシャルインボイス) に、適切に注釈付けされなければならない。

(G) 輸出者、再輸出者、又は譲渡人は、以前に本項のもとに輸出、再輸出、又は移転 (国内における移転) された何らかの品目が、何らかの最終用途のために最終需要者に向けて、又は本項で是認される仕向地以外に向けて再販売、移転、再輸出、積み替え、又は処分 (すなわち、米国国外での余剰資産の処分) される前に、認可が必要とされる場合、認可を取得しなければならない (ただし、以下に該当する場合を除く) :

- (1) 移転が、武器輸出管理法又は 1961 年改正の対外援助法のもとでの譲渡、売却、リース、貸付、若しくは協力プロジェクトに基づいている場合 ; 又は
- (2) 当該品目が、破壊されたか、分解修理の可能性を越えて役に立たなくされた場合。

(iv) 国防総省の指示で輸出される品目

本項は、国防総省の公式の要請又は指示に基づいて輸出、再輸出、又は移転 (国内における移転) される品目を是認する。

(v) 本項は、武器輸出管理法又は対外援助法に基づいて外国又は国際組織に向けて米国国防総省により売却、リース、又は貸付けられる品目について、その品目が米国にある上記の国又は組織の代理人に引き渡される場合及び上記の政府若しくは組織の軍用機若しくは海軍艦艇上又は国防輸送サービスにより輸出、再輸出、又は移転 (国内における移転) される場合、是認する。

(vi) 本項は、輸出者と米国政府機関との契約を推進するための技術の移転について、その契約が当該技術を規定し、かつ、当該技術が“600 シリーズ”の品目に対する“開発”又は“製造”技術でないことを規定している場合、是認する。

(c) 協力国政府及び北大西洋条約機構

(1) 適用範囲

本 (c) 項の条項は、本節の (c) (2) 項にリストされる品目の協力国政府機関又は北大西洋条約機構の機関への輸出、再輸出、及び移転 (国内における移転) を是認するものである。‘協力国の政府機関’には、協力国政府のすべての文民部門、軍事部門、支局、派遣団、及びその他の政府機関を含む。‘協力国政府’は、カントリーグループ A:1 にリストされる国 (§ 740 付則 1 参照) の国家政府、並びに香港、シンガポール及び台湾の国家政府である。

(c) (1) 項の注 1 : 会員資格が‘協力国の政府機関’である中央政府に限定されている民間の政府間組織 (例えば、欧州宇宙機関 (ESA)) についても、本節の (c) (1) 項でいうところの‘協力国の政府機関’とみなされる。民間の政府間組織の会員資格が‘協力国の政府機関’ではない中央政府又はその他の組織が含まれている場合、そのような民間の政府間組織は、本節の (c) (1) 項でいうところの‘協力国の政府機関’とみなされない。例えば、欧州航空安全機関 (EASA)、及び世界銀行などの民間の政府間組織は、これらの会員資格に‘協力国の政府機関’ではない政府が含まれているので、本節の (c) (1) 項に該当しない。

(2) 適用できるもの

(i) 協力国政府機関により領土内において公務で使用するための品目

この許可例外は、協力国政府の領土内において協力国政府機関に引渡され、当該機関の公務で使用するためのすべての品目に適用できる (ただし、本節の (c) (3) 項で除外される品目を除く)。

(ii) 軍事目的のための協力国政府機関又は NATO の機関による公的な使用を目的とする品目。

本節の (c) (3) 項で除外される品目を除いて、この許可例外は、次のいずれかに該当するものに引き渡され、それらの公的な使用を目的とするすべての品目に適用される :

- (A) 協力国政府の軍の最終需要者若しくは協力国政府の軍事最終用途 ; 又は

(B) NATO の機関。

(iii) 協力国政府の大使館及び領事館の任務

この許可例外は、カントリーグループ B の国（§ 740 付則 1 参照）に所在する協力国政府の外交館又は領事館に引渡され、これらの公務で使用するためのすべての品目に適用できる（ただし、本節の(c) (3) 項で除外される品目を除く）。

(3) 除外

以下の品目については、本(c)項のもとで、輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）を行ってはならない：

- (i) 機微な品目リスト（EAR § 774 付則 6 参照）（ただし、カントリーグループ A:5 にリストされる国々（本章の付則 1 参照）の政府若しくは NATO の機関を仕向地とするもの又はそれらによる使用を目的とするものを除く）；
- (ii) 極めて機微な品目リストに掲げる品目（EAR § 774 付則 7 参照）；
- (iii) ECCN 5A002、5A004、5D002、又は 5E002 において EI 理由で規制される暗号品目（許可例外 ENC について、EAR § 740.17 を参照のこと）；
- (iv) ECCN 6A002. a. 1. c、6E001（6A002. a. 1. c の装置の“開発”に係る General Technology Note の対象となる“技術”）、及び 6E002（6A002. a. 1. c の装置の“製造”に係る General Technology Note の対象となる“技術”）で、地域の安定理由で規制される品目；
- (v) “600 シリーズ”の品目（ただし、カントリーグループ A:5 にリストされる国々（本章の付則 1 参照）を仕向地とするもの若しくはそれらの国々の政府による使用のためのものを除く）；
- (vi) 核不拡散（NP）理由で規制される品目；又は
- (vii) EAR § 740.20(b) (2) (ii)において、許可例外 STA が適用できないとしてリストされる品目。

(d) 化学兵器禁止条約（CWC 又は条約）のもとでの国際査察

(1) 化学兵器禁止機関（OPCW）は、特定の化学製剤及び関連施設が平和目的から非平和目的に転用されないことを確実にするために立案された条約のもとに査察検証体制を確立し運営する国際組織である。本(d)項は、OPCW への輸出及び再輸出並びに当該条約に基づく公式の国際査察及び検証であって、以下に該当する公務のための OPCW による輸出及び再輸出を是認するものである：

- (i) ハーグにある本部において OPCW に引渡される貨物及びソフトウェアであって、条約で示される監視及び査察機能に関する OPCW の国際的な公務で使用するためのもの、並びにその貨物及びソフトウェアのメンテナンス、修理及び操作に関連する技術。OPCW は、このような貨物、ソフトウェア及び技術の“有効な管理”を維持しなければならない。
- (ii) OPCW 査察団の訓練に関連する規制技術
- (iii) CWC の査察サイトに関連する規制技術（次のいずれかの活動の結果として提供される技術を含む）：
 - (A) 査察チームの外国籍の者による米国原産の装置又は施設の視察；
 - (B) 米国内又は米国外での査察チームの外国籍の者による規制技術の口頭での伝達；及び
 - (C) 米国内で習得した個人の知識又は技術的な経験を外国での状況において適用すること。

(2) 除外

次に掲げる品目は、この(d)項の条項のもとで、輸出又は再輸出ができない：

- (i) 条約に従って、米国で集められた査察サンプル；
- (ii) OPCW の公務で使用されなくなった貨物及びソフトウェア
このような品目は、EAR に従って移転されなければならない。
- (iii) “600 シリーズ”の品目（カントリーグループ A:5 にリストされる国々（本章の付則 1 参照）を仕向地とするものを除く）。

(3) 守秘義務

この(d)項の条項を適用については、米国の製品及び役務の使用及び移転に関して適用される EAR の条項及びその他の米国内法に従って業務上の情報の機密が厳しく保護される制約の対象となる。

(4) 制限事項

産業安全保障局の事前の認可がなければ、カントリーグループ E:1 国（本章の付則 1 参照）の国

民は、“電子組立品”により機能強化されている電子計算機（その“電子組立品”が許可例外 GOV のもとに輸出又は再輸出されたものであって、プロセッサを集合させることにより集合 APP 値が ECCN 4A003. b. で示される APP 値を超えるように上記の電子計算機の機能を向上させるために用いられたもの）について、物理的又はコンピュータ使用面においてアクセスすることができない。

(e) 国際宇宙ステーション (ISS)

(1) 適用範囲

ISS は、地球表面から高度約 190 マイル (350km) の低地球軌道の研究施設である。ISS は、米国、ロシア、日本、カナダ、欧州及びイタリアの宇宙機関の間の共同プロジェクトである。本 (d) 項は、ISS への補給任務のため発射場に向けて、間際になってからの通知で必要となった ECCN 9A004 に番号分類される特定の EAR 対象貨物の輸出及び再輸出について認可する。

(2) 適用できる貨物

ECCN 9A004 に番号分類される EAR 対象のあらゆる貨物であって、ISS で使用するために間際になってからの通知で必要とされるもの。

(e) (2) 項の注 1: この許可例外は、ISS を仕向先とする他の品目に組み込む目的で行う、米国外の製造業者への“部品”、“部分品”、“付属品”、及び“アタッチメント”の輸出又は再輸出には適用できない。

(e) (2) 項の注 2:

本 (e) 項でいうところの‘間際になってからの通知で’とは、輸出者が積荷目録に記載された貨物を有していることを求められており、かつハッチ閉鎖（最終積込み）のため予定の発射場で、輸出者又は再輸出者が完全な書類を受け取ってからわずか 45 日しかないことをいう。

‘完全な書類’とは、輸出者又は再輸出者が貨物の技術的な説明と ISS での当該貨物の使用目的を受け取ったことをいう。

‘ハッチ閉鎖（最終積込み）’とは、当該品目が ISS の任務に入れるために発射国の指定された場所になければならない発射プロバイダーにより指定された最終期日を意味する。輸出者又は再輸出者は、ISS で使用するために貨物を供給する旨の通知を書面で受け取らなければならない。その通知書は、本節の (e) (8) 項及び EAR § 762 の記録保管要求事項に従って保管しなければならない。

(3) 適格な仕向地

適格な仕向地は、フランス、日本、カザフスタン及びロシアである。適格であるためには、仕向地は ISS 加盟国によって予定されている ISS への補給任務のために発射を行う必要がある。

(4) 適格な宇宙空間への打上げ用の飛しょう体 (SLV) で発射される貨物の要求事項

米国、ロシア、ESA (フランス) 又は日本の宇宙空間への打上げ用の飛しょう体 (SLVs) を用いて ISS に引き渡される貨物のみが、この認可において適格である。他のどの国の SLVs を用いて ISS に引き渡される貨物も、この認可から除外される。

(5) 認可

(i) 6 か月以内の期間、発射場又はその近くで貨物を保持するための認可

打上げ用の飛しょう体の機械的破損又は天候等の理由で打上げスケジュールに不測の遅れがある場合、本 (e) 項のもとに輸出又は再輸出された貨物は、当該貨物が破壊されるか輸出者若しくは再輸出者に返送されることが必要となる前に、又は当該貨物の更なる処置の認可のために BIS に個別の特別輸出許可要請の対象とすることが必要となる前に、最初の輸出又は再輸出の時点から 6 か月間、発射場で或いはその近くで、保持することができる。

(i) 6 か月を超えて、米国外の発射場で貨物を保持するための認可

当該貨物が本認可のもとに輸出又は再輸出された後、打上げスケジュールにおいて本節の (e) (5) (i) 項の 6 か月の最終期限を超える遅れが生じる場合、輸出者又は再輸出者又は打上げ国における当該貨物の管理者は、6 か月の延長を要請し遅れの理由を記した届出書を BIS に提出することにより、1 回限りの 6 か月の延長を要請することができる。届出書の消印日から 30 日以内に要請を行った者が BIS より連絡がない場合であって、かつ、届出書が本副項の要求事項を満たしている場合、当該要請は認められたものとみなされる。要請は EAR § 748 にリストされる宛先で BIS に送付しなければならず、また、輸出者又は再輸出者の名前及び所在地、当該貨物の管理者

の名前及び所在地、当該貨物が輸出又は再輸出された日付、製品の簡潔な説明、並びに延長の正当理由を記載しなければならない。6 か月の延長期間を越えて、国外において貨物を保持するために、輸出者、再輸出者又は当該貨物の管理者は、6 か月の延長期間が終了する 90 日前に、EAR § 748.1、§ 748.4 及び § 748.6 に従って BIS に輸出許可申請書を提出することによって、認可を要請しなければならない。

(iii) 打上げの失敗のため ISS に引き渡されない品目

本節の(e)項のもとに輸出又は再輸出された貨物が打上げの失敗により、当該品目が ISS に引き渡される前に破壊が起きたことにより ISS に引き渡されない場合、輸出者及び再輸出者は本節の(e)(8)(ii)項及び EAR § 762 の記録保管要求事項に従って、当該貨物の破壊について書き留めなければならない。

(6) 代替打上げ国への再輸出

機械的又は天候に関連する原因によって、貨物が輸出又は再輸出された後に予定された打上げ国から他の外国への変更が生じた場合、当該貨物は、本節の(e)項のすべての条件及び制約に加えてその他の EAR の適用される条項が満たされるなら、その後、新たに予定された打上げ国に再輸出することができる。このような場合、本節の(e)(5)(i)項で定める 6 か月の期間制限は、以降の再輸出取引の時点で再度やりなおされる。以降の再輸出が輸出許可不要 (NLR) 又は EAR のもとでの認可に従って、行うことができる場合、再輸出者は本(d)項に含まれる条項に基づかなくてもよい点に注意しなさい。

(7) 適格な受取人

以下に該当する場合を除いて、ISS への貨物の打上げに関係する者のみが、本(e)項に従って輸出又は再輸出される貨物を受け取り、アクセスすることができる：

(i) いかなる貨物も、E:1 国 (EAR § 740 付則 1 参照) のいかなる国民にも、(e)項に基づいて、輸出したり、再輸出したり、移転 (国内において) してはならない、並びに

(ii) いかなる者も、EAR § 744 で定める最終需要者又は最終用途規制 (§ 744 の付則 4 のエンティティリストを含む) の対象である場合、本節の(d)項のもとに認可された貨物を受け取ってはならない。

(8) 記録保管要求事項

輸出者及び再輸出者は、本節の(e)項を用いて行った輸出及び再輸出に関する記録に加えて、その他に適用される EAR § 762 のすべての記録保管要求事項について保持しなければならない。

(i) 輸出者及び再輸出者は、これらの貨物を ISS への補給任務のため間際になってからの通知で供給する要求を受け取った当初の書面による通知の記録 (輸出者又は再輸出者が完全な書類を受け取った日付 (すなわち、45 日の計時が始まった日) を含む) を保持しなければならない。

(ii) 輸出者及び再輸出者は、本節の(d)項における認可を用いて行われたいかなる輸出又は再輸出の日付及び当該貨物が ISS に引き渡されるために宇宙に打ち上げられた日付の記録を保持しなければならない。貨物が打上げの失敗により、これによって当該品目が ISS に引き渡される前に破壊されることにより ISS に引き渡されない場合、このことを記録保管の目的で書き留めなければならない。

(iii) 欠陥のある若しくは磨滅した部品若しくは部分品の返送若しくは破壊は必要とされない。しかし、本(e)項に基づいて最初に輸出若しくは再輸出された欠陥のある若しくは又は磨滅した部品又は部分品が ISS から返送された場合、それらの部品及び部分品は次のいずれかの処置をとることができる：

輸出若しくは再輸出の元の国に返送されること；

破壊されること；又は

欠陥のある若しくは又は磨滅した部品又は部分品の点検及び分析を行うため、NASA により指定された仕向先に再輸出若しくは移転 (国内において) されること。

この行為に関する証拠書類は記録保管の目的で保存しなければならない。本項の条項のもとにおいては、EAR 対象のいかなる貨物も、カントリーグループ E:1 にリストされた国 (本章の付則 1 参照) に、或いは EAR § 744 で定める最終需要者若しくは最終用途規制の対象者に返送してはならない。本節の(e)項でいうところにおいて、'欠陥のある又は磨滅した' 部品又は部分品は、その目的とする機能をもはや果たせない部品又は部分品をいう。

§ 740.12 贈与品及び人道的寄贈品 (GFT)

(a) 贈与品

(1) 適用範囲

(a) 項の条項は、任意の仕向地に所在する個人、宗教団体、慈善団体又は教育団体（受贈者）を宛先とし、その受贈者又は受贈者の肉親の使用（再販売を目的としない）のための、個人（提供者）による贈与品の輸出又は再輸出を是認するものである。贈与品は、受贈者に無料で提供されなければならない。しかし、手数料又は輸入国により課税される料金（例えば、輸入関税、税金等）の受贈者による支払いは、この“贈与品”^[1]の定義でいうところの受贈者の代価であるとはみなされない。

(2) 貨物、価額及びその他の制限

(i) 品目の制限

(A) 禁止される品目

(1) キューバについては、商務省規制品リストに掲載されたいかなる品目も、贈与品に含めることができない（ただし、EAR § 740.19(b) にリストする品目を除く）。

(2) その他のすべての仕向地については、商務省規制品リスト（EAR § 774 付則 1）で、生物化学兵器 (CB)、ミサイル技術 (MT)、国家安全保障 (NS)、核拡散 (NP) 又は暗号品目 (EI) 理由で規制されるいかなる品目も、贈与品に含めることができない。

(3) カントリーグループ D:1 又は E:2 の仕向地に対して禁止される品目。

カントリーグループ D:1 又は E:2 の仕向地に対して、軍服は、米軍特有の記章、ボタン及びその他のマークのすべてが外されていようとも、贈与品に含めることができない。

(4) 金塊、金テール及び金棒は、再販売又は再輸出を目的とする品目として、禁止されている。

(B) 適用できる品目

すべての仕向地に対して、食料品（ビタミンを含む）、医薬品、医療用品及び医療機器（病院用品、病院用機器、及び身体障害者用機器を含む）、民間/市民用の AM/FM 及び短波（一般に利用可能な周波数帯）受信専用の無線受信装置、これらの装置用の電池、並びに ECCN5A991 又は 5A992 で対象とする携帯電話、ECCN 5D992 で対象とするこれらの電話機用のソフトウェア及びこのような携帯電話のためのバッテリー、衣服、個人用衛生品目、種子、獣医薬及び用品、漁業器具及び用品、石鹼製造機器に加えて、個人間の贈り物として通常送られる種類のすべてのその他の品目が、適用できる品目である（ただし、本節の (a) (2) (i) (A) 項で禁止される品目を除く）。贈与品における品目は、個人間の贈り物として通常与えられる数量でなくてはならない。

本節の (a) (2) (i) (B) 項の例:

腕時計又は 1 個の宝石は、通常、贈り物として送られる。しかし、複数個の腕時計は、1 つのパッケージに入っているか、後から出荷される場合であっても、数量が個人間で通常贈られる量を超える理由で、このような贈与品には当たらない。同様に、マシン又は自転車は、この許可例外の価額限度の範囲内で、贈り物に該当する場合がある。しかし、同じ品目の同じ受贈者への後から続いて行われる出荷は、個人間で通常与えられる贈り物とはならない。

(ii) 輸入要求事項

貨物は、贈り物としての輸入に関して、種類と量において受取り国により容認できなければならない。輸入限度を超える貨物は、贈与品に含むことができない。

(iii) 頻度

(A) キューバへの食料品の贈与品を除いて、同じ寄贈者から同じ受贈者に、1 暦月内に 1 個以内の贈与品を送ることができる。

[1] 多くの外国は、内容物と表示に関する規則に適合する贈与品の通関（免税）を許可している。この利点を確実にするために、送り主はパッケージの宛名書きの面、及び必要な通関申告書に、“U. S. A. Gift Parcel”の文字を表示しなければならない。外国郵便規則に関する情報は、地方郵便局で入手できる。贈与品の送り主であって、外国の輸入関税に関する情報を望む者は、一番近くの商務省の事務所、関係国の領事館又は大使館に連絡しなければならない。

- (B) キューバへの食料品の贈与品に対しては頻度の限度はない。
- (C) やむにやまれぬ人道的懸念により、この頻度の限度を超える許可（例えば、医薬品の特定の贈り物に関するもの）を得ようとする当事者は、EAR § 748.1、EAR § 748.4 及び § 748.6 に従って、十分な正当理由を付した輸出許可申請書を BIS に提出しなければならない。

(iv) 価額

単一の贈与品において、すべての貨物及びソフトウェアを合せた合計国内小売価額は、800 ドルを超えることはできない。この制限は、キューバへの贈与品で送られる食料品については適用されない。

(v) 適用できない受領者

(A) いかなる贈与品も、次に該当するキューバ政府の当局者には送ることができない：

閣僚及び事務次官；

国家評議会議員；

閣僚評議会議員；

人民権力全国議会の議員とスタッフ；

州議会議員；

革命防衛委員会の地区委員；

すべてのキューバの省庁と州機関の長官、副長官及びそれ以上の役位の者；

内務省（MININT）のスタッフ；

防衛省（MINFAR）のスタッフ；

キューバ労働組合総同盟（CTC）及び構成組合の書記及び第一書記；

キューバ国営のメディア組織及び番組（新聞、テレビ及びラジオを含む）の編集長、編集者及び副編集長；又は

最高裁判所（Tribuno Supremo Nacional）の判事及びスタッフ。

~~(A) いかなる贈答品も、閣僚評議会のメンバー又は革命軍の海軍将官に送ることはできない。~~

(B) いかなる贈答品も、共産党政治局のメンバーに送ることはできない。

(C) いかなる贈与品も、キューバ政府又はキューバ共産党により運営若しくは管理される組織に送ることができない。

(3) 贈与品の輸出方法

(i) 贈与品は、個々の提供者により受贈者に直送するか、これらの提供者のために民間若しくはその他の贈り物運送サービス又は組織により送付されなければならない。それぞれの贈与品には、提供者による送付か運送サービスによる送付かに関係なく、外包みの上に受贈者の名前と住所だけでなく、提供者の名前と住所を表示しなければならない。

(ii) それぞれの小荷物は、パッケージの宛名書き側に“GIFT -Export License Not Required” [GFT 一輸出許可不要] と書かれた注意書きと、必要な税関申告書に書かれた“GFT”の記号がなければならない。

(b) 人道的寄贈品

(1) 適用範囲

(b) 項の条項は、グループ又は組織による基本的ヒューマンニーズの必要性を満たすための寄贈品の輸出又は再輸出について、これらのグループ又は組織が、目的とする受益者への引渡しを確実にするための検証可能な流通システムの維持の経験を有している場合、是認するものである。

(2) 基本的ヒューマンニーズ

基本的ヒューマンニーズは、個人の幸福にとって基本的に必要なもの（健康、食料、衣類、住まい及び教育）として定義される。これらの必需品は、緊急的な性格をもつもの及び単なる必要最低限の生活のための直接的なニーズを満たすものにとどまらないものとみなされる。

(3) 適格な提供者

適格な提供者は、寄贈計画での関与を立証する記録、並びに目的とする受益者への貨物及びソフトウェアの引渡しを確実にするための実証可能な流通システムの維持について経験を有する米国の慈善団体である。適格な流通の取り決めには、以下の一つ以上から構成することができる：

- (i) 受取り国において、目的とする受益者への寄贈品の受領と配布の監視を維持する永続的なスタッフ；
 - (ii) 受取り国において、輸出者のスタッフメンバーによる定期的な抜き取り検査；又は
 - (iii) 監視システムを有する慈善団体の役務を、すぐ使える状態で利用する取り決め。
- (4) 寄贈品
- この(b)項の条項のもとでの輸出を適格なものとするために、品目は受益者に無料で提供されなければならない。しかし、通常の手数料又は輸入国により課税される料金（例えば、輸入関税、税金等）の受益者による支払いは、本(b)項でいうところの受益者の代価であるとはみなされない。
- (5) 適用できない貨物及びソフトウェア
- 以下の貨物及びソフトウェアには適用できない：
- (i) 国家安全保障、化学生物兵器及び核不拡散、ミサイル技術又は犯罪規制理由（EAR § 774 付則 1 参照）で規制される貨物及びソフトウェア；
 - (ii) 包括的な経済成長に関連する種類の大規模プロジェクト（例えばダム水力発電プラント）のための輸出；又は
 - (iii) EAR § 746.2(b)(1)で除外されている医療品目のキューバへの輸出。
- (6) 適用できる品目
- 適用できる貨物及びソフトウェアは、§ 740 付則 2 に掲載されているものである。
- (7) 記録保管追加要求事項
- EAR § 762 の記録保管要求事項に加えて、提供者は以下の情報を含む記録を保有しなければならない：
- (i) 提供者の組織の身元確認書、及び基本的ヒューマンニーズの必要性を満たすための貨物の輸出者としての過去の経験；
 - (ii) 寄贈計画が目的とした或いは目的としている過去及び現在の国々（禁止された仕向先での寄贈計画に対しては、個々のリファレンスをつけること）；
 - (iii) 寄贈計画に含まれるプロジェクトの種類及び貨物；
 - (iv) この許可例外のもとに輸出を予定している個々の寄贈品の具体的な階層；並びに
 - (v) 寄贈計画の資金源に関する情報、及び人道的寄贈品の年間計画輸出額。

§ 740.13 規制されない技術及びソフトウェア（TSU）

この許可例外は、使用に係る技術及びソフトウェア、販売に係る技術及びソフトウェア、ソフトウェアのアップデート（バグの修復）、General Software Note の対象となる“マスマーケット”ソフトウェア~~並びに暗号ソースコード（及び対応するオブジェクトコード）であって、EAR § 734.3(b)(3)のもとに一般に入手可能とみなされるもの~~の輸出及び再輸出；**並びに米国内にける米国の大学による彼らの真正でフルタイムの正規従業員への技術及びソースコードの提供**を是認するものである。EAR の対象とする暗号ソフトウェアは、General Software Note の対象とならないことに注意すること（本節の(d)(2)項参照）。本(a)項は、訓練について、当該訓練が本項で特定される動作、メンテナンス及び修理技術に限定されているなら、是認する。

(a) 使用に係る技術及びソフトウェア

(1) 適用範囲

(a)項の条項は、使用に係る技術及びソフトウェアの輸出及び再輸出を容認するものである。“使用に係る技術”は、輸出許可、許可例外又はNLRのもとに合法的に輸出又は再輸出された貨物又はソフトウェアの設置、操作、保守（点検）、又は修理のための必要最小限の技術である。この“必要最小限”の使用技術には、開発又は生産のための技術を含まないが、貨物又はソフトウェアの安全で有効な使用を確保するために必要な範囲に限定された使用に係る技術を含む。CCLのソフトウェア及び技術のサブカテゴリの個々のエントリーが、使用に係る技術の輸出又は再輸出を更に規制している場合がある。

(2) 規定と仕向地

(i) 規定

使用に係るソフトウェアは、以下の条件の両方が満たされる場合、輸出又は再輸出することができる：

- (A) 使用に係るソフトウェアが、輸出又は再輸出が許可された装置を使用するために必要最小限のものであること；かつ
- (B) 使用に係るソフトウェアが、オブジェクトコードであること。

(ii) 仕向地

使用に係るソフトウェア及び技術は、これを必要とする装置が合法的に輸出若しくは再輸出された、又は輸出若しくは再輸出されようとしている仕向地に輸出又は再輸出することができる。

(b) 販売に係る技術

(1) 適用範囲

(b) 項の条項は、販売に係る技術の輸出及び再輸出を是認するものである。“販売に係る技術”は、いずれかの品目の販売、リース及びその他の供給を行うための将来の或いは現に存在する見積り、入札又はオファーをサポートするデータである。

(2) 規定と仕向地

(i) 規定

販売に係る技術は、以下に該当する場合、輸出又は再輸出することができる：

- (A) その技術が、確立されたビジネス慣行に従って将来或いは現に存在する見積り、入札又はオファーに伴い、慣習的に伝えられる種類のものであること。
- (B) 輸出又は再輸出のいずれも、見積りされた品目又はその製品の詳細な設計、生産又は製造上の技術、又は再構築の手段を開示しないこと。この制限の目的は、荷受人がその技術を生産に還元できるような詳細な技術の開示を防ぐことにある。

(ii) 仕向地

販売に係る技術は、どの仕向地にも輸出又は再輸出することができる。

注：本節或いはその運用のいずれにおいても、米国政府が、このような見積り、入札又はオファーに関連する取引の対象となる可能性がある貨物、プラント、ソフトウェア又は技術の輸出許可申請を承認することを意図したり、約束することを意味していない。輸出者は、そのような見積り、入札又はオファーの中に、かつ、その見積り、入札又はオファーに従って締結される契約の中に、輸出許可が必要な場合において、輸出許可が産業安全保障局より許可されない場合の責任を自己救済する条項を含めることが勧められる。

(c) ソフトウェアのアップデート

(c) 項の条項は、合法的に輸出又は再輸出されたソフトウェア（オリジナルのソフトウェア）のエラー訂正（“バグ”の“修復”）の目的で、かつこれに限定されるソフトウェアのアップデートの輸出及び再輸出を是認するものである。このようなソフトウェアのアップデートは、オリジナルのソフトウェアが輸出又は再輸出されたのと同じ荷受人だけに輸出又は再輸出することができ、かつ、このソフトウェアのアップデートはオリジナルのソフトウェアの機能上の能力を強化できるものであってはならない。このようなソフトウェアのアップデートは、必要とするソフトウェアが合法的に輸出又は再輸出された仕向地に輸出又は再輸出することができる。

(d) General Software Note : “マスマーケット”ソフトウェア

(1) 適用範囲

(d) 項の条項は、General Software Note (EAR § 774 付則 2 参照; 本節においても参照される) の対象となるマスマーケットソフトウェアの輸出及び再輸出を是認する。[2]

(2) 除外

この(d) 項の条項は、ECCN 5D002 で“EI”理由により規制される暗号ソフトウェア、又は商務省規制品リスト (EAR § 774 付則 1) の Category 5、Part 2 の暗号注釈 (注 3) の基準において、マスマーケット暗号ソフトウェアとして適格な鍵長が 64 ビットを超える対称鍵を持つ暗号ソフトウェアについては

[2] 外国貿易規則 (FTR) の 15 CFR § 30.37(f) に基づいて、マスマーケットソフトウェアに対しては、自動輸出システム (AES) による電子輸出情報 (EEI) が義務付けられている。

適用できない。(このマスマーケット暗号ソフトウェアは、いったん BIS により審査され、EAR § 742.15(b)に従って“EI”及び“NS”規制から解除された場合、それは ECCN 5D992 で規制され、従って許可例外 TSU の適用範囲外となる。) ECCN 5D992 で規制されるマスマーケット暗号製品の輸出及び再輸出については、EAR § 742.15(b)を参照しなさい。

(3) 規定及び仕向地

(i) 仕向地

マスマーケットソフトウェアは、カンントリーグループ E:1 (本章の付則 1 参照)を除くすべての仕向地に適用できる。

(ii) 規定

マスマーケットの取扱いは、以下の状態にあることにより一般に対して広く入手可能であるソフトウェアに適用できる：

(A) 小売店の在庫から、何らの制限を受けず、以下の手段で販売されていること：

- (1) 店頭取引；
- (2) 郵便注文取引；
- (3) 電話取引；及び

(B) 供給者による更なる実質的な支援なしに、ユーザがインストールできるよう設計されていること。

(e) [Reserved]

(f) 米国内にける米国の大学による彼らの真正でフルタイムの正規従業員への技術及びソースコードの提供

(1) 適用範囲

本項は、米国内において米国の大学による彼らの真正でフルタイムの正規従業員である外国籍の者への EAR 対象技術及びソースコードの提供を是認するものである。

(2) 適格な外国籍の者 (すなわち、米国の大学の真正でフルタイムの正規従業員)

この許可例外は、以下のすべてに該当する場合にのみ利用できる：

- (i) 従業員の永住地が、雇用期間を通して米国にあること；
- (ii) 被雇用者は、カンントリーグループ D:5 (EAR § 740 付則 1 参照) にリストされる仕向国の国民でないこと；かつ
- (iii) 大学は、その個人に、“技術”又はソースコードが米国政府の事前の認可がなければ、他の外国籍の者に移転してはならないことを書面で通知していること。技術を移転しないとする義務は、大学での雇用期間を超えて延長される。

(3) 正規従業員

正規従業員とは以下のものを意味する：

- (i) 個人であって、大学に永続的、かつ直接雇用されている者；
- (ii) 個人であって、その個人が以下について大学と長期の契約関係にあるもの；

大学の施設で働くこと；

大学の指示及び管理のもとに働くこと；

フルタイムで、もっぱら大学のために働くこと；

大学のために秘密保持契約を締結していること；並びに

その個人を補佐する人材派遣会社が、その業務のためにその個人に用意するもの以外に、その個人が実施する業務において何の役割も持たないこと、及び、その人材派遣会社が規制されている技術にアクセスしないこと (輸出許可により明確に認可されている場合又は許可例外が利用できる場合を除く)。

(4) 除外

- (i) いかなる“技術”又はソースコードも、§ 744 の最終用途若しくは最終需要者規制の対象とな外国籍の者に提供してはならない、又は当該提供がその他の点で § 744 と相反している場合、提供してはならない。

(ii) “EI” (暗号) 理由で規制される“技術”又は“MT” (ミサイル技術) 理由で規制される“技術”若しくはソースコードについては、本(f)項のもとで提供してはならない。

(g) 同じ受取人への輸出について以前認可された技術のコピー

本項は、以前同じ受取人への輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）が認可された技術のコピーの輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）を是認するものである。本項は、当該技術の変更されたコピーについて、以下の3つの条件が満たされる場合についても、輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）を是認する：

- (1) その技術が関係する品目が、同一の品目であること；
- (2) その技術に対する変更が、単に編集上のものであって、以前に輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）された内容又は同じ受取人への輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）が認可された内容に追加するものではないこと；並びに
- (3) 輸出者、再輸出者又は譲渡人が、同じ受取人が最初の認可に違反して、その技術を使用したと信じるに足る根拠が何もないこと。

(h) 特別記録保管要求事項：ECCN 2A983、2A984、2D983 及び 2D984

EAR の他の箇所で示される他の記録保管要求事項に加えて、それぞれ、ECCN 2A983、2A984、2D983 及び 2D984 で規制される使用に係るソフトウェア又は技術を許可例外 TSU のもとに輸出する場合、輸出者は本項で指定される記録を保管することが要求される。本節に基づいて維持される記録は、EAR § 762.7 で示される通り、BIS のしかるべき担当官によりいつであるかを問わず要求される場合がある。次の情報は、ECCN 2A983、2A984、2D983 及び 2D984 で規制される使用に係るソフトウェア又は技術の許可例外 TSU のもとでの各輸出又は再輸出取引に関して、特に保持しなければならない：

- (1) 輸出又は再輸出されたソフトウェア又は技術の説明（CCL で特定される ECCN を含む）；
- (2) ソフトウェア又は技術が使用されることを目的とする装置の説明（CCL で特定される ECCN を含む）；
- (3) ソフトウェア又は技術の目的とする最終用途；
- (4) 最終需要者の名前及び住所；
- (5) 出荷されたソフトウェアの数量；並びに
- (6) ソフトウェア又は技術が使用されることを目的とする装置の所在地（仕向国を含む）。

§ 740.14 手荷物 (BAG)

(a) 適用範囲

この許可例外は、一時的（即ち、旅行）又は長期（即ち、転居）に米国を出国する個人、及び輸出又は再輸出を行う運輸会社の乗員が、本節で定める種類の貨物、ソフトウェア及び技術を個人の手荷物として、いずれかの仕向地に向けて持っていくことを是認するものである。

(b) 適用できるケース

米国を出国する個人は、その個人又は彼らと共に旅行する彼らの肉親の家族の個人的な使用のための次に掲げるいずれかの貨物又はソフトウェアを、任意の仕向地又は一連の仕向地に向けて、輸出又は再輸出することができる。米国から出国する個人であって、(b) (4) (i) 項で定義される米国人は、彼らの個人的な使用又は彼らとともに旅行若しくは移動している彼らの肉親の家族の個人的な使用のために、(b) (4) 項のもとに職業用具として、いずれの仕向地又は一連の仕向地に、技術の輸出又は再輸出を行うことができる（ただし、彼らのいずれもが (b) (4) (i) 項で定義されている米国人であることを条件とする）。本節の (b) (4) 項のもとに是認される技術の輸出及び再輸出は、実体のある出荷、伝達又は提供と同様に行うことができる。米国から一時的（即ち、旅行）に出国する個人は、彼らとその品目を海外で消費するか、EAR のもとでこれらの廃棄を別途許可されない限り、この許可例外のもとに輸出及び再輸出された品目を持ち帰らなければならない。乗員スタッフは、本節の (b) (1) 及び (b) (2) 項で定める貨物及びソフトウェアだけを、任意の仕向地に向けて、輸出又は再輸出することができる。

(1) 身の回り品

個人使用のための通常で適度な種類と量の、衣服、個人の装飾品、化粧品、常備薬、食料品、みやげ、

ゲーム及び同様の所持品、及びこれらの容器。

(2) 家庭用品

個人使用のための通常で適度な種類と量の、家具、家財道具、家庭用備品及びこれらの容器。

(3) 乗物

個人使用のための通常で適度な種類と量の乗物（例えば乗用車、ステーションワゴン、トラック、トレーラー、オートバイ、自転車、三輪車、乳母車及びこれらのコンテナ）。

(4) 職業用具

通常で適度な種類と量の、工具、器具又は装置及びこれらの容器、さらに、旅行中又は移動中の旅行者又は家族の商売、仕事、雇用、職業又は趣味に用いられる技術。EI 規制の対象となる暗号貨物及びソフトウェアに関する特別条項については、本節の (f) 項を参照しなさい。本項のもとでの技術の輸出又は再輸出に関する制限事項を規定する特別な条項については、(g) 項を参照しなさい。

(i) 本項でいうところの米国人は次のように定義される：

米国民である個人、8 U.S.C. 1101 (a) (2) で定義される正当な永住者である個人、又は 8 U.S.C. 1324b (a) (3) で定義される保護された個人。

(ii) [RESERVED]

(c) 適用できる限度

品目の輸出については、その種類又は量が本節で定める限度を超える場合、制限又は禁止される。

それに加えて、品目は、以下でなければならない：

- (1) 米国からの出国日において、個人（若しくは、彼らの肉親の家族）、又は輸出運送業者の乗員によって所有されているもの；
- (2) 個人又は彼らと共に旅行する彼らの肉親の家族、又は輸出運送業者の乗員の使用を目的とし、かつ、その使用のために必要かつ適切なもの；
- (3) 販売又はその他の処理を意図しないもの；並びに
- (4) 乗員によって輸出される場合は、積荷証券において積荷として輸出されないもの。

(d) 特別条項：別送手荷物

米国から出国する個人は、別送手荷物（個人が出国する以外の運搬便により米国から送られる手荷物）を発送することができる。輸出運送業者の乗員は、別送手荷物を発送することができない。この許可例外のもとでの別送手荷物には、“BAGGAGE”と明確にマークしなければならない。別送手荷物の発送は、荷受人又は所有者が米国から出国する時又は出国日前後の妥当な時間内に行なうことができる。化学生物兵器 (CB)、ミサイル技術 (MT)、国家安全保障 (NS)、暗号品目 (EI) 又は核拡散防止 (NP) で規制される個人の手荷物は、荷受人又は所有者が米国を出発する月の前後3か月以内に出荷しなければならない。しかし、CB、MT、NS、EI 又は NP で規制される貨物は、この許可例外においては、別送手荷物としてカントリーグループ D : 1、D : 2、D : 3、D : 4、又は E : 1（§ 740 付則 1 参照）に向けて、輸出することができない。

(e) 特別条項：散弾銃及び散弾銃のシェル[薬莖]

(1) 米国から出国する米国民又は米国の永住権を持つ外国籍の者は、次の制限事項を条件として、この許可例外のもとに 18 インチ以上の銃身長の散弾銃及び散弾銃のシェルを輸出又は再輸出することができる：

(i) 1 回の旅行に、3 丁以上の散弾銃を持っていくことはできない。

(ii) 散弾銃及び散弾銃のシェルは、その者の手荷物でなければならないが、郵送することはできない。

(iii) 散弾銃及び散弾銃のシェルは、合法的な狩猟又は正当なスポーツの目的、科学的な目的、又は護身のためのものであって、その者の専用のものでなければならない。従って、本節の (e) (2) 項で規定される場合を除いて、散弾銃はこの許可例外のもとに永続的には輸出することができない。特定の国については、散弾銃の輸入を許可する前に、輸入証明書又は米国の輸出許可が必要となる場合があるため、前もって

あなたの仕向国の輸入要件を確定しなければならない点に注意すること。

- (2) 米国を出国する非居住者である外国籍の者は、司法省規則 (27CFR 478.115(d)) の条項のもとに、その者が米国に持ち込んだ散弾銃及び散弾銃のシェルについてのみ、この許可例外に基づき輸出又は再輸出することができる。
- (f) 特別条項：商務省規制品リストで EI 規制の対象となる暗号貨物及びソフトウェア
- (1) 8 U. S. C. 1101(a) (20) で定義される米国市民又は米国の永住権を持つ外国籍の者は、暗号貨物及びソフトウェアを本章の付則 1 のカントリーグループ E:1 以外の仕向地に輸出又は再輸出するのに、この許可例外を使用することができる。
- (2) 8 U. S. C. 1101(a) (20) で定義される米国市民以外の者又は米国の永住権を持つ外国籍の者以外の者（本章の付則 1 のカントリーグループ E:1 に掲載される国の国民のうち米国市民でない者又は米国の永住権を持たない者を除く）であっても、暗号貨物及びソフトウェアを本章の付則 1 のカントリーグループ E:1 以外の仕向地に、輸出又は再輸出するのに、この許可例外を使用することができる。
- (g) 特別条項：技術の輸出又は再輸出に関する制限事項
- 本節の (b) (4) 項の職業用具条項のもとでの輸出又は再輸出に対する是認は、次のいずれかに該当する場合にのみ用いることができる：
- (1) 技術が、個人又は当該個人とともに旅行している彼らの肉親の家族によってのみ海外で使用されるものであること（ただし、彼らが (b) (4) (i) 項で定義されている米国人であることを条件とする）。
- (2) 輸出又は再輸出を行っている当事者及び受取人が、その技術が伝達されている間、或いは海外で使用されている間、その技術の不正なアクセスから保護するための十分なセキュリティ上の予防措置をとっていること。不正なアクセスを防ぐ助けとなるセキュリティ上の予防措置の例には、以下の措置を含む：
- (i) この許可例外のもとに是認される技術の伝達及び使用を含む電子メール及びその他のビジネス行為のための IT ネットワークにアクセスする場合における安全な接続（例えば、仮想専用網接続）；
- (ii) この許可例外のもとに是認される技術を格納する電子デバイスに対するパスワードシステムの使用；並びに
- (iii) この許可例外のもとに是認される技術を格納する電子デバイスに対する個人のファイアウォールの使用。
- (3) これらの条項のもとで是認される技術が、BIS によって認可されない限り、外国での製造目的のため又は技術援助のために用いられないこと；
- (4) ECCN 5E002 で規制される暗号品目が、本章の付則 1 のカントリーグループ E:1 にリストされているいかなる仕向地にも輸出又は再輸出されないこと。
- (h) 特別条項：ECCN 1A613. c 又は d に番号分類される個人防護“装具”及び ECCN 1A607. f に番号分類される個別的防護“装具”
- (1) カントリーグループ D:5 で特定されない国への輸出、再輸出、又は国内における移転
- 米国人は、以下に該当する場合、カントリーグループ D:5 で特定されない国に向けて、ECCN 1A613. d に番号分類される防護装具一式（1A613. c に番号分類される 1 個のヘルメットを含むことができる）又は ECCN 1A607. f に番号分類される 1 セットの化学剤若しくは生物剤の防護服（これには ECCN 1A607. x に番号分類される 1 個の追加のフィルター付吸収缶を含めることができる）を輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）することができる：
- (i) その品目が、米国人の手荷物又は持ち物に入れられること（携行されるか携行されないかを問わない、但し郵送は不可）；かつ
- (ii) その品目が、米国人の専用のものであって、所有権の移転のためのものではないこと（他の米国人に再輸出されたり、移転（国内における移転）される場合を除く）。
- (2) カントリーグループ D:5 で特定される国への輸出、再輸出、又は国内における移転
- (i) イラク

米国人は、本節の(h)(1)項の要求事項が満たされる場合、イラクに向けて、ECCN 1A613.dに番号分類される個人用の防護装具一式(1A613.cに番号分類される1個のヘルメットを含むことができる)又はECCN 1A607.fに番号分類される1セットの化学剤若しくは生物剤の防護服(これにはECCN 1A607.xに番号分類される1個の追加のフィルター付吸収缶を含めることができる)を輸出、再輸出、又は移転(国内における移転)することができる。それに加えて、その米国人は、米国政府機関に所属しており、かつ、公式の職務で旅行しているか、米国政府の契約を支援するために旅行していなければならない、或いはその米国人は、イラク政府の直接の認可に基づいてイラクに旅行しており、かつ、イラク政府のための活動、イラク政府に代わっての活動、又はイラク政府の要請を受けた活動に従事していなければならない。イラク政府からの直接の認可に関する文書には、英訳を添付しなければならない。

(ii) カントリーグループD:5のその他の国

米国人は、本節の(h)(1)項の要求事項が満たされる場合であって、かつ、その米国人が公式の職務で旅行する米国政府機関に所属しているか、米国政府の契約を支援するために旅行している場合、ECCN 1A613.dに番号分類される防護装具一式(1A613.cに番号分類される1個のヘルメットを含むことができる)又はECCN 1A607.fに番号分類される1セットの化学剤若しくは生物剤の防護服(これにはECCN 1A607.xに番号分類される1個の追加のフィルター付吸収缶を含めることができる)を個人用としてカントリーグループD:5国(イラクを除く)に向けて、輸出、再輸出、又は移転(国内における移転)することができる。

(h)項の注: ECCN 1A005で規制される防護装具は、この許可例外に対して本節の(b)項に基づいて適格である。

§ 740.15 航空機、船舶及び宇宙空間用の飛しょう体(AVS)

この許可例外は、米国に一時寄港している外国船籍の民間航空機、及び米国外に一時寄港に向かう米国の民間航空機の米国からの出航；船舶又は航空機で永続的に使用するための装備品及びスペアパーツの輸出；米国又はカナダ船籍の船舶又は航空機への輸出及び米国又はカナダの航空会社の施設又は代理店への輸出；一時寄港で航空機又は船舶内でキューバを通過する貨物の輸出又は再輸出；並びに基礎研究のための宇宙空間用の飛しょう体及び部分品の輸出を是認するものである。通常、輸出通関の目的のためには、どの許可例外記号も必要としない；しかし、必要な場合、“AVS”の記号を使うことができる。

(a) 一時寄港中の航空機

(1) 外国船籍の航空機

一時寄港で米国に寄港した外国船籍の運航中の民間航空機は、次のすべてに該当する場合、いずれの仕向地へも自身の動力で米国から出航することができる：

- (i) 米国に寄港している間において、カントリーグループE:1の仕向国(本章の付則1参照)の国民に、航空機の運航管理のいかなる売却又は移転も発生しないこと；
- (ii) 航空機は、カントリーグループE:1の仕向国(本章の付則1参照)の国民に運航管理の売却又は移転を行う目的で、出航しないこと；かつ
- (iii) 輸出許可証が必要であって、かつ米国政府より許可されなかった品目を米国から運送しないこと。

(2) 米国船籍の航空機

(i) 連邦航空局より発行された航空会社の運航認可、民間運航認可、若しくはエアタクシー[近距離飛行機]の運航認可のもとに運航する米国船籍の民間航空機、又は連邦航空局規則の14 CFR part 129に従って連邦航空局より承認された運航仕様のもとに飛行する米国船籍の民間航空機は、以下のすべてに該当する場合、いずれの仕向地へも自身の動力で米国から出航することができる：

- (A) 航空機の運航管理、又はその装備品、部品、附属品又は部分品の外国又はその外国の国民への売却、リース又はその他の譲渡の目的で、航空機が出航しないこと；
- (B) 米国外に寄港している間において、航空機の米国登録が変更されないこと；
- (C) 米国外に寄港している間において、航空機が外国の軍事行動に使用されないこと；かつ
- (D) 輸出許可証が必要であって、かつ米国政府より許可されなかった品目を、航空機が米国から運送しないこと。

- (ii) その他の米国船籍の運航中の民間航空機は、カントリーグループ E:1(本章の付則 1 参照) (これらの仕向地への運航には輸出許可証が必要である)の仕向地を除いて、以下のすべてに該当する場合、いずれの仕向地へも自身の動力で米国から出航することができる：
- (A) 航空機の運航管理、又はその装備品、部品、附属品又は部分品の外国又はその外国の国民への売却、リース又はその他の譲渡の目的で、航空機が出航しないこと；
 - (B) 米国外に寄港している間において、航空機の米国登録が変更されないこと；
 - (C) 米国外に寄港している間において、航空機が外国の軍事行動に使用されないこと；
 - (D) 輸出許可証が必要であって、かつ米国政府より許可されなかった品目を、航空機が米国から運送しないこと；かつ
 - (E) 航空機が、米国外に寄港している間において、米国のライセンスを受けたパイロットにより操縦されること（ただし、外国での国内運航の間は、航空機は現在その外国のライセンスを受けたパイロットにより操縦されることができる）。

(3) 基準

運航が一時寄港として適格とされる場合、次の 9 つの基準の各々を満たさなければならない。一時寄港としてみなされるためには、運航が運航管理の売却又は移転の目的であってはならない。輸出者が以下のそれぞれについて管理している証拠を保持していない限り、輸出は運航管理の移転目的とされる：

- (i) コックピットクルーの雇用
コックピットクルーを雇用及び解雇する権限。
- (ii) 航空機の運航管理
航空機を運航管理する権限。
- (iii) ルートの選択
航空機の飛行ルート決定の権限（輸出者により特別に指定されたルートについて締結された契約上の約定については除外する）。
- (iv) メンテナンスの場所
航空機の主要なメンテナンスを実施する又は得る権限であって、その主要なメンテナンスがカントリーグループ E:1（本章の付則 1 参照）の仕向先の米国外において、これらの国民ではない関係者の管理下において実施される場合。（運航中の必要最低限のメンテナンスは、いずれの国においても行なうことができる）。
- (v) 予備船舶の配置場所
予備船舶は、カントリーグループ E:1(本章の付則 1 参照)の仕向地に配置していないこと。
- (vi) 登録地
登録地は、カントリーグループ E:1（本章の付則 1 参照）の仕向先に変更されないこと。
- (vii) 技術移転のないこと
カントリーグループ E:1（本章の付則 1 参照）の仕向先の国民にはいかなる技術も移転されないこと（ただし、安全に出航するために必要な駐機場でのサービスを行なう運航中の最低限必要なメンテナンスを除く）。
- (viii) 色とロゴ
航空機は、カントリーグループ E:1（本章の付則 1 参照）の仕向国の外装、色彩又はロゴをつけないこと。
- (ix) フライトナンバー
航空機は、カントリーグループ E:1（本章の付則 1 参照）の仕向国の国民に発行されたフライトナンバー（例えば、公式航空ガイド[世界の定期航空会社のフライト-スケジュール表]の掲載番号）で、飛行しないこと。

(4) 再輸出

米国から合法的に輸出された民間航空機は、この(a)項で定める制限事項を満たす場合、本節のもとに再輸出することができる。

(a) 項の注：この(a)項に基づいてある国に輸出又は再輸出された航空機は、輸出許可なしに輸出できる国又は米国に向けて出発する前の連続 7 日間以上その国にとどまってはならない。

(b) 船舶又は航空機で永続的に使用するための装備品及び交換部品、並びに船舶及び航空機の貯蔵品

(1) 船舶

船舶の永続的な使用のための装備品及び交換部品は、当該船舶の適切な運航のために必要な場合、任意の船籍の船舶の船内での使用のために輸出又は再輸出することができる（ただし、カンントリーグループ D:1 (§ 740 付則 1 参照) 若しくはキューバで登録された船舶、又はこれらの国のいずれかの国若しくはその国民により所有、管理、チャーター若しくはリースされた船舶を除く）。更に、カンントリーグループ D:1 の漁船及び漁業支援船の修理に必要なその他の機器及び役務は、適用される国際漁業協定に基づいて米国への入国を許可された場合、当該船舶の船内で使用するために輸出することができる。

(2) 航空機

航空機での永続的な使用のための装備品及び交換部品は、当該航空機の適切な運航のために必要な場合、任意の船籍の航空機の機内での使用のために輸出又は再輸出することができる（ただし、カンントリーグループ D:1 の国若しくはキューバ又はこれらの国の国民により登録、所有、管理、チャーター又はリースされた航空機を除く）。

(3) 船舶及び航空機の貯蔵品

次に掲げる通常で妥当な種類と量の貨物は、いずれの船籍の航空機又は船舶においても、運航の出発から直近の帰航の間、その機内（船内）で使用又は消費するために輸出することができる。

(i) 港及び航行の両方の必需品としてのデッキ、エンジン及び客室乗務部門の貯蔵品、食糧及び補給品；

(ii) 医療用及び外科用の補給品；

(iii) 食糧貯蔵品；

(iv) 身の回り用品；

(v) 客室用貯蔵品又は補給品；

(4) キューバ

反テロリズム理由でのみ商務省規制品リスト (CCL) (EAR § 774 付則 1) で規制される品目（すなわち、反テロリズムが、その品目を規制する輸出規制分類番号 (ECCN) で示される品目に適用される唯一の規制理由でなければならない）又は EAR99 に指定される品目は、この (b) 項に基づいてキューバに輸出又は再輸出することができる。

(c) 米国又はカナダの船舶、航空機及び航空会社の施設又は代理店への出荷

(1) 米国又はカナダ船籍の船舶又は航空機への輸出

本節の (c) (3) 項で示される貨物であって、米国又はカナダの国外の海港又は空港（キューバ又はカンントリーグループ D:1 (中国を除く) (§ 740 付則 1 参照) の港を除く) に所在する米国又はカナダ船籍の特定の船舶又は航空機により使用するか、その中で使用するためのものは、その貨物が以下のすべてに該当する場合、輸出することができる： **[3]**

(i) 船舶又は航空機を指揮している者又はこれらの所有者若しくは代理人により注文されたものであって、彼らに引渡されるもの；

(ii) その船舶又は航空機の船上（機内）での使用又は消費を目的とするもの、及びその適切な運航のために必要なもの；

(iii) 最大の需要時において、通常かつ妥当な種類と量であること；並びに

(iv) 電子輸出情報 (EEI) が自動輸出システム (AES) に外国貿易規則 (FTR) (15 CFR part 30) の要求事項に従って申告された積荷として出荷されるものであること（ただし、貨物（燃料を除く）のいずれかが米国の航空会社により米国外にある自社の航空機向けにその航空機自体で使用するために輸出される場合において、EEI を必要としない場合を除く）。

[3] 輸出許可証が必要とされるケースについては、EAR § 748.1、§ 748.4 及び § 748.6 を参照しなさい。

(2) 米国又はカナダの航空会社の施設又は代理店への輸出

本節の(c)(3)項で示される貨物の輸出（燃料を除く）は、その貨物が以下のすべてに該当する場合、キューバ又はカントリーグループ D:1(中国を除く) (§ 740 付則 1 参照) 以外の外国の仕向地にある米国又はカナダの航空会社 [4] の施設又は代理店に対して輸出することができる：

- (i) 米国又はカナダの航空会社により注文され、米国外の自社の施設又は代理店に引き渡されるもの；
- (ii) 米国又はカナダのいずれかで登録された航空機のメンテナンス、修理又は運航を目的とし、当該航空機の適切な運航のために必要なもの（ただし当該航空機が、キューバ若しくはカントリーグループ D:1（中国を除く） (§ 740 付則 1 参照) にあるか、又はこれらの国若しくはこれらの国民により所有、運航、管理、リース又はチャーターされている場合を除く）；
- (iii) 通常で妥当な種類と量であること；並びに
- (iv) 電子輸出情報 (EEI) が外国貿易規則 (15 CFR part 30) の要求事項に従って自動輸出システム (AES) に申告された積荷として出荷されるものであること（ただし、これらの貨物のいずれかが米国の航空会社により米国外にある自社の施設又は代理店に向けて、その航空機の運航で使用するために輸出される場合において、EEI を必要としない場合を除く）。

(3) 適用できる貨物

この(c)項は、本節の(c)(1)及び(c)(2)項の条項を条件として、次のいずれかに該当する貨物に適用される：

- (i) 港及び航行の両方の必需品としてのデッキ、エンジン及び客室乗務部門の貯蔵品、食糧及び補給品；
- (ii) 医療用及び外科用の補給品；
- (iii) 食糧貯蔵品；
- (iv) 身の回り用品；
- (v) 客室用貯蔵品又は補給品；並びに
- (vi) 装備品及び交換部品。

(d) 一時寄港中の船舶

(1) 外国の国旗を掲げた船舶

米国内に所在する外国の国旗を掲げた船舶は、次の(i)から(iii)のすべてに該当する場合、自力で、どの目的地にも米国から出航することができる：

- (i) 米国内に所在する間において、カントリーグループ E:1（本章の付則 1 参照）の仕向地の国民に対して当該船舶の運航管理のいかなる売却又は移転も発生しないこと；
- (ii) 当該船舶が、カントリーグループ E:1（本章の付則 1 参照）の仕向地の国民に対して運航管理の売却又は移転の目的で出航しようとしていないこと；かつ
- (iii) 当該船舶が、輸出許可が必要であって、米国政府から認可が与えられなかった品目を米国から運送していないこと。

(2) 米国の国旗を掲げた船舶

米国の国旗を掲げた船舶は、次の(i)から(vii)のすべてに該当する場合、自力で、どの目的地にも米国から出航することができる：

- (i) 船舶が、外国又はその国民に対して、当該船舶の運航管理、又はその装備品、部品、附属品若しくは部分品の売却、リース又は移転を行う目的で出航しないこと；
- (ii) 外国に所在する間において、船舶の米国の国旗が変えられないこと；
- (iii) 外国に所在する間において、船舶がいかなる外国の軍事活動にも用いられないこと；
- (iv) 船舶が、輸出許可が必要であって、米国政府から認可が与えられなかった品目を米国から運送しないこと。
- (v) 船舶の予備船舶が、カントリーグループ E:1(本章の付則 1 参照) の仕向地に配置されていないこと；

[4] 米国及びカナダの航空会社の定義については、EAR § 772 を参照しなさい。

- (iv) 船舶が、輸出許可が必要であって、米国政府から認可が与えられなかった品目を米国から運送しないこと。
 - (v) 船舶の予備船舶が、カンントリーグループ E:1(本章の付則 1 参照) の仕向地に配置されていないこと；
 - (vi) 技術が、カンントリーグループ E:1(本章の付則 1 参照) の仕向地の国民に移転されないこと（但し、安全に出航し入港するのに必要なサービスを行うために最低限必要な移動中のメンテナンスを除く）；並びに
 - (vii) 船舶には、カンントリーグループ E:1(本章の付則 1 参照) の仕向地の国民の記章、色彩又はロゴをつけないこと。
- (3) 船舶の一時寄港の基準
- 航海が、この(d)項における一時寄港とみなされる場合、以下の基準を満たさなければならない。一時寄港とみなされるためには、航海は運航管理の売却又は移転を目的とするものであってはならない。輸出者又は再輸出者が以下のそれぞれについて管理している証拠を保持していない限り、運航管理の移転が生じとされる：
- (i) 乗組員の雇用
乗組員を雇用及び解雇する権限。
 - (ii) 船舶の運行管理
船舶を運行管理する権限。
 - (iii) ルートの選択
船舶のルート決定の権限（輸出者により特別に指定されたルートについて締結された契約上の約定については除外する）。
 - (iv) メンテナンスの場所
船舶の主要なメンテナンスを実施又は得る権限であって、その主要なメンテナンスがカンントリーグループ E:1（本章の付則 1 参照）の仕向先の国外において、これらの国民ではない関係者の管理下において実施される場合。（運航中の必要最低限のメンテナンスは、いずれの国においても行なうことができる）。
- (4) 再輸出
- EAR の対象となる船舶は、次の(i)から(vii)のすべてに該当する場合、一時寄港に対する本節の条項のもとに再輸出することができる：
- (i) 当該船舶が、外国又はその国民に対して、当該船舶の運航管理、又はその装備品、部品、附属品若しくは部分品の売却、リース又は移転を行う目的で出航しないこと；
 - (ii) 外国に所在する間において、船舶の国旗が変えられないこと；
 - (iii) 外国に所在する間において、船舶がいかなる外国の軍事活動にも用いられないこと；
 - (iv) 船舶が、輸出許可が必要であって、米国政府から認可が与えられなかった品目を運送しないこと；
 - (v) 船舶の予備船舶が、カンントリーグループ E:1(本章の付則 1 参照) の仕向地に配置されていないこと；
 - (vi) 技術が、カンントリーグループ E:1(本章の付則 1 参照) の仕向地の国民に移転されないこと（但し、安全に出航し入港するのに必要なサービスを行うために最低限必要な移動中のメンテナンスを除く）；並びに
 - (vii) 船舶には、カンントリーグループ E:1(本章の付則 1 参照) の仕向地の国民の記章、色彩又はロゴをつけないこと。
- (5) いかなる船舶も、この許可例外のもとに、カンントリーグループ E : 1 国に向けて輸出又は再輸出することができない。
- (6) キューバ、適用できる船舶及び目的
- この(d) (6) 項でリストされる種類の船舶であって、この(d) (6) 項でリストされる目的でキューバに向かうもののみが、本(d) 項に基づいてキューバに出航することができる。キューバへの乗客及び品目の双方を輸送するために使用される船舶は、キューバへの自動車の輸出又は再輸出が BIS により発行される別個の輸出許可により認可されている（すなわち、許可例外により認可されない）場合にのみ、

自動車を輸送することができる。

- (i) 品目の輸送で使用するために傭船された貨物船；
- (ii) 乗客及び／又は品目の輸送で使用するために傭船された旅客船；並びに
- (iii) 財務省海外資産管理局（OFAC）により認可された旅行に関連して使用されるレクリエーション用船舶。

(d) (6) (iii) 項の注：読者は、米国沿岸警備隊規則（33 CFR part 107 のサブパート B—キューバの領海への不正な入国）についても調べなければならない。

(d) 項の注：この(d)項に基づいてある国に輸出又は再輸出された船舶は、輸出許可なしに輸出できる国又は米国に向けて出発する前の連続 14 日間以上その国にとどまってはならない。

(e) 輸送中の積荷

以下に該当する場合、航空機又は船舶内に積載された積荷はキューバを通過することができる：

- (1) その航空機又は船舶がキューバへの一時寄港中に本節の(a)項若しくは(d)項又はBISの輸出許可に基づいて輸出又は再輸出されるものである場合；及び
- (2) その積荷がキューバへの一時寄港の終わりに航空機又は船舶とともに出航するものであって、キューバ国内での使用のために航空機又は船舶から移動されず、かつ、キューバ国内にある間において他の船舶に積み替えられない場合。

(f) 打上げのための宇宙空間用の飛しょう体

この(f)項は、次のすべての条件が満たされる場合、基礎研究の目的でのみ製作された EAR 対象貨物の米国公認高等教育機関による輸出を是認する：

- (1) その輸出が、カントリーグループ D:5（本節の付則 1 参照）以外の国に所在する公認高等教育機関、政府の研究センター、又は既存の政府出資の民間の研究センターであって、もっぱら上記の国々の国民を参加させる機関に向けられる場合；
- (2) その貨物に関するすべての情報（その設計を含む）、及びその貨物に関連する基礎研究を通じて結果として得られた情報が、科学コミュニティの中で広く公開及び共有されることになる場合、並びにそのプロジェクト又は活動の結果として得られる科学的及び技術的情報の公開に対して営利目的の理由又は特定の米国政府のアクセス及び配布の規制又はその機関若しくはその研究者によって受け入れられたその他の制限のため、規制されていない場合；並びに
- (3) その貨物が永続的な輸出を目的とする場合、その貨物が組み込まれることになるプラットフォーム又はシステムは、科学用衛星、研究用衛星、又は実験用衛星でなければならず、もっぱら基礎研究に関わるものでなければならず、かつ、カントリーグループ D:5 で特定されていない国々からそれらの国々の国民によってのみ宇宙に打ち上げられることができる。

§ 740.16 特別に許容される再輸出（APR）

この許可例外は、以下の再輸出を可能にする：

(a) カントリーグループ A:1 及び香港からの再輸出

以下の条件が満たされる場合、カントリーグループ A:1 国から又は香港から再輸出を行うことができる：

- (1) 再輸出が、再輸出国政府の輸出許可条件に従って行なわれること；
- (2) 再輸出される貨物が、NP、CB、MT、SI 若しくは CC 理由で規制されていないこと、又は ECCN 0A919、3A001.b.2 若しくは b.3（民間の通信用途で使用するために再輸出されているものを除く）、6A002、6A003、若しくは 6A990 で規定されていないこと；かつ
- (3) 再輸出が、次のいずれかを仕向地としていること：
 - (i) カントリーグループ B の国（カントリーグループ D:2、D:3 若しくは D:4 に含まれている国を除く）であって、再輸出される貨物が国家安全保障理由で規制されており、かつ、カントリーグループ A:1 への輸出が規制されていないこと；又は
 - (ii) カントリーグループ D:1 の国（国家安全保障[旧共産圏]）（§ 740 付則 1 参照）（北朝鮮を除く）であって、再輸出される貨物が国家安全保障理由で規制されていること。

- (b) 指定国への再輸出及び指定国の中での再輸出
- (1) 適格な貨物については、カントリーグループ A : 1 の仕向国（§ 740 付則 1 参照）若しくは香港の中で使用若しくは消費するため、或いは EAR の他の条項に基づいて当該国から再輸出するため、カントリーグループ A : 1 の仕向国及び香港に向けて及びこれらの国々の中において再輸出することができる。
- (2) (b) (1) 項のもとに再輸出が適格でない貨物は、以下に該当するものである：
- (i) 核不拡散若しくはミサイル技術理由で規制される貨物；
- (ii) 3A001. b. 2 若しくは b. 3 に掲げる貨物（民間の通信用途で使用するために再輸出されているものを除く）
- (iii) ECCN 0A919 で規定される“軍用貨物”；
- (iv) ECCN 0A987 で規定される貨物であって、イメージ増強管を組み込んでいるもの；又は
- (v) ECCN 6A002 若しくは 6A990 で規定される貨物。
- (3) ECCN 6A003 で定めるカメラについては、次の (i) 又は (ii) に該当する場合、カントリーグループ A : 1 の国（本章の付則 1 参照）に向けて及びこれらの国の中において輸出又は再輸出を行うことができる：
- (i) 当該カメラが、民生用の最終製品として使用されるために完全に梱包されていること；又は
- (ii) 当該カメラ（素子の数が 111,000 以下のもの）が、民生用の製品に内蔵されるものであること。
- (c) 未使用の発行済の輸出許可証のもとに米国からの直送が許可されている仕向地に向けての再輸出は、その輸出許可証の条件のもとに行うことができる。このような再輸出は、輸出許可証が再輸出の目的のために部分的に使用されるか全体として使用されるかにかかわらず、輸出が記録されるのと同じ方法で記録されなければならない。（記録保管要求事項については、EAR § 762 を参照しなさい。）
- (d) カナダからのあらゆる品目の再輸出のうち、再輸出の時点で、いずれかの許可例外のもとに米国から新たな仕向国に直接に輸出できる場合。
- (e) あらゆる品目の米国への再輸出（戻し）
再輸出が行われる国の政府が米国政府の公式の承認を要求している理由で、再輸出の当事者が書面による許可書を要請した場合、通常、このような許可書は与えられる。
- (f) 品目が輸出許可なしでカナダに輸出できる場合、その品目の第三国の仕向地からカナダへの再輸出
- (g) [Reserved]
- (h) 米国原産の部分品を組込んだ外国製品は、EAR § 734.4 の制限を条件として、米国原産の規制されるスペアパーツを同時に出荷することができる（ただし、当該スペアパーツの価額が外国製品価額の 10% 以下であることを条件とする）。
- (i) ECCN 2A994、3A992. a、5A991. g、5A992、6A991、6A998、7A994、8A992. d、. e、. f 及び . g、9A990. a 及び . b 並びに 9A991. d 及び . e で規制される品目のスーダンへの再輸出
それに加えて、これらの ECCN 品目は、外国製品に組み込まれる米国部品、部分品及び材料についての輸出許可要求事項を確定する目的において、米国規制成分としては計算に入れない。しかし、これらが直接的にせよ間接的にせよ、全体として或いは部分的にスーダンに再輸出されることを知りながら、米国からいずれの仕向地にも、輸出許可なしで輸出することは禁止されている。
- (j) NP Column 1（EAR § 774 付則 1 参照）で規制される品目のカントリーグループ A : 4（§ 740 付則 1 参照）国に向けての再輸出、これらの国の中での再輸出、及びこれらの国からの再輸出（ただし、以下に該当する場合を除く）：
- (1) NS 理由で規制される品目のカントリーグループ A : 1 以外の国からカントリーグループ D : 1 を仕向

地とする再輸出；並びに

(2) カントリーグループ E:2 及びカントリーグループ D:2 を仕向地とする再輸出。

§ 740.17 暗号貨物、ソフトウェア及び技術 (ENC)

許可例外 ENC は、システム、装置、貨物及びこれらのための部分品であって、ECCN 5A002、5B002 に番号分類されるもの、並びに ECCN 5D002 又は 5E002 に番号分類される同等の若しくは関連するソフトウェア及び技術、並びに ECCN 5A004、5D002 又は 5E002 に番号分類される“暗号解析品目”の輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）を是認する。この許可例外 ENC は、EAR § 740 の付則 1 のカントリーグループ E:1 又は E:2 の国への輸出若しくは再輸出、これらの国における移転（国内における移転）、又はこれらの国での役務の提供、或いはカントリーグループ E:1 又は E:2 の国の国民へのソースコード若しくは技術の提供については是認しない。許可例外 ENC のもとでの再輸出及び移転（国内における移転）は、本節の (c) 項で示される基準の対象となる。本節の (b) 及び (d) 項は、本節により要求される番号分類についての情報を示している。(e) 項は、本節により要求される報告について示している。本節の (b) (1) 及び (b) (3) (i)、(ii)、又は (iv) 項で規定される品目であって、商務省規制品リストのカテゴリー 5-パート 2 の注 3 (“マスマーケット”注釈) で示される基準に合致するものは、自己番号分類又は BIS による番号分類の結果、ECCN 5A992.c 又は 5D992.c に番号分類され、今後は“EI”及び“NS”規制の対象とならない。本節の (b) (1)、(b) (3) (i)、(b) (3) (ii) 又は (b) (3) (iv) 項のもとに輸出される品目で、ゆえに (e) 項の報告要求事項が除外されるものについて、輸出者は EAR § 762 の記録保管要求事項があること及び要求に応じて当該記録を利用できるようにすることを要求される場合があることに注意しなさい。暗号品目について、本節に基づいて BIS に提出されたすべての番号分類請求、報告は、ENC 暗号請求コーディネータ（メリーランド州フォートミード）により審査される。

(a) 番号分類請求又は報告が不要なもの

許可例外 ENC は、本節の (a) (1) から (a) (3) 項で示される最終需要者に向けての又は最終用途のための輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）について、番号分類請求、自己番号分類報告又は販売報告の BIS への提出がなくても是認するものである。

(1) ‘民間部門の最終需要者’ への特定の輸出、再輸出、移転（国内における移転）

(i) 社内の新製品の“開発”又は“製造”

許可例外 ENC は、本章の付則 3 でリストされる国に本拠を置く‘民間部門の最終需要者’（所在地を問わない）による新製品の社内における“開発”又は“製造”のための本節の (a) 項で定められる品目の特定の輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）を是認するものである。

(ii) 関係者への特定の輸出、再輸出、移転（国内における移転）（新製品の“開発”又は“製造”を除く）。

‘民間部門の最終需要者’間での社内の最終用途（新製品の“開発”又は“製造”を除く）については、許可例外 ENC は、本節の (a) 項で規定される非米国原産品目の‘民間部門の最終需要者’（所在地を問わない）への輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）について、以下に該当することを条件として是認する。

(A) その品目が、製造された後に EAR の対象となること。

(B) すべての取引当事者が本章の付則 3 にリストされる国に本拠を置く同じ親企業の子会社であること；かつ

(C) 既存の品目の特性又は能力が、強化されていないこと（ただし、輸出許可又は許可例外により別途是認されている場合を除く）。

(a) (1) 項の注：‘民間部門の最終需要者’とは、次のいずれかに該当する者である：

個人であって、外国政府のために行動していない者；又は

民間企業（その子会社及び親会社、並びに同じ親会社の他の子会社を含む）であって、外国政府により全面的に所有されたり、その他の形態で外国政府により管理されていないもの、或いは外国政府のために行動していないもの。

(2) “米国の子会社”への輸出、再輸出、移転（国内における移転）

許可例外 ENC は、本節の (a) 項で定める品目の“米国の子会社”（所在地を問わない）への輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）を是認する。許可例外 ENC は、その品目が企業内部で使用するた

めのもの（新製品の“開発”又は“製造”を含む）である場合、米国企業及びその子会社による、米国企業又はその子会社の従業員、個人の契約社員又は教育実習生である外国人への輸出、再輸出、移転（国内における移転）についても、米国政府による事前の審査なしに是認する。

- (a) (1) 及び (a) (2) 項に対する注釈：本節の (a) (1) 又は (a) (2) 項のもとに輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）された品目によって製造又は開発されるすべての品目は、EAR の対象である。これらの品目は、別途、輸出許可により認可されるか許可例外により是認されない限り、“米国の子会社”でないものへの販売、再輸出又は移転の前に番号分類請求の提出が必要とされる場合がある。
- (3) 米国原産の暗号ソースコード、部分品、又はツールキットで開発された或いはそれらを組み込んでいる非米国製品の再輸出及び移転（国内における移転）

許可例外 ENC は、EAR の対象となる米国原産の暗号ソースコード、部分品、又はツールキットで開発された或いはそれらを組み込んでいる非米国製品の再輸出及び移転（国内における移転）について、その米国原産の暗号品目が以前に番号分類されるか報告され、BIS により認可されたものであって、かつ、その暗号機能が変更されていないことを条件として、是認する。上記の製品には、米国で開発されていない製品であって、暗号インタフェースにより米国製品で動作するように設計されているものを含む。

(a) (3) 項に対する注：番号分類及び報告要求事項からの適用除外は、米国から輸出される非米国原産の製品には適用されない。

(b) 番号分類請求又は自己番号分類報告

本節の (b) (1) 項で規定される製品であって、輸出者により自己番号分類がされているものについて、本節の (e) (3) 項に基づく自己番号分類が、特定の輸出者、再輸出者及び移転者に義務付けられている；本節の (b) (1) 項で規定される製品であって、CCATS により BIS で番号分類されているものについては自己番号分類は不要である。

本節の (b) (2) 及び (b) (3) 項で規定される製品について、本節の (d) 項に従って、30 日の番号分類請求が義務付けられている。

輸出者、再輸出者、又は移転者は、本節の (b) (1)、(b) (2)、又は (b) (3) 項の許可例外 ENC のもとで輸出又は再輸出が適格な暗号品目について、製造業者の自己番号分類（(b) (1) 項で規定される製品に限る）又は CCATS [貨物分類自動追跡システム] に依存することができる。たとえ本節の (b) (2) 及び (b) (3) (iii) 項で定める特定の暗号品目について製造業者に発行された CCATS を頼みにするとしても、輸出者は依然として、本節の (e) (1) 又は (e) (2) 項の半年毎の販売報告要求事項を順守することが義務付けられている。

(b) 項の序文の注：EAR § 734.3 (b) (3) のもとで一般に入手可能とみなされるマスマーケット暗号ソフトウェアであって、本 (b) 項に基づいて輸出が認可されるものは、本節で示されるすべての適用される番号分類要求事項又は自己番号分類要求事項が満たされるまでは、依然として EAR の対象である。

(1) 即時の承認

本 (b) (1) 項は、ECCN 5A002. a 又は 5B002 に番号分類される関連貨物、及び ECCN 5D002 に番号分類される同等の又は関連するソフトウェアの輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）について、EAR § 740.17 (e) (3) に従って自己番号分類報告を提出することを条件として、是認する（ただし、本節の (b) (2) 又は (b) (3) 項で定める上記の貨物、ソフトウェア、又は部分品を除く）。(b) (1) 項で規定される品目であって、商務省規制品リストのカテゴリー 5-パート 2 の注 3（“マスマーケット”注釈）で示される基準に合致するものは、自己番号分類又は BIS による番号分類の結果、ECCN 5A992. c 又は 5D992. c に番号分類され、今後は“EI”及び“NS”規制の対象とならない。

(2) 義務付けられる番号分類請求

本節の (d) 項に従って番号分類請求が BIS に提出されてから 30 日後に、かつ、本節の (e) 項の報告要求事項を条件として、本項は、許可例外 ENC のもとに、(b) (2) 項で指定される品目であって、番号分類のために提出されたものの特定の輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）を是認する

(b) (2) 項の序文の注釈：番号分類請求が本節の (d) 項に従って BIS に提出された後、ただちに、かつ、本節の (e) 項の報告要求事項を条件として、本項は以下に該当する輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）についても是認する：

1. すべての提出された本 (b) (2) 項で定める暗号品目（“暗号解析品目”を除く）の、本章の付則 3 にリストされる国に所在する又はこれらの国に本拠を置く最終需要者を仕向先とするもの；
 2. (b) (2) (i) (B) 項で定める暗号ソースコードの、あらゆる国の非“政府系最終需要者”を仕向先とするもの；
 3. “暗号解析品目”の、本章の付則 3 にリストされる国に所在する又はこれらの国に本拠を置く非“政府系最終需要者”のみを仕向先とするもの；並びに
 4. 本節の (b) (2) (iii) 及び (b) (2) (iv) (A) 項で定める品目の、指定された仕向地及び最終需要者を仕向先とするもの。
- (i) 暗号貨物、ソフトウェア、及び部分品

許可例外 ENC は、“機微度の低い政府系最終需要者”及び非“政府系最終需要者”であって、本章の付則 3 にリストされない国に所在する或いは又はこれらの国に本拠を置くものへの本節の (b) (2) (i) (A) 項 ~~(a) (i) (A) 項~~ に掲げる品目、並びに付則 3 にリストされない国に所在する或いは又はこれらの国に本拠を置く非“政府系最終需要者”への (b) (2) (i) (B) から (b) (2) (i) (H) に掲げる品目の輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）を是認する。

(A) ‘ネットワークインフラ’

‘ネットワークインフラ’ 貨物及びソフトウェア、並びにこれらの部分品であって、次のいずれかに合致するもののうち、鍵長が対称鍵アルゴリズムで 80 ビットを超えるもの：

(1) WAN、MAN、VPN、バックホール及びロングホール

暗号化された WAN、MAN、VPN、バックホール[海沿いにある海底ケーブルの陸揚げ局と都市を結ぶ大容量回線] 又はロングホールの統合したスループット（ゲートウェイ、モバイルスイッチ、コントローラ等の無線ネットワークエレメントによる通信を含む）が、250Mbps 以上のもの；

(2) [Reserved]

(3) 衛星インフラストラクチャ

データ転送速度が 10Mbps を超える衛星伝送；

(4) メディアゲートウェイ及びその他のユニファイドコミュニケーション (UC) (ボイスオーバーインターネットプロトコル (VoIP) を含む) サービス。

2,500 を超える終端にメディア（音声、ビデオ、データ）の暗号化若しくは暗号化された信号を送るもの（集中鍵管理を含む）；又は

(5) 地上波インフラストラクチャ

エアインタフェースの（例えば、基地局を通して、アクセスポイントからネットワーク網、ブリッジ等への）到達範囲が、1,000m を超えるものであって、次のいずれかに適用されるもの：

(i) 最大データ転送速度が、(1,000m を超える使用範囲において) 10Mbps を超えるもの；

又は

(ii) 並列全二重音声チャネルの最大数が 30 を超えるもの；

(b) (2) (i) (A) 項の注：

1. (b) (2) (i) (A) (3) 項及び (b) (2) (i) (A) (5) 項（地上波無線インフラ）の許可例外 ENC の適格性の制限事項は、以下のすべての条件に合致する衛星端末又はモデムには適用されない：

- a. 衛星でのデータの暗号化は、もっぱら使用者の端末から地上局ゲートウェイへのもので、エアインタフェースに限定されるものであること；かつ
- b. その品目は商務省規制品リストのカテゴリー5-パート2の暗号注釈（注3）の要件に合致するものであること。

2. ‘ネットワークインフラ’（暗号品目に適用されるとき）。

‘ネットワークインフラ’ 貨物又はソフトウェアは、以下の一以上の通信のタイプを提供するための“最終品目”、貨物又は“ソフトウェア”である。

(a) 広帯域ネットワーク (WAN) ；

(b) メトロポリタンエリアネットワーク (MAN) ；

- (c) 仮想専用ネットワーク (VPN) ;
- (d) 衛星 ;
- (e) デジタルパケット電話/メディア (音声、ビデオ、データ) オーバーインターネットプロトコル ;
- (f) セルラー又は
- (g) トランク通信。

2項の注1: 'ネットワークインフラ' 最終品目は、通常、以下の一以上の最終需要者により或いは彼らのために運用される :

- (1) 中規模又は大規模事業者又は企業 ;
- (2) 政府 ;
- (3) 通信サービスプロバイダー ; 又は
- (4) インターネットサービスプロバイダー

2項の注2: 'ネットワークインフラ' の“暗号機能有効化の手段”のための貨物、ソフトウェア、及び部分品についても 'ネットワークインフラ' 品目とみなされる。

(B) 特定の“暗号ソースコード”

“暗号ソースコード”であって、一般に公開されている (この用語は、EAR § 742.15(b)で使用されている) ものではないもの ;

(C) カスタマイズされている品目

暗号ソフトウェア、貨物及びそれらのための部分品であって、次のいずれかに該当するもの :

- (1) 政府系最終需要者又は最終用途のためにカスタマイズされているもの
その品目が“政府系最終需要者”のために設計、改造、適合、若しくはカスタマイズされていること ; 又は
- (2) カスタム又は変更可能な暗号
その品目の暗号機能が顧客の仕様に合わせて設計若しくは改造されているもの又は使用者によって容易に変更できるもの ;

(D) 量子暗号

ECCN 5A002.c 又は 5D002 の“量子暗号”貨物又はソフトウェア

(E) [Reserved]

(F) ネットワーク侵入ツール

サイバーインフラストラクチャ又はネットワークの使用に対して攻撃し、拒否し、混乱させ或いはその他の方法で障害を与えることができる侵入能力を提供する暗号貨物及びソフトウェア ;

(G) 公共安全/ファーストレスポンド(1次対応者)向け無線 (プライベートモバイル無線 (PMR)) 公共安全/ファーストレスポンド(一次対応者)向け無線 (例えば、Terrestrial Trunked Radio (TETRA) [地上基盤無線 : デジタル移動無線アクセスサービス] 又は Association of Public-Safety Communications Officials International (APCO) プロジェクト 25 (P25) 規格 [公共安全市場向けの業務用デジタル無線方式]) ;

(H) 指定された暗号処理技術を用いたウルトラワイドバンド及び“スペクトル拡散”品目
ECCN 5A002.d 又は e に番号分類される暗号貨物及び部分品、並びに ECCN 5D002 に番号分類される同等の若しくは関連するソフトウェア

(i) 暗号解析用貨物及びソフトウェア

ECCN 5A004 又は 5D002 において番号分類される“暗号解析品目”の、本章の付則 3 にリストされない国に所在する又はこれらの国に本拠を置く非“政府系最終需要者”を仕向先とするもの ;

(ii) “オープン暗号インタフェース”品目

“オープン暗号インタフェース”を提供する品目の、本章の付則 3 にリストされる国に所在する又はこれらの国に本拠を置く最終需要者を仕向先とするもの。

(iv) 特定の暗号技術

特定の暗号技術であって、次のいずれかに該当するもの :

(A) “非標準暗号”に関する技術

“非標準暗号”に関して ECCN 5E002 に番号分類される暗号技術の、本章の付則 3 にリストされる国に所在する又はこれらの国に本拠を置く最終需要者を仕向先とするもの。

(B) その他の技術

ECCN 5E002 に番号分類される暗号技術（“暗号解析品目”、“非標準暗号”又は“オープン暗号インタフェース”に係る技術を除く）の、EAR § 740 付則 1 のカントリーグループ D:1、E:1、又は E:2 にリストされない国に所在する非“政府系最終需要者”を仕向先とするもの。

(b) (2) 項の注釈: 本 (b) (2) 項で指定される貨物又はソフトウェアの“暗号機能有効化の手段”のための貨物、部分品、及びソフトウェアであって、ECCN 5A002. b 又は 5D002. d で規制されるものについても、本 (b) (2) 項で規制される。

(3) 特定の貨物、ソフトウェア及び部分品に対して義務付けられる番号分類請求

本節の (d) 項に従って番号分類請求が BIS に提出されてから 30 日後に、かつ、本節の (e) 項の報告要求事項を条件として、本項は、番号分類のために提出された品目のあらゆる最終需要者への輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）について、本節の (b) (3) 項で詳細に定めるところにより、当該品目が本節の (b) (2) 項で定める品目の機能を果たさないこと、又はその他の方法で本節の (b) (2) 項で定める品目の仕様を満たさないことを条件として是認する。本節の (b) (1)、(b) (3) (i)、(b) (3) (ii) 又は (b) (3) (iv) 項で規定される品目であって、商務省規制品リストのカテゴリー 5—パート 2 の注 3（“マスマーケット注釈”）で示される基準に合致するものは、BIS による番号分類の結果、ECCN 5A992. c 又は 5D992. c に番号分類される。

(b) (3) 項の序文の注釈: 番号分類請求が本節の (d) 項に従って BIS に提出された後ただちに、かつ、本節の (e) 項の報告要求事項を条件として、本項は、本 (b) (3) 項で定める品目の本章の付則 3 にリストされる国に所在する又はこれらの国に本拠を置くあらゆる最終需要者への輸出、再輸出、移転（国内における移転）についても是認する。

(i) “部分品”、ツールセット、及びツールキット

ECCN 5A002. a に番号分類される特定の部分品及び ECCN 5D002 に番号分類される同等の又は関連するソフトウェアであって、本節の (b) (2) 項で定めていないもののうち、次のいずれかに該当するもの:

- (A) チップ、チップセット、電子組立品及び、フィールドプログラマブルロジックデバイス;
- (B) 暗号ライブラリ、モジュール、開発キット及びツールキット（オペレーティングシステム及び暗号サービスプロバイダー（CSPs）を含む）;

(ii) “非標準暗号”（本節の (b) (2) 項で上記以外の点では規定されていない品目によるもの）

暗号貨物、ソフトウェア及び部分品であって、本節の (b) (2) 項で定めていないもののうち、EAR § 772 で定義される“非標準暗号”を提供又は実行するもの。

(iii) 高度ネットワーク脆弱性分析及びデジタルフォレンジック

本節の (b) (2) 項で定めていない暗号貨物及びソフトウェアであって、次のいずれかを特徴とする脆弱性分析、ネットワークフォレンジック [ネットワークトラフィックの証拠収集および分析] 又はコンピュータフォレンジック [コンピューターを対象とする鑑識・科学捜査] の機能を提供又は実行するもの:

(A) 自動ネットワーク脆弱性分析及び対応

ネットワークフロー、ネットワークユーザ若しくはクライアントの振舞い、又はネットワーク構成／トポロジーのプロファイルを作成するための自動ネットワーク分析、視覚化、又はパケットインスペクション並びに動作環境に対するリアルタイムでの適応; 或いは

(B) デジタルフォレンジック（ネットワーク又はコンピュータフォレンジックを含む）

法の執行目的で捕捉したデジタルフォレンジックデータのトリアージ [優先順位の決定] によって若しくは同様の厳格な証拠方法で行う、データ漏洩、ネットワーク侵害、及びその他の悪意のある侵入行為の調査。

(iv) “暗号機能有効化の手段”となる貨物、部分品、及びソフトウェア

ECCN 5A002. b 又は 5D002. d に番号分類される貨物、部分品、及びソフトウェアであって、その製

品又は暗号機能が上記以外の点では本節の (b) (2) 又は (b) (3) (i) 項で定めていないもの。

(c) 再輸出及び移転（国内における移転）

流通業者、再販業者又はその他の暗号貨物及びソフトウェアのオリジナルメーカーではない事業者は、再輸出又は移転（国内における移転）が本節の適用される諸条件を満たす場合にのみ、許可例外 ENC を利用することができる。本節の (b) (2) 項にリストされる暗号品目の同一国内での“政府系最終需要者”への移転又は政府系最終用途のための移転は、別途輸出許可又は許可例外により許可されていない限り、禁止される。

(d) 番号分類請求の手続き

(1) 提出要求事項及び指示事項

番号分類請求を BIS に提出するために、あなたは EAR § 748.1 及び § 748.3 で定める手続き並びに § 748 付則 2 の (r) 項の指示事項“固有の申請及び提出要求事項”に従って、申請書を以下に該当するその他の必要とされる情報とともに BIS に提出しなければならない：

(i) 技術情報提出要求事項

本節の (b) (2) 又は (b) (3) 項で定める品目のすべての暗号番号分類請求について、あなたは EAR § 742 付則 6（暗号品目の技術的な質問事項）の (a) から (d) 項で定める適用される情報を提出しなければならない。自己番号分類が適格な品目であって、番号分類のために BIS に提出されたものについては、この § 742 付則 6 の情報を必要に応じて、BIS の要請を受けて BIS に提出することを要求される場合がある。

(ii) 以前の番号分類の後の暗号機能の変更

新製品の暗号番号分類請求（本節の (b) (2) 若しくは (b) (3) 項に基づく）は、最初に番号分類された製品の暗号機能（例えば、アルゴリズム）又は許可例外 ENC の適格性に影響するその他の技術特性（例えば、暗号化スループット）に対して変更が行なわれる場合、必要である。しかし、変更が以下の事項に関わる場合、新製品の番号分類請求は不要である：

製品の二次的なバンドリング、パッチ、アップグレード若しくはリリース；名称の変更；又は以前に審査された製品への変更であって、その変更が暗号ソフトウェア部分品のアップデートに限定されており、その製品が他には変更されていない場合。

(2) BIS による措置

(i) [Reserved]

(ii) 本節の (b) (2) 及び (b) (3) 項のもとでの BIS による番号分類を必要とする品目について

(A) 30 日の待機期間を必要とする番号分類について、BIS があなたの漏れなく記載された番号分類請求を SNAP-R で登録されてから 30 日以内に、あなたの品目について許可例外 ENC が認可されないとあなたに通知しなかった場合、あなたは許可例外 ENC の適用される条項のもとに輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）を行うことができる。

(B) その番号分類が完了次第、BIS は貨物分類自動追跡システム (CCATS) 番号をあなたに発行する。

(C) 番号分類請求に対して何らの措置もとらない保留 (HWA)

BIS は、追加情報の入手が必要な場合、又は正確な番号分類を確実なものとするために必要なその他の理由で、何らの措置もとらずにあなたの番号分類請求を保留する場合がある。このような“何らの措置もとらずに保留される”状態にある時間は、本項で指定される 30 日の処理手続き期間を満了する一部としてはカウントされないものとする。

(iii) BIS は、本項及び本節の (b) (2) 項及び (b) (3) 項で指定される 30 日の処理手続き期間の期限前後の何時でも、あなたの暗号品目についての追加の関連技術情報又は許可例外 ENC の適格性に関係する情報を提出することをあなたに要求する場合がある。あなたが BIS からそれについての要求を受けてから 14 日以内に当該情報を提出しない場合、BIS は何ら措置をすることなくあなたの番号分類請求を返送するか、さもなければ当該品目についての許可例外 ENC 使用の適格性を停止したり、取り消したりすることができる。あなたの請求により、BIS は、要求している情報を提供するための追加日数として 14 日まで認めることができる。このような追加日数の請求は、もし

請求がなければ当該情報を BIS に提供することになっていた期日より前に行わなければならない、その追加時間が必要と BIS が結論を下した場合に、承認することができる。

(e) 報告要求事項

(1) 半年毎の報告要求事項

本節の (b) (2) 及び (b) (3) (iii) 項で定める品目について、すべての仕向地（カナダを除く）への輸出及びカナダからの再輸出には半年毎の報告を必要とする。特定の暗号品目及び取引については、この報告要求事項から除外される（本節の (e) (1) (iii) 項を参照しなさい）。報告の中に含めなければならない情報及び提出要求事項については、それぞれ本節の (e) (1) (i) 項及び (e) (1) (ii) 項を参照しなさい。

(i) 必要とする情報

輸出者は、これらの報告書の中に、各品目に関して、貨物分類自動追跡システム (CCATS) 番号及び輸出された（又はカナダから再輸出された）品目の名称及び次に掲げる情報を含めなければならない：

(A) 流通業者又は再販業者

流通業者又はその他の再販業者（米国企業の子会社を含む）に輸出される（又はカナダから再輸出される）品目については、流通業者及び再販業者の名前及び所在地、輸出若しくは再輸出される品目及び数量、並びに、もし流過程の一部として輸出者により収集されているなら、最終需要者の名前及び所在地；

(B) 直接販売

直接販売を通して輸出される（若しくはカナダから再輸出される）品目については、受取人の名前及び住所、輸出される品目及び輸出数量；又は

(C) 暗号品目を使用している外国の製造業者及び製品

本章の付則 3 にリストされていない国に本拠を置く外国の開発者又は製造業者への、暗号部分品、ソースコード、汎用のツールキット、ECCN 5B002 で規制される装置、技術、又は“オープン暗号インタフェース”を提供する品目の輸出（すなわち、米国からの輸出）又は直接の移転（例えば、米国外に所在する“米国の子会社”による再輸出）については、商業用の販売のために開発される外国製品に用いることを目的とする場合、これらの暗号品目を使用している製造業者の名前と所在地並びに、（もしわかっている場合）製品が商業用の販売で入手可能とされる時期、これらの暗号品目が使われている外国製品の企業秘密でない技術の説明（例えば、最終外国製品のパンフレット、その他のドキュメント、説明書又はその他の識別名；使われているアルゴリズム及び鍵長；（もしわかっている場合）製品の汎用プログラミング・インタフェース；外国の製品が準拠している標準又はプロトコル、並びに入手可能であれば、ソースコード）。

(ii) 提出要求事項

1月1日から6月30日の間に発生した輸出に関しては、報告書の提出期日はその年の8月1日までとする。7月1日から12月31日の間に発生した輸出に関しては、報告書の提出期日は翌年の2月1日までとする。これらの報告書は、電子形式で提供しなければならない。電子提出のための推奨するファイルフォーマットには、スプレッドシート、表形式のテキスト又は構造化テキストを含む。輸出者は、彼らのビジネスモデルをより良く反映するための異なった報告協定を BIS に要求することができる。報告書は、電子的に BIS (crypt@ BIS. doc. gov) 及び ENC 暗号請求コーディネータ (enc@nsa. gov) に送るか、報告書を収載したディスク及び CD を以下の宛先に送付することができる：

(A) 商務省産業安全保障局 国家安全保障技術移転管理部

14th Street and Pennsylvania Ave., N. W., Room 2705 Washington, D. C. 20230
Attn: Encryption Reports、及び

(B) Attn: ENC Encryption Request Coordinator [ENC 暗号請求コーディネータ]

9800 Savage Road, Suite 6940 Ft. Meade, MD 20755-6000

(iii) 報告要求事項からの除外

次の品目及び取引については報告を必要としない：

- (A) [Reserved]
- (B) 64 ビット以下の対称鍵を持つ暗号貨物若しくはソフトウェア；
- (C) 無償かつ不特定多数の者のダウンロードにより輸出される（若しくはカナダから再輸出される）暗号品目；
- (D) 銀行事業若しくは金融事業のため、米国の銀行、金融機関若しくはその子会社、系列会社、顧客若しくは契約者から或いはこれらに向けての暗号品目；
- (E) [Reserved]
- (F) ソースコードのバンドル若しくはコンパイルにより開発された外国製品；

(2) 鍵長の拡張

本節の (b) (2) 又は (b) (3) 項に従って番号分類され許可例外 ENC が是認された後に、機密保持又は鍵交換アルゴリズムのために用いられる鍵長をアップグレードするのみで改造される貨物及びソフトウェアについては、報告することが求められる。当該品目は、以前に認可された許可例外 ENC の条項のもとに、番号分類請求なしに輸出、再輸出又は移転（国内における移転）をすることができる。

(i) 必要とする情報

- (A) 機密保持又は鍵交換アルゴリズムのための鍵長のアップグレード以外には、暗号機能について何ら変更をしていないことの証明。
- (B) BIS によって発行された元々の貨物分類自動追跡システム (CCATS) の認可番号及び発行日。
- (C) 新しい鍵長

(ii) 提出要求事項

- (A) アップグレードされた製品の輸出、再輸出又は移転（国内における移転）の前に、報告書が BIS 及び ENC 暗号請求コーディネータによって受理されなければならない；並びに
- (B) 報告書は、crypt@bis.doc.gov 及び enc@nsa.gov に電子メールされなければならない。

(3) 特定の暗号貨物、ソフトウェア及び部分品についての自己番号分類報告

本 (e) (3) 項は、輸出又は再輸出される暗号貨物、ソフトウェア及び部分品の BIS 及び ENC 暗号請求コーディネータ（メリーランド州フォートミード）への自己番号分類報告に対する要求事項について定めている。この報告要求事項は商務省規制品リストのカテゴリ-5-パート 2 の注 3（“マスマーケット”注釈）の基準に合致する貨物及びソフトウェアであって、自己番号分類の結果、ECCN 5A992.c 又は 5D992.c に番号分類されるもの、並びに自己番号分類の結果、依然として ECCN 5A002, 5B002 or 5D002 に番号分類されるものに適用される。

(i) 報告時期

暦年（1月1日から12月31日）の間に輸出又は再輸出されたあてはまる暗号貨物、ソフトウェア及び部分品についてのあなたの自己番号分類報告は、翌年の2月1日までに BIS 及び ENC 暗号請求コーディネータにより受領されなければならない。

(ii) 報告の方法

暗号自己番号分類報告は、電子メール又は普通郵便により BIS 及び ENC 暗号請求コーディネータに送付しなければならない。あなたの提出物には、あなたの報告が及ぶ期間を明記するとともに、当該報告に関連する疑問点又はその問い合わせを伝えるべき窓口を特定してください。

あなたの提出には、これらの指示事項に従ってください：

(A) 電子メールによる提出

あなたの暗号自己番号分類報告を、電子メールの添付文書として、BIS（アドレス：cryptsupp@bis.doc.gov）及び ENC 暗号請求コーディネータ（アドレス：enc@nsa.gov）に電子的に提出してください。あなたの電子メールを、件名“Self-classification report”によって区別してください。

(B) ディスク及び CD での提出

自己番号分類報告は、電子メールの代わりに、以下の宛先に送付することができます：

(1) 商務省産業安全保障局 国家安全保障技術移転管理部

14th Street and Pennsylvania Ave. NW., Room 2099B, Washington, DC 20230, Attn: Encryption Reports[暗号報告]

(2) Attn: ENC Encryption Request Coordinator [ENC 暗号請求コーディネータ]
9800 Savage Road, Suite 6940, Ft. Meade, MD 20755.6000

(iii) 報告すべき情報

あなたの暗号自己番号分類報告には、EAR § 740.17(b)(1)のもとでの輸出又は再輸出を適格にされる各適用可能な暗号貨物、ソフトウェア及び部分品について、§ 742 付則 8 の(a)項で定める情報を含まなければならない。各製品は、1 回のみ報告書に記載されなければならない。しかし、暦年の間にいかなる新製品も輸出又は再輸出に対して適格にされない場合、本節の(e)(3)(ii)(A)項でリストされる宛先に、前回の報告以降何も変更されていないと記述する電子メールを送信しなければならない。

(iv) ファイル・フォーマットの要求事項

§ 742 付則 8 の(a)項で定める情報は、表又はスプレッドシートの形式で（すなわち、§ 742 付則 8 の(b)項で示される仕様を厳守したカンマ区切り (.csv) 形式で電子ファイルとして）、BIS 及び ENC 暗号請求コーディネータに提出しなければならない。

(f) 適用除外条項

以下の条項は、2010 年 6 月 25 日以前に BIS によってこの許可例外のもとに審査され番号分類された暗号品目に適用される：

(1) 本節の(b)(1)又は(b)(3)項で定める品目

2010 年 6 月 25 日施行の本節の(b)(1)若しくは(b)(3)項で定める（さもなければ当該項の仕様に合致する）暗号貨物、ソフトウェア及び部分品について、2010 年 6 月 25 日以前に BIS によって審査され番号分類された当該品目は、暗号機能に変更されていないことを条件として、暗号登録（すなわち、EAR § 742 付則 5 で定める情報）、BIS による新たな番号分類、自己番号分類報告（すなわち、EAR § 742 付則 8 で定める情報）又は § 740.17(e)のもとに義務付けられる半期毎の販売報告がなくても、BIS により以前に発行された CCATS を用いて、この許可例外の適用可能な(b)(1)若しくは(b)(3)項のもとに適格な最終需要者及び仕向先への輸出及び再輸出を是認される。以前の番号分類の後の暗号機能の変更に関しては、本節の(d)(1)(iii)項を参照のこと。

(2) 本節の(b)(2)項で定める品目

(i) 本節の(b)(2)(i)で定める貨物、ソフトウェア及び部分品

2010 年 6 月 25 日施行の本節の(b)(2)(i)項で定める（さもなければ当該項の仕様に合致する）暗号貨物、ソフトウェア及び部分品について、2010 年 6 月 25 日以前に BIS によって審査され番号分類された当該品目は、当該品目に対する許可例外 ENC の § 740.17(b)(2)の取り扱いを確定した以前の CCATS 及び暗号機能に変更されていないことを条件として、暗号登録（すなわち、EAR § 742 付則 5 で定める情報）及び BIS による新たな番号分類がなくても、BIS により以前に発行された CCATS を用いて、この許可例外の適用可能な(b)(2)項のもとに適格な最終需要者及び仕向先への輸出及び再輸出を是認する。以前の番号分類の後の暗号機能の変更に関しては、本節の(d)(1)(iii)項を参照のこと。当該品目が以前に § 740.17(b)(2)のもとに番号分類されていなかった場合、たとえば暗号機能に変更されていない場合であっても、2010 年 6 月 25 日施行の本節の(b)(2)(i)項で定める品目について暗号登録及び更新される番号分類が BIS に提出されなければならない。

(ii) 暗号解析品目、オープン暗号インタフェース品目及び暗号技術

2010 年 6 月 25 日施行の本節の(b)(2)(ii)、(b)(2)(iii)又は(b)(2)(iv)項で定める（さもなければ当該項の仕様に合致する）品目について、2010 年 6 月 25 日以前に BIS によって審査され番号分類された当該品目は、当該品目の暗号機能に変更されていないことを条件として、暗号登録（すなわち、EAR § 742 付則 5 で定める情報）、BIS による新たな番号分類又は自己番号分類報告（すなわち、EAR § 742 付則 8 で定める情報）がなくても、BIS により以前に発行された CCATS を用いて、この許可例外の(b)(2)項のもとに適格な最終需要者及び仕向先への輸出及び再輸出を是認する。以前の番号分類の後の暗号機能の変更に関しては、本節の(d)(1)(iii)項を参照のこと。

§ 740.18 農産物 (AGR)

(a) 適格性要求事項

許可例外 AGR は、あなたの取引が以下のすべての基準を満たす場合、キューバへの米国原産の農産物の再輸出に加えて、キューバへの農産物の輸出を認可するものである：

- (1) 貨物が、EAR § 772 の“農産物”の定義に合致していること；
- (2) 貨物が、EAR99 であること。肥料、ベイスギ及び生きた馬については、この許可例外に基づく届出書を提出する前に、BIS から EAR99 の公式の貨物番号分類を受けなければならない。貨物の番号分類請求の提出方法に関する情報については、EAR § 748.3 を参照しなさい；
- (3) 輸出又は再輸出は、書面による契約書に従って行わなければならない（ただし、この契約書要求事項の対象とならない贈与品及び商業サンプルを除く）；
- (4) 輸出又は再輸出は、契約書に署名の 12 か月以内に行わなければならない、或いは契約書が不要な場合、異議がないとの通知の 12 か月以内に行わなければならない。複数の分割出荷の場合、これらすべての出荷は、契約書に署名の 12 か月以内に行わなければならない、或いは、契約書が不要な場合、異議がないとの通知の 12 か月以内に行わなければならない；かつ
- (5) あなたは、輸出又は再輸出をする前に、本節の(c)項で示される手続きに従って BIS に届出を行うこと。契約書に署名後の 1 年間に複数の出荷に従事しようとする場合、最初に出荷する前にのみ BIS に届け出る必要がある。

(b) 制限事項

- (1) 許可例外 AGR においては、特別指定テロリスト又は外国テロ組織として指定された個人又は事業者へのいかなる輸出又は再輸出も行うことができない (EAR § 744 参照)。
- (2) 許可例外 AGR においては、生物、化学、核戦争又はミサイル拡散行為での用途に向けての或いはこれらの用途のためのいかなる輸出又は再輸出も行うことができない (EAR § 744 参照)。
- (3) 米国が所有或いは管理するいかなる海外企業も、米国外からキューバに米国原産成分を 25%超含む外国で生産された農産物を輸出することができない。このような米国が所有或いは管理する米国外の企業は、財務省外国資産管理局 (OFAC) に加えて、BIS から特別な輸出許可が要求される。EAR の対象とならない取引 (米国原産の成分が 25%以下の取引) については、OFAC の輸出許可を必要とする。

(c) 事前の届出

(1) 一般要求事項

許可例外 AGR のもとで輸出若しくは再輸出を行う前に (又は、複数の出荷の場合、最初の出荷の前に) BIS に通知しなければならない。

(2) 手続き

許可例外 AGR に基づく輸出及び再輸出の事前の届出書を、EAR § 748.1 に従って漏れなく記入した申請書の提出によって提出しなければならない。EAR § 748 付則 1 で定める指示に従って、次に掲げるブロックに、適切に漏れなく記入しなければならない：

ブロック 1、2、3、4、5 (ボックス 5 の“Other”にマークする)、14、16、17、18、19、21、22 (a)、(e)、(f)、(g)、(h)、(i)、(j)、23、及び 25。

あなたの貨物が肥料、ベイスギ又は生きた馬である場合、ブロック 22(d)に貨物番号分類自動追尾システム (CCATS) 番号を入れることによって、事前に、BIS があなたの貨物を EAR99 として分類したことを確認しなければならない。申請書が漏れなく記入されていない限り、BIS は AGR 届出書の登録を始めない。

(3) BIS による措置

AGR 届出書が登録されてから 2 就業日以内に、BIS は諸機関の間の審査のため、届出書を照会するか、或いは必要であれば (例えば、提出された情報に不備がある場合)、何の措置もなく届出書を返却する。登録は、届出書が BIS の電子システムに入力された時点として定義される。

(4) 他の省庁又は機関による審査

国防省、国務省及びその他の機関は、必要に応じて、AGR 届出書を審査することができる。BIS は、照会の 9 就業日以内に省庁又は機関の異議を受け取らなければならない。EAR § 750.4 (b) で定める条項と違って、AGR 届出書の処理時間を停止させる条項はない。登録日から 11 就業日以内に、いずれ

かの調査機関が、受取人が国際テロを助長する可能性があるか、或いは当該取引が不拡散懸念を増すとの異議を書面で提出した場合、許可例外 AGR を用いることができない。この場合、BIS は輸出又は再輸出に輸出許可が必要なことを通知する。そのあと、BIS は EAR § 750.4 で定める条項及び EAR で示される輸出許可方針に基づき、AGR 届出書を輸出許可申請書として処理する。この際、BIS は更なる情報を要求する場合がある。11 就業日（本節の(c) (5) 項で定める）以内にどの機関も異議を唱えなかったことを BIS が確認した場合、あなたは許可例外 AGR のすべてのその他の要求事項（出荷前の書面による契約書を取得する要求事項を含む（贈与品又は商業サンプルを除く））を満たすことを条件に、その取引を進めることができる。（どの機関もその取引に異議を唱えていないことを、あなたが知らされたという事実でもって、EAR における他の輸出許可要求事項（例えば、一般禁止事項 5 (EAR § 736) で言及され、かつ EAR § 744 で示される禁止されている最終用途又は最終需要者についての認識に基づくものなど）を免除しないことに注意すること。）

(5) 審査中の AGR 届出書の状況の要求

審査中の AGR 届出書の状況については、BIS の輸出許可書申請書追跡システム(STELA) (<https://snapr.bis.doc.gov/stela>)にコンタクトするか、BIS の簡略ネットワーク申請手順再設計版 (SNAP-R) システムでその状況を確認しなければならない。STELA は、AGR 届出書の登録日を提供する。11 就業日以内にどの省庁又は機関からも異議がない場合、登録日から 12 就業日目に、STELA は、あなたにその事実確定を提供する。あなたが STELA で何の異議もなかったことを確認しない限り、出荷を進めてはならない。異議申し立てがあった場合、STELA 及び SNAP-R は輸出許可が必要なことを指示する。そのあと AGR 届出書は輸出許可申請書として処理される。それに加えて、BIS は電話、ファックス、宅配便又はその他の手段で、異議の通知を提供することができる。

(d) 寄贈品

- (1) 農産物の寄贈品については、取引が、この許可例外の要求事項と手続きを満たす場合（書面での契約書の要求事項を除く）、許可例外 AGR のもとにキューバへの輸出及び再輸出に適用できる。
- (2) キューバに所在する非政府組織 (NGO) 及び個人への食料品目の寄贈品にも、許可例外 GFT が適用できる場合がある。許可例外 GFT に基づく贈与品及び人道的寄贈品の適格性要求事項については、§ 740.12 を参照しなさい。

§ 740.19 コンシューマ用通信機器 (CCD)

(a) 許可

本節は、本節で記載される要求事項を満たす場合、貨物及びソフトウェアのキューバ及びスーダンへの輸出又は再輸出を是認する。本節は、第三国に所在する米国が所有若しくは管理する事業者が、31 CFR 515.559 に基づいて財務省によって輸出許可が発行されないキューバへの外国製貨物の再輸出に従事することについては是認しない。

(b) 適用できる貨物及びソフトウェア

本節の (b) (1) 項から (b) (17) 項に掲げる貨物及びソフトウェアは、本節のもとにキューバ又はスーダンへの輸出又は再輸出に適用できる。本節の (b) (18) 項に掲げる貨物は、本節のもとにスーダンのみへの輸出又は再輸出に適用できる。

- (1) 輸出規制分類番号 (ECCN) 5A992. c 若しくは 4A994. b のもとに番号分類される又は EAR99 で指定される民生用のコンピュータ；
- (2) 民生用のディスクドライブ装置及び半導体記憶装置であって、ECCN 5A992 のもとに番号分類される又は EAR99 で指定されるもの；
- (3) 入出力コントロールユニット（化学プロセスのための産業用制御装置を除く）であって、EAR99 で指定されるもの；
- (4) グラフィックスアクセラレータ及びグラフィックコプロセッサであって、EAR99 で指定されるもの；
- (5) モニターであって、ECCN 5A992. c のもとに番号分類される又は EAR99 で指定されるもの；
- (6) プリンターであって、ECCN 5A992. c のもとに番号分類される又は EAR99 で指定されるもの；
- (7) モデムであって、ECCN 5A991. b. 2、5A991. b. 4 若しくは 5A992. c のもとに番号分類される又は EAR99

で指定されるもの；

- (8) ネットワークアクセスコントローラ及び通信チャネルコントローラであって、ECCN 5A991. b. 4 のもとに番号分類される又は EAR99 で指定されるもの；
- (9) キーボード、マウス及び同様の機器であって、EAR99 で指定されるもの；
- (10) 携帯電話（セルラー電話機及び衛星電話機、携帯情報端末、並びに契約者情報（SIM）カード及び同様の機器であって、ECCN 5A992. c 若しくは 5A991 のもとに番号分類される又は EAR99 で指定されるもの；
- (11) 記憶装置であって、ECCN 5A992. c のもとに番号分類される又は EAR99 で指定されるもの；
- (12) 民生用の“情報セキュリティ”装置、“ソフトウェア”（“暗号ソースコード”を除く）及び周辺装置であって、ECCN 5A992. c 若しくは 5D992. c のもとに番号分類される又は EAR99 で指定されるもの；
- (13) デジタルカメラ及びメモリーカードであって、ECCN 5A992 のもとに番号分類される又は EAR99 で指定されるもの；
- (14) テレビ受信機及びラジオ受信機であって、ECCN 5A992 のもとに番号分類される又は EAR99 で指定されるもの；
- (15) 記録装置であって、ECCN 5A992 のもとに番号分類される又は EAR99 で指定されるもの；
- (16) 本項で定める装置のためのバッテリー、充電器、キャリングケース及びアクセサリであって、EAR99 で指定されるもの；
- (17) 本節の (b) (1) 項から (b) (16) 項で定める装置のために使用される民生用の“ソフトウェア”（“暗号”ソースコードを除く）であって、ECCN 4D994、5D991 若しくは 5D992. c のもとに番号分類される又は EAR99 で指定されるもの；並びに
- (18) （スーダンのみ）ECCN 7A994 で規制される全地球位置測定システム又は同様の衛星受信装置。

(b) 項の注：本項において、用語“民生用”とは以下に該当する品目をいう：

- 1. 以下のいずれかの手段により販売店の在庫から何らの制限を受けず販売されていることにより、一般市民が通常的に入手可能であること：
 - a. 店頭取引；
 - b. 郵便による注文取引；
 - c. 電子取引；又は
 - d. 電話による取引；かつ
- 2. 使用者によるインストールに際して、供給者による更なる実質的な支援が不要であるように設計されていること。

(c) 適用できる最終需要者と適用できない最終需要者

(1) 組織

- (i) この許可例外は、適格な貨物及びソフトウェアを、独立した非政府組織の使用のために、これらの組織に向けて輸出又は再輸出するために利用することができる。
- (ii) キューバ政府又はキューバ共産党及びこれらが運営若しくは管理する組織は、適格な最終需要者ではない。
- (iii) スーダン政府は、本許可例外に基づいて輸出又は再輸出されるいかなる品目についても適用できる最終需要者ではない（ただし、本節の (b) (12) 項又は (b) (17) 項のもとに是認される民生用のソフトウェアであって、無料で配布されているものを除く）。

(2) 個人

この許可例外は、適格な貨物及びソフトウェアを、個人（次のいずれかに該当するものを除く）の使用のために、これらの者に向けて輸出するために利用することができる：

- (i) 適用できないキューバ政府の当局者
 - 閣僚評議会のメンバー又は革命軍の海軍将官
 - 閣僚及び事務次官；
 - 国家評議会議員；
 - 閣僚評議会議員；
 - 人民権力全国会議の議員とスタッフ；

州議会議員；
 革命防衛委員会の地区委員；
 すべてのキューバの省庁と州機関の長官、副長官及びそれ以上の役位の者；
 内務省（MININT）のスタッフ；
 防衛省（MINFAR）のスタッフ；
 キューバ労働組合総同盟（CTC）及び構成組合の書記及び第一書記；
 キューバ国営のメディア組織及び番組（新聞、テレビ及びラジオを含む）の編集長、編集者及び副編集長；又は
 最高裁判所（Tribuno Supremo Nacional）の判事及びスタッフ。

- (ii) 適用できないキューバ共産党高官
 共産党政治局のメンバー

§ 740.20 許可例外 戦略的取引認可（STA）

(a) 序文

本節は、輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）（ソフトウェアソースコード及び技術の単一の国の国内の外国籍の者への提供を含む）について、通常の場合には EAR § 742 に基づいて義務付けられている輸出許可に代わって、認可するものである。

(a) 項の注 1：許可例外 STA は、移転（国内における移転）を是認するが、EAR の認可が必要とされる移転（国内における移転）を是認する場合にのみ必要とされる。移転（国内における移転）が STA に基づいて行われていない場合、本節で特定される要求事項は適用されない（最初に許可例外 STA に基づいて認可された“600 シリーズ”の品目でいうところにおいて、最初の許可例外 STA の適用範囲及び 'completing the chain' [チェーンコンプライーティング] のコンセプトにとどまる特別な要求事項について本節の (b) (2) 及び (b) (3) 項の注 1 を参照のこと）。

(b) 要求事項及び制限事項

(1) 許可例外 STA の使用に対する要求事項

- (i) 輸出、再輸出又は国内における移転に対して § 742 の輸出許可要求事項を課しているすべての規制理由が、本節の 1 つ以上の認可条項において対象とされていないなければならない。
 (ii) 許可例外 STA を使用する当事者は、本節の (d) 項のすべての要求事項を順守しなければならない。

(2) 許可例外 STA の使用に対する制限事項

本節の (c) 項における認可にもかかわらず、この (b) (2) 項の禁止事項及び制限事項が適用される。

- (i) 許可例外 STA は、EAR の“§ 744—エンドユーザ及び最終用途に基づく規制方針”又は“§ 746—禁輸及びその他の特別規制”により課せられる輸出許可要求事項に代わって、使用してはならない。
 (ii) 許可例外 STA は、ECCN 0A981、0A982、0A983、0A985、0E982、又は 0E987 で規制される品目に対して使用してはならない。
 (iii) 許可例外 STA は、暗号品目 (EI)、供給不足物資 (SS)、盗聴 (SL)、ミサイル技術 (MT) 又は化学兵器 (CW) 理由で規制されている品目に対して使用してはならない。
 (iv) 許可例外 STA は、国務省、エネルギー省又は核規制委員会等の他の機関の専権的な輸出規制管轄権の対象であるとして CCL 上で特定されている品目に対して使用してはならない。
 (v) 許可例外 STA は、ECCN 1C351. a、. b、. c、. d. 11、. d. 12 若しくは . e；ECCN 1C353；1C354；1E001（1E001 で指定される技術のうち、1C351. a、. b、. c、. d. 11、. d. 12 若しくは . e、ECCN 1C353 又は 1C354 で規制される品目に係るもの又は ECCN 1E351 で規制されている品目に対して使用してはならない。
 (vi) ECCN 1C351. d. 1 から 1X351. d. 10 及び 1C351. d. 13 から 1C351. d. 19 で規制される毒素は、以下の制限事項を条件として、カントリーグループ A:5 で示される仕向地（本章の付則 1 参照）に対して許可例外 STA のもとに認可される。本項でいうところにおいて、一人の輸出者、再輸出者又は譲渡人から、単一の最終需要者に、同じ日に発送される上記のすべての毒素は、1 件の出荷にあたる。
 (A) いずれか 1 件の出荷の中で、いずれか 1 つの毒素の最大量は、100 ミリグラムを超えてはな

らない。

(B) いかなる輸出者、再輸出者又は譲渡人も、単暦年度において、いずれか一人の最終需要者に、いずれか一つの毒素を、6回を超えて発送してはならない。

(vii) 許可例外 STA の使用に対する商務省規制品リストのカテゴリー7の制限事項。

許可例外 STA は、7E004 の“技術”に使用してはならない（ただし、7E004. a. 7 で規制される“技術”を除く）。

(viii) 許可例外 STA の使用についての商務省規制品リストカテゴリー9の制限事項

(A) 許可例外 STA は、9D001 又は 9D002（以下に該当するものの“開発”又は“製造”のために特別に設計又は改造した“ソフトウェア”）に対して使用してはならない：

(1) ECCN 9A001 で規制されているエンジンの部分品（当該部分品が、9E003. a. 1、9E003. a. 2、9E003. a. 3、9E003. a. 4、9E003. a. 5、9E003. c、9E003. i（ファンタービン若しくはパワータービンに係る技術を除く）、9E003. h で規制されているいずれかの“技術”を組み込んでいる場合に限る）；又は

(2) 9B001 で規制される装置。

(B) 許可例外 STA は、9D001（9E003. a. 1、9E003. a. 2、9E003. a. 3、9E003. a. 4、9E003. a. 5、9E003. c、9E003. i（ファンタービン若しくはパワータービンに係る技術を除く）又は 9E003. h で規制されている“技術”の“開発”のために特別に設計若しくは改造した“ソフトウェア”）に使用してはならない。

(C) 許可例外 STA は、9D004. f 又は 9D004. g の“ソフトウェア”に対して使用してはならない。

(D) 許可例外 STA は、9E001（9A001. b のエンジン若しくは 9A001. b で規制されているエンジンの部分品の、“開発”に係る General Technology Note の対象となる“技術”）について、当該部分品が以下のものを組み込んでいる場合、使用してはならない：

(1) 9E003. a. 1、9E003. a. 2、9E003. a. 3、9E003. a. 4、9E003. a. 5、9E003. c、9E003. i（ファンタービン若しくはパワータービンに係る技術を除く）又は 9E003. h で規制されているいずれかの“技術”；

(2) 9D001 又は 9D002 のいずれかのソフトウェアであって、本節の (b) (2) (viii) (A) 又は (B) 項に掲げるもの。

(E) 許可例外 STA は、9E002（9A001. b で規制されているエンジンの部分品の“製造”に係る General Technology Note の対象となる“技術”）に使用してはならない（ただし、当該部分品が 9E003. a. 1、9E003. a. 2、9E003. a. 3、9E003. a. 4、9E003. a. 5、9E003. c、9E003. i（ファンタービン若しくはパワータービンに係る技術を除く）、9E003. h で規制されているいずれかの“技術”を組み込んでいる場合に限る）：

(F) 許可例外 STA は、9E003. a. 1、9E003. a. 2、9E003. a. 3、9E003. a. 4、9E003. a. 5、9E003. c、9E003. i（ファンタービン若しくはパワータービンに係る技術を除く）、9E003. h に掲げる“技術”に対して使用してはならない。

(ix) [Reserved]

(x) 許可例外 STA は、ECCN 6A002；6A990；6D002（6A002. b で規制される貨物の“使用”のために“特別に設計された”ソフトウェア）；6D003. c；6D991（6A002、6A003、若しくは 6A990 で規制される貨物の“開発”、“製造”、若しくは“使用”のために“特別に設計された”ソフトウェア）；6E001（6A002 若しくは 6A003 で規制される貨物の“開発”に係る“技術”）；6E002（6A002 若しくは 6A003 で規制される貨物の“製造”に係る“技術”）；又は 6E990 で規制される品目に使用してはならない。

(xi) 許可例外 STA は、ECCN 3A001. b. 2 若しくは b. 3（民間の通信用途で使用するために輸出若しくは再輸出されているものを除く）又は 3E001 で規制される“技術”（3A001. b. 2 若しくは b. 3 で規制される貨物の“製造”若しくは“開発”に係るもの）に使用してはならない。

(3) “600 シリーズ”の品目に固有の STA の使用に対する制限事項

(i) 許可例外 STA は、関連する ECCN において STA が適格でないとして特定される“600 シリーズ”の品目に対して使用してはならない。

(ii) 許可例外 STA は、“600 シリーズ”の品目の人々（非政府系又は政府系を問わない）への輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）について、以下の (A) から (B) のいずれかに該当する場合

であって、かつ、上記の人々がカントリーグループ A:5 にリストされる国 (EAR § 740 付則 1 参照) 又は米国に所在する場合及び、(自然人にあっては) これらの国の国民である場合にのみ、使用できる :

- (A) 当該品目の究極的な最終需要者が、カントリーグループ A:5 にリストされる国々のうちの一家国政府若しくは米国政府の軍隊、警察、準軍事的組織、法執行機関、税関、矯正機関、消防機関若しくは捜索救助機関であるもの ;
- (B) カントリーグループ A:5 でリストされる国のうちの一つ若しくは米国にある品目の“開発”、“製造”、動作、据付、メンテナンス、修理、オーバーホール、若しくは分解修理のためのものであって、次のいずれかに該当する目的の一つ以上のためのものになる場合 :
- (1) 最終的にカントリーグループ A:5 でリストされる国のうちの一つ若しくは米国の上記政府機関によって使用されることになる場合 ; 又は
- (2) 米国内の者に発送され、その後 § 740.9(b)(1) (米国を通過して輸送中の品目に対する許可例外 TMP) に基づいて輸出するためのものでない場合 ; 又は
- (C) 米国政府が、究極的な最終用途を別途認可しており、当該輸出許可又はその他の認可が効力を有しており、かつ、荷受人が、当該認可が存在していること及び当該輸出許可又はその他の認可の識別名を輸出者、再輸出者又は譲渡人 (このうち、いずれか該当するもの) に提供していることを書面で立証している場合。
- (iii) 許可例外 STA は、ECCN 0A606. a, ECCN 8A609. a, ECCN 8A620. a 若しくは b、又は ECCN 9A610. a で記述される最終品目の輸出、再輸出、又は移転 (国内における移転) について、BIS が § 740.20(g) で示される手続きにより STA に基づく輸出を承認した後までは、使用してはならない。
- (iv) 許可例外 STA は、“600 シリーズ”の品目の輸出、再輸出、又は移転 (国内における移転) について、それらが“600 シリーズ”の主要防衛装備品であって、当該輸出を必要とする契約における当該品目の価額が 2,500 万ドルを超える場合、使用してはならない。

(b) (2) 及び (b) (3) 項の注 1 : 最初に許可例外 STA に基づいて認可された輸出、再輸出、又は移転 (国内における移転) は、最初の認可の適用範囲内にとどめなければならない。例えば、許可例外 STA に基づいて認可された“600 シリーズ”の品目について、これらの品目は、常に最初の認可に従って、適格な究極の最終需要者 (たとえばカントリーグループ A:5 の軍) に提供しなければならない。“600 シリーズ”に対する要求事項を ‘completing the chain’ [チェーンコンプリーティング] と呼ぶ (“600 シリーズ”の品目が何回移転 (国内における移転) されたかにかかわらず、また、“600 シリーズ”の品目が高度の組立品に組み込まれているかその他の品目に組み込まれているかにかかわらず、“600 シリーズ”の品目は、適格な究極的な最終需要者に最終的に提供されるか、さもなければ EAR に基づいて是認されなければならないことを意味する)。これは、“600 シリーズ”の品目が、もはや“EAR の対象”とならない可能性がある外国製の品目に組み込まれていたか否かにかかわらず、適用される。許可例外 STA に基づく認可が適格なその他の品目 (9x515 及びその他の非 600 シリーズの ECCN) には究極の最終需要者に固有の“600 シリーズ”要求事項を含まないので、この ‘completing the chain’ [チェーンコンプリーティング] のコンセプトは、許可例外 STA に基づいて認可される 9x515 及びその他の非 600 シリーズの ECCN には適用されない。しかし、9x515 及びその他の非 600 シリーズの ECCN に対して許可例外 STA に基づいて行なわれる最初の輸出、再輸出、又は移転 (国内における移転) は、許可例外 STA の条件を意味する最初の認可を順守しなければならない。

(c) 認可条項

(1) 複数の規制理由

輸出、再輸出、及び移転 (国内における移転) のうち、適用される規制理由が、国家安全保障 (NS) ; 生物化学兵器 (CB) ; 核不拡散 (NP) ; 地域の安定 (RS) ; 犯罪規制 (CC) 及び/又は重要品目 (SI) だけであるものは、カントリーグループ A:5 (EAR § 740 付則 1 参照) を仕向地とするもの又はこれらの国民を仕向先とするものに対して認可される。

(c) (1) 項の注 : § 740.20(c)(1) に基づく許可例外 STA は、“600 シリーズ”の品目の輸出、再輸出、又は移転 (国内における移転) について、その購入者、中間荷受人、最終荷受人、及び最終需要者が、

すでに発行された輸出許可証又はその他の認可（すなわち、BIS 又は国務省における DDTG により発行された防衛取引管理部の製造ライセンス契約 (MLA)、技術援助契約 (TAA)、倉庫及び販売店契約 (WDA)、又は一般的な往復書簡による認可 (GC)）で承認されている場合にのみ、認可するために使用することができる。

(2) より低い機微度の規制

輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）のうち、適用される規制理由が、国家安全保障 (NS) だけであって、かつ、輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）されようとしている品目が、当該品目をリストしている ECCN の許可例外欄の STA の項で指定されていないものは、カントリーグループ A:6 (EAR § 740 付則 1 参照) を仕向地とするもの又はこれらの国民を仕向先とするものに対して認可される。

(d) 条件

(1) 輸出規制分類番号の提供要求事項

- (i) 輸出者は、本節に基づいて輸出 出荷される各品目の ECCN を、荷受人に提供しなければならない。いずれかの品目に対して適用される ECCN は、個々の荷受人に一度提供されたなら、同じ輸出者が同じ品目の追加の輸出 出荷を行う時点で、その荷受人に再提供する必要はない（ただし、当該追加の輸出 出荷の時点での情報が依然として正確である場合に限り）。
- (ii) 再輸出者又は譲渡人は、本節に基づいて出荷される各品目の ECCN（輸出者又はその前の再輸出者若しくは譲渡人により提供されたもの）を、その後の荷受人に提供しなければならない。いずれかの品目に対して適用される ECCN は、個々の荷受人に一度提供されたなら、同じ再輸出者又は譲渡人が同じ品目の追加の再輸出又は移転（国内における移転） 出荷を行う時点で、その荷受人に再提供する必要はない（ただし、当該追加の再輸出又は移転（国内における移転） 出荷の時点での情報が依然として正確である場合に限り）。
- (iii) 荷受人は、本節のもとでの再輸出又は移転の適格性を判断する目的において、本節の (d) (1) (i) 項又は (ii) 項のもとに ECCN を提供することを義務付けられている当事者によって彼らに提供された ECCN を頼みにすることができる（ただし、荷受人が、その ECCN が不正確であるか変更されていることを知っている場合を除く）。用語 “knows” [知っている] は、EAR § 772.1 の用語 “knowledge” [認識] と同じ意味を持つ。

(2) 荷受人による事前申告

本項の (d) (2) における要求事項は、輸出、再輸出又は移転（国内における移転）のために許可例外 STA を使用している各当事者（以前に許可例外 STA のもとに受け取られた品目の再輸出者及び譲渡者を含む）に適用される。輸出者、再輸出者、又は譲渡人は、品目を輸出、再輸出、又は移転（国内における移転） 出荷する前にその荷受人から書面で以下の内容の申告書を取得しなければならない、また、EAR § 762 に従って、その申告書を保有しなければならない。同じ当事者間での同じ品目の複数の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転） 出荷に対して 1 枚の申告書を使用することができる（ただし、当事者の名称、品目の説明及び ECCN が正しい場合に限り）。輸出者、再輸出者、又は譲渡人は、本節に基づいて行われた各出荷を特定する業務記録等の記録（例えば、通常の営業過程で作成された文書）及び各出荷に関連する特定の荷受人申告書を保持しなければならない。この (d) (2) 項でいうところにおいて、許可例外 STA に基づいて行われる無形物（すなわち、電子的形態又はその他の無形の形態）の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）に対して、業務記録等の記録は不要であるが、輸出者、再輸出者、又は移転人は、輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）を行う前に、荷受人による事前申告がこの (d) (2) 項の要求事項に基づいて取得されたことを確実なものとする必要がある。（無形物の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）に関する追加のガイダンス（ベストプラクティス、最良の慣行を含む）について本節の (d) (3) 項の注 1 を参照のこと）。本節の (d) (2) (i) から (d) (2) (vi) 項は、すべての取引に対して必要とされる。それに加えて、(d) (2) (vii) 項が、“600 シリーズ”の品目におけるすべての取引に対して必要とされ、さらに、荷受人がカントリーグループ A:5 にリストされる国 (EAR § 740 付則 1 参照) の政府でない場合、本節の (viii) 項が、“600 シリーズ”の品目における取引に対して必要とされる。同じ当事者間での同じ品目の複数の出荷に対して 1 枚の申告書を使用することができる（ただし、当事者の名称、品目の説明及び ECCN が正

しい場合に限る)。輸出者、再輸出者、又は譲渡人は、本節に基づいて行われた各出荷を特定する業務記録等の記録（例えば、通常の営業過程で作成された文書）及び各出荷に関連する特定の荷受人申告書を保持しなければならない。(d) (2) (viii) 項は、9x515 の品目を含む取引に対しても必要とされる。

[(一人又は複数の) 荷受人の名前を記入する] は：

- (i) [出荷される品目の概要説明及び適用される一以上の ECCN (例えば、ECCN 9A610 に番号分類される航空機用の部品及び部分品) を記入する] が、米国輸出管理規則の § 740.20 (15CFR 740.20) の許可例外「戦略的取引認可 (STA)」に基づいて出荷されることを認識している；
- (ii) [輸出者、再輸出者又は譲渡人の名前を記入する] により上記で記した一以上の ECCN を知らされている；
- (iii) 許可例外 STA に基づいて出荷される品目が、その後、許可例外 APR の(a) 項又は(b) 項 (§ 740.16(a) 又は(b)) に基づいて再輸出してはならないことを理解している；
- (iv) 以前に許可例外 STA のもとに受け取られた品目の再輸出又は移転（国内における移転）のために許可例外 STA を使用する場合、荷受人による事前申告書荷受人の申告書を取得することに同意している；
- (v) 米国の輸出管理規則で禁止されている、いかなる仕向地、用途又はユーザーにも、これらの品目を輸出、再輸出又は移転しないことに同意している；
- (vi) この申告書及びこの申告の中で引用される品目に関連するすべてのその他の輸出、再輸出又は移転の記録（すなわち、§ 762 で定められている書類）のコピーを、§ 762.7 で示されるところにより米国政府に提供することに同意している。
- (vii) 許可例外 STA は、“600 シリーズ”の品目の非政府系の人々又は政府系の人々への輸出、再輸出、及び移転（国内における移転）について、以下の(A) から(B)のいずれかに該当する場合であって、かつ、上記の人々がカントリーグループ A:5 にリストされる国（EAR § 740 付則 1 参照）又は米国に所在する場合及び、（自然人にあっては）これらの国の国民である場合にのみ、使用できることを理解している：
 - (A) 当該品目の究極的な最終需要者が、カントリーグループ A:5 にリストされる国々のうちの一国政府若しくは米国政府の軍隊、警察、準軍事的組織、法執行機関、税関、矯正機関、消防機関若しくは捜索救助機関であるもの；
 - (B) カントリーグループ A:5 でリストされる国のうちの一つ若しくは米国にある品目の“開発”、“製造”、動作、据付、メンテナンス、修理、オーバーホール、若しくは分解修理のためのものであって、次のいずれかに該当する目的の一つ以上のためのものになる場合：
 - (1) 最終的にカントリーグループ A:5 でリストされる国のうちの一つ若しくは米国の上記政府機関によって使用されることになる場合；又は
 - (2) 米国内の者に発送され、その後に § 740.9(b) (1)（米国を通過して輸送中の品目に『対する許可例外 TMP』）に基づいて輸出するためのものでない場合；又は
 - (C) 米国政府が、究極的な最終用途を別途認可しており、当該輸出許可又はその他の認可が効力を有しており、かつ、荷受人が、当該認可が存在すること及び当該輸出許可又はその他の認可の識別名を輸出者、再輸出者又は譲渡人（このうち、いずれか該当するもの）に提供していることを書面で立証している場合。
- (viii) 本品目に関して米国政府の最終用途の検査を容認することに同意していること。

[この文書に署名している一人以上の人の名前及び役職名、並びに書類が署名された日付を記入しなさい]。

(3) STA による出荷の荷受人への通知

許可例外 STA のもとでの各出荷と同時に、輸出者（又は、該当する場合、再輸出者若しくは譲渡人）は、当該出荷が許可例外 STA に基づいて行われたことを書面で荷受人に通知しなければならない。その通知には、どの品目が許可例外 STA の対象となるかについて明記するか、或いはその全体の出荷が許可例外 STA に基づいて行われていることを記述しなければならない。この通知は、それが適用され

る船荷を明確に特定しなければならない。通知書は、書面での書類によって或いはファクシミリ若しくは電子メールなどの電子的な方法によって伝達してもよい。

(d) (3) 項の注 1: 輸出者、再輸出者、又は移転者は、本節の (d) (1) 及び (d) (2) 項の要求事項に従って、許可例外 STA に基づいて行なわれる輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）の前に、該当する ECCN を提供し、荷受人による事前申告書を取得しなければならないが、許可例外 STA に基づいて行われる無形物（すなわち、電子的形態又はその他の無形の形態）の輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）については、本節の (d) (3) 項の届出要求事項の対象としない。しかし、STA に基づいて行われる輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）は、最初の認可の適用範囲にとどめなければならない。

(4) 単一国の国内でのソフトウェアソースコード又は技術の提供に対する要求事項

カントリーグループ A:5 又は A:6 でリストされる国（本章の付則 1 参照）の国民にソフトウェアソースコード又は技術を提供する当事者は、本節の (d) (1) 項から (d) (3) 項の要求事項の代わりに、当該ソフトウェアソースコード又は技術の更なる提供に関する制限事項を、当該ソフトウェアソースコード又は技術の受取人に通知しなければならない。この通知は、更なる開示に対して EAR が制限を課していることを受取人にはっきりと知らせるか、合意書（その中で受取人が更なる開示に対して制限することに同意するもの）の形態でなければならない。当該合意書は、更なる開示に関して EAR で課せられているすべての制限事項と同等か、それらより更に制限するものでなければならない。この通知は、書面で行われなければならない。この通知は、単独の書類とするか、契約書若しくは機密保持契約書のような書類に含まれていても良い。その書類に有効期限がある場合、開示に対する制限については失効しないことを、その書類で規定しなければならない。

(e) それ以降の輸出、再輸出又は国内における移転に対する制限事項

貨物が本節に基づいて輸出、再輸出又は国内において移転された場合、その後、許可例外 APR の (a) 項又は (b) 項（§ 740.16(a) 又は (b)）に基づいて輸出、再輸出又は国内において移転してはならない。許可例外 APR の (a) 項及び (b) 項は、ソフトウェア又は技術の輸出については認可していない。

(f) ワッセナーアレンジメントの報告要求事項の適用範囲

本節に基づいて行われるいくつかの輸出に適用される特別な報告要求事項については、EAR § 743.1 を参照のこと。

(g) 9x515 及び“600 シリーズ”品目”についての許可例外 STA の適格性請求

(1) 適用範囲

いかなる者も、ECCN 0A606. a、ECCN 8A609. a、ECCN 8A620. a 若しくは b で規定される最終品目、ECCN 9A515. a. 1、. a. 2、. a. 3、. a. 4、若しくは g に掲げる“宇宙空間用の飛しょう体”~~であって、何らかの宇宙空間用の飛しょう体の宇宙ベースのロジスティック、組立て又はサービス（すなわち、燃料補給）を提供するもの~~、ECCN 9A610. a、又は ECCN 9E515. b、. d、. e、若しくは f に掲げる技術に対して許可例外 STA の適格性を請求することができる。

(2) 必要とする情報及び請求方法

許可例外 STA の適格性請求は、BIS が紙面による BIS-748-P 多目的申請書様式による提出を認めない限り、BIS の簡略ネットワーク申請手順再設計版 (SNAP-R) のシステムによって行われなければならない。書面による BIS 748-P の提出が認可される状況については、§ 748.1(d)(1) を参照のこと。許可例外 STA の適格性請求に固有の必要とされる情報については、§ 748 付則 1 のブロック 5 及び 6 並びに § 748 付則 2 の (w) 項を参照のこと。

SNAP-R において、これらの申請に対するワークタイプは、“Export”である。

(3) USG [米国政府] のスケジュール

商務省、国防総省及び商務省は、大統領令 12981 及び § 750.4 で示されるスケジュールに従って、許可例外 STA お適格性請求を審査する。許可例外 STA の請求が承認された場合、本節の (g) (5) (i) 項で概説されるプロセスが後に続く。

(4) 審査基準

商務省、国防総省及び商務省は、“最終品目”に、この許可例外が適用できるか否かについて、それが米国に重大な軍事上若しくは諜報上のアドバンテージを与えるか否か又はレジームの共同国若しくは緊密な同盟国でない国において別途入手可能であるか否かについての評価に基づいて、決定される。“最終品目”が米国に重大な軍事上若しくは諜報上のアドバンテージを与えない場合、又はレジームの共同国若しくは緊密な同盟国でない国において別途入手可能である場合、各省庁は、許可例外 STA が利用可能であることを決定する（ただし、STA の適格性を制限する最重要な外交政策上の理論的根拠が明瞭に表現できる場合を除く）。“最終品目”が許可例外 STA が適格であるとするために、各省庁間のコンセンサスが必要とされる。そのような決定は、輸出政策諮問委員会（ACEP）の各省庁の代表者又は彼らに指名された者により行われる。

(5) 許可例外 STA の適格性請求の処理

(i) 承認

STA の適格性請求が承認された場合、請求された特定の最終品目に対して付加された許可例外 STA の使用を認可する通知を BIS から受ける。これは、SNAP-R によって生成される申請者への通知の形態をとる。承認の通知を受けた申請者は、申請者が所属する企業（例えば、支店又は流通業者）とそれを共有することができ、さらに、申請者が望む場合、それを（例えば、彼らのウェブサイトで）公表する手段を講じることできる。これに加えて、BIS は、関連する ECCN 及び BIS のウェブサイトに掲示されたオンラインテーブルに承認された最終品目について、承認された請求で特定される最終品目に対する許可例外 STA の使用の制限を削除する記述を追加する。BIS は、必要に応じて、その ECCN のエントリー又は最終品目に対して、本許可例外の適格性を EAR に追加する最終規則を公布する。

(ii) 拒絶

STA の適格性請求が承認されない場合、申請者は BIS から書面での通知を受け取る。これは、SNAP-R によって生成される申請者への通知の形態をとる。申請者は、STA の適格性請求をいつでも再提出することができる。

§ 720.21 キューバ人支援（SCP）

(a) 序文

この許可例外は、キューバ人の生活環境の改善及び自主的な経済活動の支援；キューバにおける市民社会の強化；並びにキューバ人への、キューバ人からの、及びキューバ人の中での情報の自由な流れの向上によってキューバ人を支援することを目的とするキューバへの特定の輸出及び再輸出を是認するものである。

(b) 生活環境の改善及び自主的な経済活動の支援

本項は、EAR99 に指定される品目、又は反テロリズム理由でのみ商務省規制品リスト（CCL）で規制される品目（すなわち、反テロリズムがその品目を規制する輸出規制分類番号（ECCN）で示されるところにより、その品目に適用される唯一の規制理由でなければならない）のキューバへの輸出又は再輸出を是認するものである。その品目に他の規制理由が適用される場合、本項による輸出又は再輸出は是認されない。この品目は、以下の一つ以上のカテゴリーの範囲になければならない：

(1) キューバの民間部門による使用のための品目であって、民間部門の経済活動のためのもの（下記のいずれかのために使用される品目を除く）：

(i) 主として国家収入を生み出すもの；又は

(ii) 国家運営に寄与するもの（国家が所有する建築物の建設若しくは修築を通じたものを含む）。

~~(1) 私有の建築物（私有の住居、会社、礼拝所及び民間部門の社会的利用若しくは娯楽的利用のための建築物を含む）を建設若しくは改造する民間部門による使用のための建築資材、設備、及び機具；~~

~~(2) 民間部門の農業活動のための器具及び設備；~~

~~(3) 民間部門の事業主による使用のための器具、設備、消耗品、及び計器；又は~~

(2) ~~(4)~~ キューバ国内の個人に対して彼らの個人的利用又は彼らの肉親の個人的使用のために直接的に販売される品目（本節の(d) (4) (ii) 項又は(d) (4) (iii) 項で特定されるメンバーを除く）。

(c) 市民社会の強化

本項は、市民社会を強化することができる指定された行為で使用するための特定の品目のキューバへの輸出又は再輸出を是認するものである。本項は、EAR99 に指定されるもの、又は CCL で反テロリズム理由でのみ規制されるもの（すなわち、反テロリズムがその品目を規制する ECCN で示されるところにより、その品目に適用される唯一の規制理由でなければならない）に限られる。その品目に他の規制理由が適用される場合、本項による輸出又は再輸出は是認されない。この輸出又は再輸出は、以下の一つ以上のカテゴリーの範囲になければならない：

- (1) 科学、考古学、文化、環境保護、教育、歴史保存、又はスポーツの活動のために贈与された品目のキューバへの輸出又は再輸出。
その活動は、米国軍需品リスト（22 CFR § 121）で列挙若しくはその他の形態で規定される品目又は商務省規制品リスト（EAR § 774 付則 1）で列挙若しくはその他の形態で規定される品目の“開発”、“製造”、“使用”、操作、据付、保守、修理、オーバーホール又は分解修理に関連するものであってはならない（ただし、その品目を規制する ECCN で示されるところにより、その品目に適用される唯一の規制理由が反テロリズムである場合を除く）。
- (2) キューバへの渡航者による品目のキューバへの一時的な輸出又は再輸出であって、科学、考古学、文化、環境保護、教育、歴史保存、若しくはスポーツの活動、又は専門会議若しくは専門的な研究における渡航者の使用のためのもの。以下の要求事項が適用される：
 - (i) その研究は、旅行者の専門職、職歴又は専門分野（大学院レベルのフルタイムの研究分野を含む）に直接関連するものでなければならない。
 - (ii) その活動又は研究は、米国軍需品リスト（22 CFR § 121）で列挙若しくはその他の形態で規定される品目又は商務省規制品リスト（EAR § 774 付則 1）で列挙若しくはその他の形態で規定される品目の“開発”、“製造”、“使用”、操作、据付、保守、修理、オーバーホール又は分解修理に関連するものであってはならない（ただし、その品目を規制する ECCN で示されるところにより、その品目に適用される唯一の規制理由が反テロリズムである場合を除く）。
 - (iii) その品目は、キューバ国内にある間に、渡航者の“有効な管理”のもとに置かなければならない。
 - (iv) 本項による一時的な輸出に対して是認される品目は、米国から輸出された日から 2 年以内に米国に戻されなければならない（ただし、次のいずれかに該当する場合を除く）：
 - (A) 当該品目がキューバにおいて消費される場合；又は
 - (B) その輸出者が、2 年間の満了日の前に、当該品目が 2 年を超える期間キューバ内にとどまることを BIS に申請し、BIS から認可を受けた場合。
 - (v) 本節の(c) (2) 項は、輸出される品目が 2 年間を超えてキューバにとどまることの“認識”を輸出の時点で当該輸出者が有している場合、是認されない。
- (3) 市民社会の強化を目的とする独自の活動を推進する人権機関、個人又は非政府組織に向けての品目のキューバへの輸出又は再輸出。

(d) 通信の改善

本項は、キューバ人への、キューバ人からの、及びキューバ人の中での情報の流れの向上によってキューバ人を支援することを目的とするキューバへの特定の品目の輸出及び再輸出を是認するものである。本項に基づいて是認される品目は、EAR99 に指定されるもの又は CCL で反テロリズム理由でのみ規制されるもの（すなわち、反テロリズムがその品目を規制する ECCN で示されるところにより、その品目に適用される唯一の規制理由でなければならない）に限られる。その品目に他の規制理由が適用される場合、本項による輸出又は再輸出は是認されない。この輸出又は再輸出は、以下の一つ以上のカテゴリーの範囲内になければならない：

- (1) 通信のための品目のキューバへの輸出又は再輸出（インターネットへのアクセス、インターネットサービスの使用、インフラ整備及びアップグレードを含む）。
- (2) 一般市民へのニュースの取材及び報道に従事するニュースメディア関係者であって、次のいずれかに該当する者による使用のためのキューバへの輸出又は再輸出：
 - (i) ニュース報道組織によってジャーナリストとして常時雇用されている者；

- (ii) 放送サポート職員若しくは技術職員として常時雇用されている者；
 - (iii) フリーのジャーナリストであって、フリーの報道プロジェクトに取り組んでいるジャーナリストとしてのこれまでの経験を有する者；又は
 - (iv) 放送職員若しくは技術職員であって、フリーの報道プロジェクトに取り組んでいるフリーのジャーナリストを支援する放送若しくは技術のこれまでの経歴を有する者。
- (3) 一般市民へのニュースの取材及び報道に従事する米国の報道局による使用のための品目のキューバへの輸出又は再輸出。
- (4) 個人又は民間の産業分野の事業者により使用される貨物又はソフトウェアであって、情報の自由な流れを向上するソフトウェア又は本節の(b)項で記載される民間部門の活動を支援するソフトウェアを開発するためのもののキューバへの輸出又は再輸出
以下の最終需要者には適用できない：
- (i) キューバ政府又はキューバ共産党並びにこれらが統括又は管理している組織；
 - (ii) 閣僚評議会のメンバー又は革命軍の海軍将官
 - (iii) 共産党政治局のメンバー

(e) 契約、通信及び通商の促進

この(e)項は、米国人とキューバ人の間の契約；キューバ人への、キューバ人からの、キューバ人の中での情報の自由な流れ；並びにキューバ国内での自主的な経済活動を促進することを目的とする特定の品目のキューバへの輸出又は再輸出を認可するものである。輸出又は再輸出は、以下の一つ以上のカテゴリーの範囲内になければならない：

- (1) 31 CFR 515.573 に基づいて或いは OFAC により発行された特別輸出許可に基づいてキューバ国内における物理的プレゼンス若しくはビジネスのプレゼンスを確立及び維持するために、財務省海外資産管理局 (OFAC) により認可された者による使用のための品目のキューバへの輸出又は再輸出。
この(e) (1)項に基づいて是認される品目は、EAR99 に指定されるもの（すなわち、EAR の対象であるが、どの ECCN にも指定されないもの）又は反テロリズム理由でのみ CCL で規制されるものに限られる。
- (2) 販促用プレゼントとして無料で渡される品目のキューバへの輸出又は再輸出
この(e) (3)項に基づいて是認される品目は、販促用プレゼントとして通常、無料で渡される種類の品目であって、EAR99 に指定されるもの（すなわち、EAR の対象であるが、どの ECCN でも指定されないもの）に限られる。

(e) 項の注: キューバ国内での物理的プレゼンス又はビジネスのプレゼンスを確立又は維持することに関連して、もたらせる支払い（例えば、リース料の支払い）は、31 CFR 515.573 又は OFAC により発行された特別輸出許可により認可される範囲においてのみ容認される。

(f) キューバへの一時的な輸出及び再輸出

この(f)項は、1年以内の期間において、特定の品目（EAR99 に指定されるもの又は反テロリズム理由でのみ CCL で規制されるもの（すなわち、反テロリズムがその品目を規制する ECCN で示されるところにより、その品目に適用される唯一の規制理由でなければならぬ）のキューバへの輸出又は再輸出を是認する。その他の規制理由がその品目に適用される場合、この(f)項は、本項による輸出又は再輸出に対して是認されない。本項は、その品目が1年間を超えてキューバにとどまる“認識”を輸出者又は再輸出者が有している場合；その品目を入手する注文（例えば、発注書）を出荷前に受けていた場合、又はその品目がその後リース若しくはレンタルされるためのものである場合、いかなる取引も是認されない。輸出又は再輸出は、以下のカテゴリーの一つ以上の範囲になければならない。

(1) 職業用具—貨物及びソフトウェア

EAR 対象品目であって、輸出許可若しくは許可例外のもとにキューバに輸出若しくは再輸出されたもの、又は EAR の対象でない外国原産の品目であって、キューバ国内の民間部門の事業者により所有され、彼らのみで使用されるものの、設置、サービス又は修理のために輸出者若しくは再輸出者又はその従業員により使用される貨物又はソフトウェアは、この(f)項のもとに輸出又は再輸出することができる。その貨物又はソフトウェアは、輸出者若しくは再輸出者又はその従業員の“有効な管理”のも

とに置かなければならない。不正アクセスを防止するのに役立つ安全対策の例には、以下のものが含まれる：

- (i) この許可例外のもとに是認されるソフトウェアの伝送及び使用を含むアクティビティのために IT ネットワークにアクセスする際のセキュアな接続（例えば、バーチャルプライベートネットワーク接続）の使用；
- (ii) この許可例外のもとに是認されるソフトウェアを格納した電子装置でのパスワードシステムの使用；及び
- (iii) この許可例外のもとに是認されるソフトウェアを格納した電子装置でのパーソナルファイアーウォールの使用。

(2) 職業用具—技術

EAR 対象品目であって、輸出許可若しくは許可例外のもとにキューバに輸出若しくは再輸出されたものの、又は EAR の対象でない外国原産の品目であって、キューバ国内の民間部門の事業者により所有され、彼らのみで使用されるものの、設置、サービス又は修理のためにキューバに渡航している若しくはキューバ国内に出向中の‘米国人’の輸出者若しくは再輸出者又はその従業員により使用される技術。この (f) (2) 項でいうところにおいて、‘米国人’とは以下のものをいう：

米国の市民権を有する個人、米国の“永住権取得を合法的に認められた”者（8 U. S. C. 1101 (a) (20) で定義される）又は 8 U. S. C. 1324b (a) (3) で定義される保護されている者。

また、‘米国人’は、米国の法律又は米国内での司法権のもとに組織される法人（例えば、会社、事業連合体、合名会社、協会団体、企業合同体、又は米国内でビジネスを行なうことを認可されたその他の事業者、組織若しくはグループ）を意味する。その技術を使用することになる従業員が‘米国人’でない場合、その従業員へのその技術の提供は、本項のもとにその従業員に輸出又は再輸出される可能性がある前に、輸出許可を要求したり、輸出許可若しくは本節以外の許可例外によって是認されてはならない。その技術の輸出者又は再輸出者及び受領者は、その技術が出荷又は伝送されている間及び国外において使用されている間において、その技術の不正な提供を防ぐ安全対策を講じなければならない。不正アクセスを防止するのに役立つ安全対策の例には、以下のものが含まれる：

- (i) この許可例外のもとに是認される技術の伝送及び使用を含む電子メール又はその他のビジネスアクティビティのために IT ネットワークにアクセスする際のセキュアな接続（例えば、バーチャルプライベートネットワーク接続）の使用；
- (ii) この許可例外のもとに是認される技術を格納する電子装置でのパスワードシステムの使用；及び
- (iii) この許可例外のもとに是認される技術を格納する電子装置でのパーソナルファイアーウォールの使用。

(3) 交換用の“部品”又は“部分品のキット

交換用の“部品”又は“部分品”からなるキットであって、輸出許可若しくは許可例外のもとにキューバに輸出若しくは再輸出された品目のためのもの、又は EAR の対象でない外国原産の品目であって、キューバ国内の民間部門の事業者により所有され、彼らのみで使用されるものためのものは、以下に該当する場合、この (f) (3) 項のもとに輸出又は再輸出することができる：

- (i) キットは、輸出者若しくは再輸出者又はその従業員の“有効な管理”のもとに置かれること；並びに
- (ii) そのキットのすべての部品及び部分品は返送されること（ただし、許可例外 部品及び装置のサービス及び交換 (RPL) の要求事項に従って、1 対 1 の交換を行うことができ、かつ、欠陥部品及び欠陥部分品が返送される場合を除く）（§ 740. 10 (a) の部品、部分品、付属品、及びアタッチメントを参照のこと）。

(4) 展示会及びデモンストレーション

見本市での展示会及びデモンストレーションのための貨物又はソフトウェアは、この (f) 項のもとに輸出又は再輸出を行うことができる、或いは、本節の (a) 項から (e) 項における貨物又はソフトウェアを受け取ることができるいかなる事業者に対しても、この (f) 項のもとに輸出又は再輸出を行うことができる。その貨物又はソフトウェアは輸出者若しくは再輸出者又はその民間部門の代理人の“有効な管理”のもとに置かなければならないし、一つの場所に 30 日を超えて展示又はデモンストレーショ

ンを行ってはならないし、また、実効的な展示又はデモンストレーションに必要な最小範囲を超えて使用してはならない。

(5) コンテナ

コンテナであって、キューバへの輸出又は再輸出のために輸出許可が必要であるが、輸出許可又は許可例外のもとにキューバに輸出されている貨物の出荷のために必要なものは、キューバに輸出又は再輸出することができる。しかし、この(f)項は、コンテナの内容物の輸出であって、(輸出許可から除外されていない場合)輸出又は再輸出について輸出許可又は許可例外のもとに別個に認可されなければならないものについては認可しない。

§ 740.11 付則 1—許可例外 GOV の使用に対する追加制限事項

(a) 協力国政府機関により国家領土内での公的使用のための品目

許可例外 GOV は、以下のものを除いて、協力国政府の領土内において、協力国政府機関に引渡され、かつ、当該機関の公的な使用のためのすべての品目に適用される：

- (1) 下記以外の仕向地への輸出又は再輸出について、輸出規制分類番号 (ECCN) のもとに国家安全保障 (NS) 理由で規制されるものとして商務省規制品リスト上で特定される品目のうち、次のいずれかに該当するもの：

オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン又はイギリス

1C001、5A001. b. 5、5A001. h、6A001. a. 1. b. 1 (水中探知装置のために設計したシステム又は送受信アレーであって、動作周波数が 30Hz から 2kHz のすべての帯域で音圧レベル (音源から 1m の距離で音圧が $1 \mu\text{Pa}$ である場合を 0dB としたときのもをいう) が 210dB を超えるもの)、6A001. a. 2. a. 1、6A001. a. 2. a. 2、6A001. a. 2. a. 3、6A001. a. 2. a. 5、6A001. a. 2. a. 6、6A001. a. 2. b、6A001. a. 2. e、6A002. a. 1. c、6B008、8A001. b、8A001. d、8A002. o. 3. b；及び

- (i) 1A002. a で規制される“複合材料”の構造体又はラミネートであって、有機物を“マトリックス”とし、かつ、1C010. c 又は 1C010. d で規制される材料からなるもの；及び

(ii) [Reserved]

(iii) [Reserved]

- (iv) 6A001. a. 2. c で規制される信号処理装置であって、曳行ハイドロホンアレーを持つリアルタイム用途のために特別に設計したもの；及び

- (v) 信号処理装置であって、6A001. a. 2. f で規制されるリアルタイム用途の海底用又は港湾用ケーブルシステムのために特別に設計したもの；及び

- (vi) “ソフトウェア”であって、次のいずれかに該当するもの：

(A) [RESERVED]

(B) 5D001. a で規制されるソフトウェアであって、5A001. b. 5 及び 5A001. h で規制される装置、機能又は性能の“開発”又は“製造”のために特別に設計したもの；及び

(C) 6D001 で規制されるソフトウェアであって、6B008 で規制される品目のためのもの；及び

(D) 6D003. a で規制されるソフトウェア；及び

(E) 7D003. a 又は 7D003. b で規制されるソフトウェア；及び

(F) 8D001 で規制されるソフトウェアであって、8A001. b、8A001. d 又は 8A002. o. 3. b で規制される装置の“開発”又は“製造”のために特別に設計したもの；

(G) 9D001 で規制されるソフトウェアであって、9A011、9E003. a. 1 又は 9E003. a. 3. a で規制される装置又は“技術”の“開発”のために特別に設計又は改造したもの；及び

(H) 9D002 で規制されるソフトウェアであって、9A011 で規制される装置の“製造”のために特別に設計又は改造したもの。

- (vii) “技術”であって、次のいずれかに該当するもの：

(A) 1E001 で規制される技術であって、1A002. a (本付則の (a) (1) (i) 項で定められている)、又は 1C001 で規制される品目のためのもの；及び

(B) [RESERVED]

(C) 5E001. a で規制される技術であって、5A001. b. 5 で規制されるデジタル制御方式の無線受信機及び 5A001. h で規制される即席爆発装置 (IED) 対抗装置及び関連装置；又は 5D001. a (5A001. b. 5 で規制されるデジタル制御の無線受信機及び 5A001. h で規制される無線周波数 (RF) 送信装置の“開発”又は“製造”のために特別に設計した“ソフトウェア”) の“開発”又は“製造”のためのもの；並びに

(D) 6E001 で規制される技術であって、この付則の (a) (1) 項で定める 6A001. a. 1. b. 1、6A001. a. 2. a. 1、6A001. a. 2. a. 2、6A001. a. 2. a. 3、6A001. a. 2. a. 5、6A001. a. 2. a. 6、6A001. a. 2. b、6A001. a. 2. c、6A001. a. 2. e、6A001. a. 2. f、6A002. a. 1. c、6B008、6D001 (6A008. 1. 3 又は 6B008 に掲げる装置の“製造”若しくは“開発”のために特別に設計したソフトウェア) 又は 6D003. a

に掲げる装置又は“ソフトウェア”の“開発”のためのもの；及び

- (E) 6E002 で規制される技術であって、この付則の (a) (1) 項で定める 6A001. a. 1. b. 1、6A001. a. 2. a. 1、6A001. a. 2. a. 2、6A001. a. 2. a. 3、6A001. a. 2. a. 5、6A001. a. 2. a. 6、6A001. a. 2. b、6A001. a. 2. c、6A001. a. 2. e、6A001. a. 2. f、6A002. a. 1. c、又は 6B008 で規制される装置の“製造”のためのもの；及び
- (F) 8E001 で規制される技術であって、8A001. b、8A002. o. 3. b 又は 8A001. d で規制される品目のためのもの；及び
- (G) 9E001 で規制される技術であって、9A011、9D001 (9A011 の“開発”のためのソフトウェア)、又は 9D002 (9A011 の“製造”のためのソフトウェア) に掲げる装置又は“ソフトウェア”の“開発”のためのもの；及び
- (H) 9E002 で規制される技術であって、9A011 に掲げる装置の“製造”のためのもの；及び
- (I) 9E003. a. 1 で規制される技術；及び
- (J) 9E003. a. 3. a で規制される技術；
- (2) 商務省規制品リストにおいて、ミサイル技術 (MT) 若しくは核不拡散 (NP) 理由で規制されるものとして特定される品目；
- (3) 輸出規制分類番号 (ECCN) 6A002. a. 1. c、6E001 (6A002. a. 1. c に掲げる装置の“開発”のための General Technology Note の対象となる技術)、及び 6E002 (6A002. a. 1. c に掲げる装置の“製造”のための General Technology Note の対象となる技術) で規制される地域安定品目；又は
- (4) 商務省規制品リストで定めるところの EI 理由で規制される暗号品目。

(b) 協力国政府の大使館及び領事館の任務

許可例外 GOV は、以下のものを除いて、カンントリーグループ B の国 (§ 740 付則 1 参照) に存在する協力国政府の外交館又は領事館に引渡され、これらの公務で使用するためのすべての品目に適用できる：

- (1) 下記以外の仕向地への輸出又は再輸出について、輸出規制分類番号 (ECCN) のもとに国家安全保障 (NS) 理由で規制されるものとして商務省規制品リスト上で特定される品目のうち、次のいずれかに該当するもの：
 - オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン又はイギリス
 - 1C001、5A001. b. 5、5A001. h、6A001. a. 1. b. 1 (水中探知装置であって動作周波数が 30Hz から 2kHz のすべての帯域で音圧レベル (音源から 1m の距離で音圧が $1\mu\text{Pa}$ である場合を 0dB としたときのものをいう) が 210dB を超えるもの)、6A001. a. 2. a. 1、6A001. a. 2. a. 2、6A001. a. 2. a. 3、6A001. a. 2. a. 5、6A001. a. 2. a. 6、6A001. a. 2. b、6A001. a. 2. e、6A002. a. 1. c、6B008、8A001. b、8A001. d、8A002. o. 3. b；及び
 - (i) 1A002. a で規制される“複合材料”の構造体又はラミネートであって、有機物を“マトリックス”とし、かつ、1C010. c 又は 1C010. d にリストされる材料からなるもの；及び
 - (ii) [Reserved]
 - (iii) [Reserved]
 - (iv) 6A001. a. 2. c で規制される信号処理装置であって、曳行ハイドロホンアレーを持つリアルタイム用途のために特別に設計したもの；及び
 - (v) 信号処理装置であって、6A001. a. 2. f で規制されるリアルタイム用途の海底用又は港湾用ケーブルシステムのために特別に設計したもの；及び
 - (vi) “ソフトウェア”であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (A) [RESERVED]
 - (B) 5D001. a で規制されるソフトウェアであって、5A001. b. 5 及び 5A001. h で規制される装置、機能又は性能の“開発”又は“製造”のために特別に設計したもの；及び
 - (C) 6D001 で規制されるソフトウェアであって、6B008 で規制される品目のためのもの；及び
 - (D) 6D003. a で規制されるソフトウェア；及び

- (E) 7D003. a 又は 7D003. b で規制されるソフトウェア；及び
 - (F) 8D001 で規制されるソフトウェアであって、8A001. b、8A001. d 又は 8A002. o. 3. b で規制される装置の“開発”又は“製造”のために特別に設計したもの；
 - (G) 9D001 で規制されるソフトウェアであって、9A011、9E003. a. 1 又は 9E003. a. 3. a で規制される装置又は“技術”の“開発”のために特別に設計又は改造したもの；及び
 - (H) 9D002 で規制されるソフトウェアであって、9A011 で規制される装置の“製造”のために特別に設計又は改造したもの。
- (vii) “技術”であって、次のいずれかに該当するもの：
- (A) 1E001 で規制される技術であって、1A002. a (本付則の(a)(1)(i)項で定められている)、又は 1C001 で規制される品目のためのもの；及び
 - (B) [RESERVED]
 - (C) 5E001. a で規制される技術であって、5A001. b. 5 で規制されるデジタル制御方式の無線受信機及び 5A001. h で規制される即席爆発装置 (IED) 対抗装置及び関連装置；又は 5D001. a (5A001. b. 5 で規制されるデジタル制御の無線受信機及び 5A001. h で規制される無線周波数 (RF) 送信装置の“開発”又は“製造”のために特別に設計した“ソフトウェア”) の“開発”又は“製造”のためのもの；及び
 - (D) 6E001 で規制される技術であって、この付則の (a) (1) 項で定める 6A001. a. 1. b. 1、6A001. a. 2. a. 1、6A001. a. 2. a. 2、6A001. a. 2. a. 3、6A001. a. 2. a. 5、6A001. a. 2. a. 6、6A001. a. 2. b、6A001. a. 2. c、6A001. a. 2. e、6A001. a. 2. f、6A002. a. 1. c、6B008、6D001 (6B008 に掲げる装置の“製造”若しくは“開発”のために特別に設計したソフトウェア) 又は 6D003. a に掲げる装置又は“ソフトウェア”の“開発”のためのもの；及び
 - (E) 6E002 で規制される技術であって、この付則の (a) (1) 項で定める 6A001. a. 1. b. 1、6A001. a. 2. a. 1、6A001. a. 2. a. 2、6A001. a. 2. a. 3、6A001. a. 2. a. 5、6A001. a. 2. a. 6、6A001. a. 2. b、6A001. a. 2. c、6A001. a. 2. e、6A001. a. 2. f、6A002. a. 1. c、又は 6B008 で規制される装置の“製造”のためのもの；及び
 - (F) 8E001 で規制される技術であって、8A001. b、8A002. o. 3. b 又は 8A001. d で規制される品目のためのもの；及び
 - (G) 9E001 で規制される技術であって、9D001 で規制される品目のためのもの；及び
 - (H) 9E002 で規制される技術であって、9A011 の製造のためのもの；及び
 - (I) 9E003. a. 1 で規制される技術；及び
 - (J) 9E003. a. 3. a で規制される技術；
- (2) 商務省規制品リストにおいて、ミサイル技術 (MT) 若しくは核不拡散 (NP) 理由で規制されるものとして特定される品目；
- (3) 輸出規制分類番号 (ECCN) 6A002. a. 1. c、6E001 (6A002. a. 1. c に掲げる装置の“開発”のための General Technology Note の対象となる技術)、及び 6E002 (6A002. a. 1. c に掲げる装置の“製造”のための General Technology Note の対象となる技術) で規制される地域安定品目；又は
- (4) 商務省規制品リストで定めるところの EI 理由で規制される暗号品目。

§ 740 付則 1 : カントリーグループ

§ 740 付則 1 は、この文書ではフォーマットされていない。
ファイル 740spir. [Country Group] を参照してください。

§ 740 付則 2—人道的許可例外のもとに基本的ヒューマンニーズを満たすために
寄贈することができる品目：

(a) 健康

身体障害者用機器、病院用品及び機器、検査室用品及び機器、医療用品及び機器、薬剤処理装置、医薬品、ビタミン、水資源装置、食料品、小規模の農作業に適した農業資材及び農器具、農業の研究と試験用の装置、肥料、小規模の漁業に適した漁具及び用品

(b) 食糧

殺虫剤、農薬、種子、小規模の灌漑装置、獣医薬及び用品

(c) 衣服及び家財道具

寝具、衣服、調理具、布地、個人用衛生品目、石鹼製造装置、織編機及び縫製機器

(d) 住居

建材、作業工具

(e) 教育

書籍、個人用の文具、学校用家具、身体障害者用の特殊教育用品及び機器

(f) 寄付金事業を運営し管理するために必要な基礎的な支援機器及び支援用品

訓練のための視聴覚教材、発電機、オフィス用品及び機器

§ 740 付則 3 : 許可例外 ENC 優遇国

オーストリア、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国